

新・生物多様性国家戦略の 実施状況の点検結果（第2回）

平成16年9月13日

生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議

新・生物多様性国家戦略の実施状況の点検結果（第2回）

<目次>

はじめに

I 「『新・生物多様性国家戦略の実施状況の点検結果（第1回）』を踏まえた施策の方向について（意見）」の対応状況	1
1. 点検の方法について	2
（1）生物多様性上の課題全体の体系的な点検について	2
（2）具体的施策の展開に関する点検結果（個票）について	3
（3）地方公共団体、企業、民間団体の取組について	3
2. 関係省庁が実施している環境調査について	5
3. 新国家戦略の普及啓発について	6
（1）自然への関心があると回答した割合は約3／4	6
（2）「生物多様性」の認識度は3割、「生物多様性国家戦略」の認識度は6.5%	6
（3）自然環境に関する情報の入手経路は①テレビ、②新聞、③雑誌	8
（4）現在進めている取組	8
4. 生物多様性の理念についての議論を深めることについて	9
II 地方公共団体、企業、民間団体の取組について	11
1. 地方公共団体における生物多様性の確保に向けた取組	11
（1）地方公共団体における自然環境・生物多様性の保全に関する計画の策定状況	11
（2）地方公共団体における自然環境・生物多様性の保全に関する数値目標の設定状況	12
（3）自然環境の保全を図るため横断的な組織を設置している地方公共団体の状況	14
（4）地方公共団体における取組事例～熊本県白川における河畔林保全～	14
2. 企業における生物多様性の確保に向けた取組	16
（1）企業に対する認識の変化	16
（2）企業（建設会社）における取組事例～十勝多自然ネット～	17
3. 民間団体における生物多様性の確保に向けた取組	20
（1）活発化する民間団体の取組	20
（2）民間団体による自然再生に向けた取組調査について	21
（3）民間団体の取組事例～東京湾・横浜のアマモ場再生～	22
（4）住民参加の事例～松浦川アザメの瀬自然再生事業～	23
（5）農家と専門家が協力した事例～広島県御調町源五郎米研究会と田んぼネット～	25
III 生物多様性の危機への対応	27
1. 「第1の危機」への対応	27
2. 「第2の危機」への対応	28
3. 「第3の危機」への対応	28
IV 主要テーマ別取扱方針に関する点検結果	29

1. 重要地域の保全と生態的ネットワーク形成	29
(1) 重要地域の保全	29
(2) 生態的ネットワークの形成	31
2. 里地里山の保全と持続可能な利用	32
3. 湿原・干潟等湿地の保全	34
4. 自然の再生・修復	35
5. 野生生物の保護	37
(1) 種の絶滅の回避、猛禽類保護への対応、海棲動物の保護と管理	37
(2) 野生鳥獣の科学的・計画的な個体群管理システムの確立	38
(3) 移入種（外来種）問題への対応	39
6. 自然環境データの整備	41
(1) 生態学、分類学を中心とした基礎的研究や、関連する応用的研究の推進	41
(2) 自然環境保全基礎調査の質的転換	42
(3) 情報の共有と公開	43
7. 効果的な保全手法等	44
(1) 効果的保全のための様々な手法の活用、環境アセスメントの充実	44
(2) 国際的取組	45
V 具体的施策の展開に関する点検結果	48
1. 国土の空間的特性、土地利用等に応じた施策	48
(1) 森林・林業	48
(2) 農地・農業	55
(3) 都市・公園緑地・道路	58
(4) 河川・砂防・海岸	61
(5) 港湾・海洋	67
(6) 漁業	70
(7) 自然環境保全地域・自然公園	74
(8) 名勝・天然記念物	76
2. 横断的施策	77
(1) 野生生物の保護と管理	77
(2) 生物資源の持続可能な利用	83
(3) 自然とのふれあい	87
(4) 動物愛護・管理	89
3. 基盤的施策	90
(1) 生物多様性に関する調査研究・情報整備	90
(2) 教育・学習、普及啓発及び人材育成	94
(3) 経済的措置等	98
(4) 国際的取組	100

＜はじめに＞

新・生物多様性国家戦略（以下「新国家戦略」という。）は、平成14年3月27日に地球環境保全に関する関係閣僚会議において決定されています。この新国家戦略は政府全体として「自然と共生する社会」を実現することを目的に、自然環境とこれらに関する施策等の全般を論じるとともに、保全だけではなく、広範な分野、領域における持続可能な利用の観点も重視した、自然の保全と再生のトータルプランとして策定されています。

この新国家戦略に基づく施策の着実な推進を図るため、毎年、国家戦略の実施状況を点検することとしています。

第1回目の点検は、平成15年11月にとりまとめられており、中央環境審議会から、

- ①点検の方法について、関係省庁の取組を十分に反映しつつ、生物多様性上の課題について体系的に点検を行うこと、また、地方自治体、企業、民間団体の取組についても情報を収集し点検することが重要であること、
- ②関係省庁が実施している環境調査について、連携が図られるよう枠組みの整備が必要なこと、
- ③新国家戦略の普及・啓発に努めること、
- ④生物多様性の理念について議論を深めること

の指摘がなされています。

平成16年度に実施する点検に当たっては、新国家戦略の施策の進捗状況に加えて、これらの指摘についての対応状況についても点検を行っています。

第2回目の点検については、生物多様性国家戦略省庁連絡会議の担当者会議を平成16年4月12日に開催するとともに、関係省庁の自主的な点検に着手し、とりまとめを行っています。

I 『新・生物多様性国家戦略の実施状況の点検結果（第1回）』を踏まえた施策の方向について（意見）への対応状況

1. 点検の方法について

第2回目の点検においては、点検方法を次のように見直しました。

（1）生物多様性上の課題全体の体系的な点検について

新国家戦略では、第3部で特記すべき7つの主要なテーマ毎について、施策の取扱い方を述べています。これらの施策について、着手しているかどうか等を○△×で明確に示すとともに、その進捗について数値を用いてできるだけ客観的にわかりやすく示すように工夫しました。

これにより、新国家戦略で掲げている施策について、どの分野で進捗が見られるのか、また、どの分野の進捗に遅れが見られるのかが明確になり、全体としての施策の進捗状況の分析、評価ができるようになっていきます。

また、新国家戦略での施策の進捗状況を示す数値について、戦略策定時と現時点の推移を比較できるように整理しており、どの分野の進捗が著しく、どの分野に進捗が見られないのかが、数値の面からも把握できるようになっています。

具体的な整理の様式を図1に示しています。

※進捗状況：○実施中、△検討中、×未着手

1. 重要地域の保全と生態的ネットワーク形成

（1）重要地域の保全

（進捗状況の概要）

7つの主要なテーマについて、実施状況を簡潔に記述。ポイントが一目でわかる。

施策の目標	進捗状況	今後の課題
自然公園については、国土における生物多様性保全の骨格的な部分、屋台骨としての役割をより積極的に担う。	○	
国家戦略に明記された施策を抜き書き。戦略で何が求められているかを明確に確認する。	○	
	×	
	△	

進捗状況は、概要と○△×の記号を書き込む。取組が進んでいない施策がわかり、今後の施策検討に資する。

数値で見る実施状況

指標	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
原生自然環境保全地域の指定箇所数及び面積	H14.3		H16.3		

関係する施策の数値実績を掲載。戦略改定時からの変化を見る。

図1 主要テーマ別の取扱い方針に関する点検結果のとりまとめ方法について

（２）具体的施策の展開に関する点検結果（個票）について

新国家戦略では、第４部に「具体的施策の展開」として、関係省庁が取り組む施策について網羅的に記述を行っています。これらの具体的施策としては、関係省庁が具体的に実施し又は実施に向けた準備を行っているものが掲げられており、今回の点検では、新国家戦略策定以降、生物多様性の保全及び持続可能な利用の観点から一定の進展があったものとして関係省庁が点検したものを記載しています。

この個票の整理手法についても、図２に示すように、できるだけ施策の進捗状況を数値化して示すとともに、新国家戦略の点検での記述と対比させて記載することにより進捗状況を把握できるように工夫しています。

１．第４部における事項番号と施策名		○章×節△ ○○○○	
２．第３部第２章の各テーマとの関係		基本方針と具体的施策の対応が明確になる。	
３．本施策を展開する必要性とその目的			
４．施策の概要		５．施策の進捗状況	
①		施策の中身とその現状（可能な限り具体的な数値を記載）。	
②			
６．予算・税制等項目	当初予算（百万円・千円）		７．今後の課題
	H15年度	H16年度	
	○○,○○○	○○,○○○	これからの施策の方向性や改善すべき点がわかる。
実際に投入された金額とその推移がわかる。			

○○省○○○○局○○○○課

図２ 具体的施策の展開に関する点検結果（個票）のとりまとめ方

（３）地方公共団体、企業、民間団体の取組について

新国家戦略では、関係省庁の施策の進捗状況について関係省庁が自主的に点検することとなっており、地方公共団体、企業、民間団体の取組を点検することは規定されていませんが、第１回点検において中央環境審議会からこれらの取組についても取り上げることが必要との指摘があったため、第２回点検においては、これらの取組についても取り上げています。

地方公共団体の取組については、平成16年3月12日から4月19日にかけて「環境基本計画で期待される地方公共団体の取組についてのアンケート」を実施し、この中で、環境保全に関する他の分野と比較させながら、自然環境の保全、生物多様性の確保に向けた取組の調査を実施しています。また、具体的な事業における自然環境の保全の取組事例として熊本県の白川の河川整備に向けた取組を事例として取り上げています。

企業の取組については、網羅的な調査は実施していませんが、地域の企業の取組事例として、北海道十勝地方の地域の建設産業の取組を取り上げています。

民間団体の取組については、いわゆる中間型の組織として、全国各地で活動する民間団体のとりまとめを行っている、①NPO法人全国水環境交流会、②里地ネットワーク、③NPO法人森づくりフォーラム、④NPO法人海辺づくり研究会などと協力して、それぞれの現場の活動を、他のフィールドで活動している活動家が取材を行い、これをケーススタディとして、分析する作業を進めています。

これらについては「Ⅱ 地方公共団体、企業、民間団体の取組について」で取り上げています。

2. 関係省庁が実施している環境調査について

関係省庁が実施している環境調査について連携を図るため、環境省自然環境局、農林水産省農村振興局、林野庁森林整備部、国土交通省河川局、国土交通省港湾局をメンバーとするワーキンググループ（以下「WG」。）を設置しました。このWGにおいて現在、各調査間の連携を図るための検討を進めています。

関係省庁の調査データがGIS情報として使用可能であることを基本としていることから、GISデータとして相互に利用可能かどうかを検証するため、岡山県南部を対象に試行的に関係省庁のデータの整理を進めています。

しかしながら、それぞれの調査の目的、データの活用方法によりデータの格納形式等に違いがあることから、相互にデータをやりとりするためには、データ間で変換の作業が必要となることなどが判明しています。

これらの試行作業を通じて、関係省庁が実施する自然環境調査の連携を進めるための課題の抽出、解決に向けた取組などを進めていく予定です。

生物の調査状況－魚類の種数－

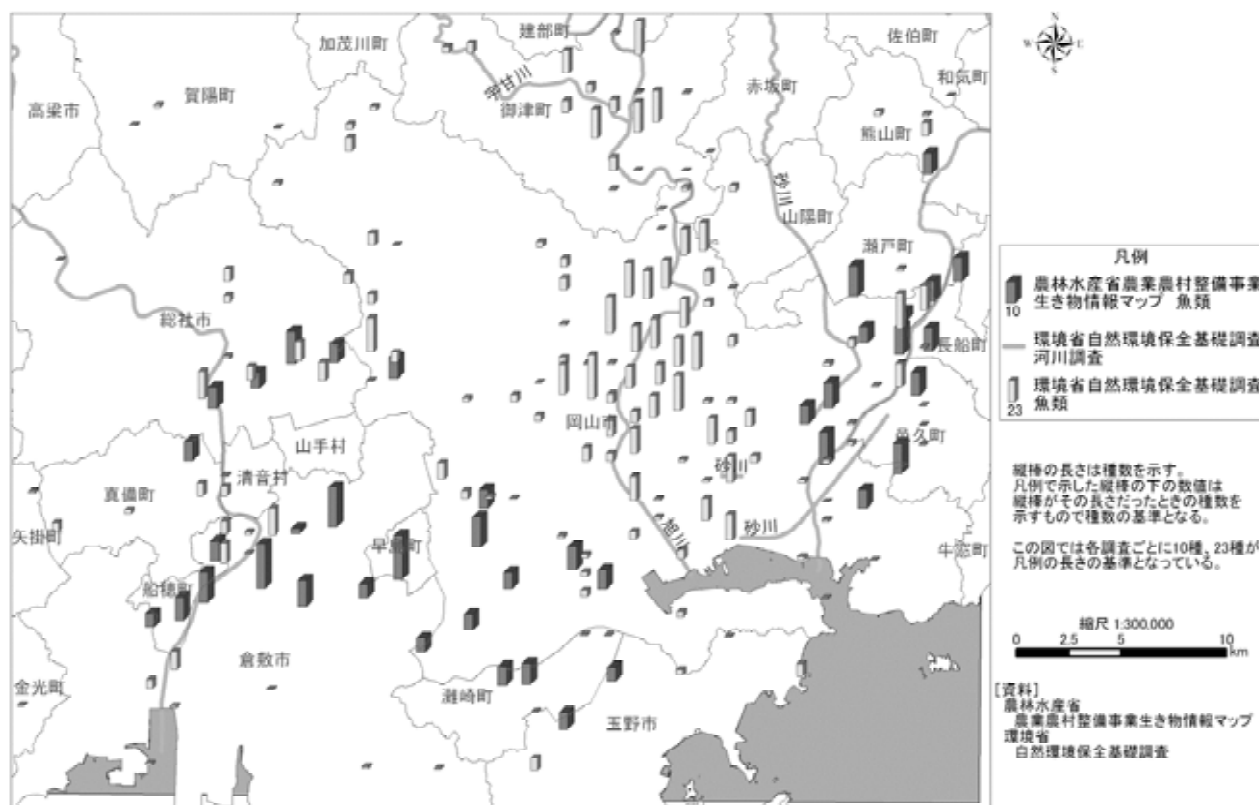


図3 岡山県南部を対象とした試行作業中のデータ

•「農林水産省農業農村整備事業生き物情報マップ」の調査地点と「環境省自然環境保全基礎調査」の調査地点（メッシュ単位で把握）において、それぞれ確認された魚類種数を、縦棒で示したもの。

3. 新国家戦略の普及啓発について

新国家戦略の普及啓発を図るためには、まず、生物多様性がどの程度、どのように認識されているのかを把握することが必要であり、このためのアンケート調査を実施しました。

全国20歳以上の者、2,000名を対象に調査員による個別面接聴取を行いました。有効回収数は1,483名（74.2%）です。

表1 アンケート調査の概要

母集団	全国20歳以上の者
標本数	2,000名
抽出法	層化2段無作為抽出法
調査手法	調査員による個別面接聴取
調査時期	平成16年4月15日～21日
回収結果	有効回収数（率）1,483名（74.2%）
回答者属性	男性699名（47.1%） 女性784名（52.9%）

（1）自然への関心があると回答した割合は約3／4

自然については、約3／4が関心があると回答しており、自然環境そのものへの関心は高いことがわかります。

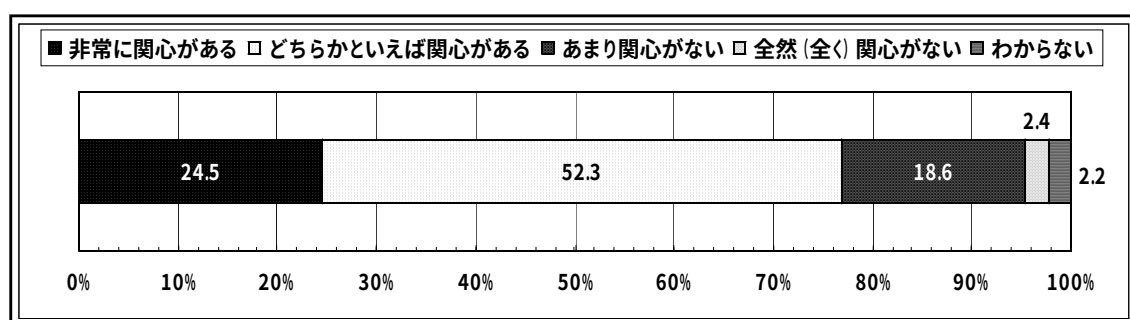


図4 自然への関心

（2）「生物多様性」の認識度は3割、「生物多様性国家戦略」の認識度は6.5%

このアンケートからは、「生物多様性」という言葉を知っているあるいは聞いたことがあると回答した割合は約3割ですが、「生物多様性国家戦略」を知っているあるいは聞いたことがあると回答した割合は6.5%となっており、新国家戦略について、一般の方々の認識がそれほど高くないことがわかります。

このうち自然環境に関心を持つ層の「生物多様性」及び「生物多様性国家戦略」に対する認識状況は、そうでない層と比べると少し高いことがわかりますが、それでも全体と大きく変わるわけではありません。

自然環境への関心が高い方々は多く、このような方々に、どのように生物多様性に関

する情報を伝えていくかということが重要です。

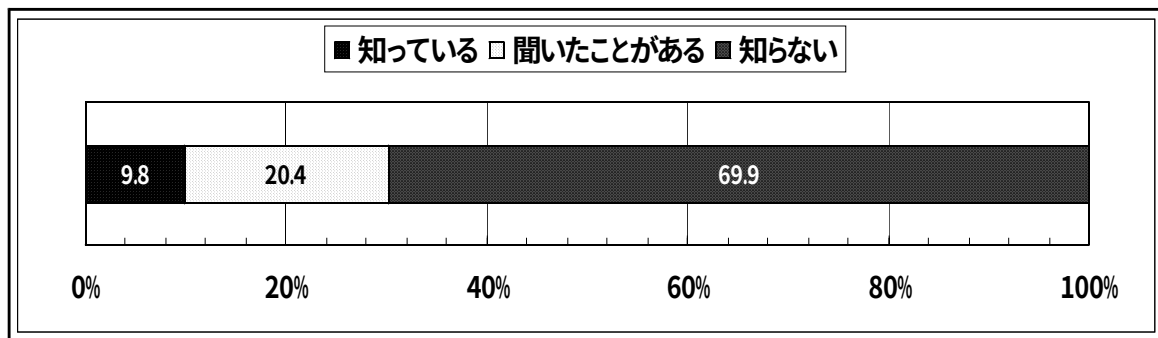


図5 「生物多様性」の認識状況

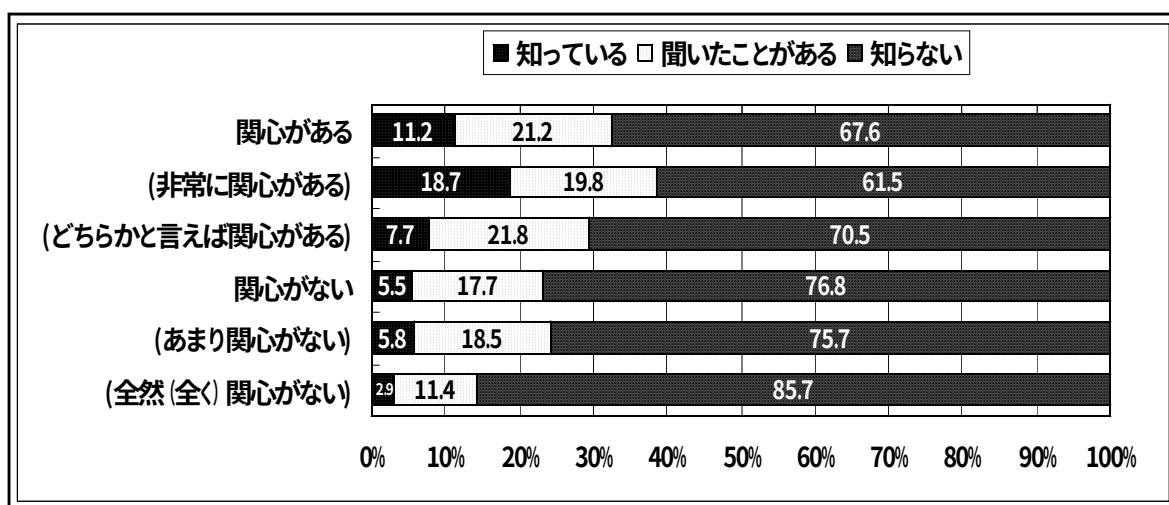


図6 自然環境への認識度合いによる「生物多様性」の認識状況

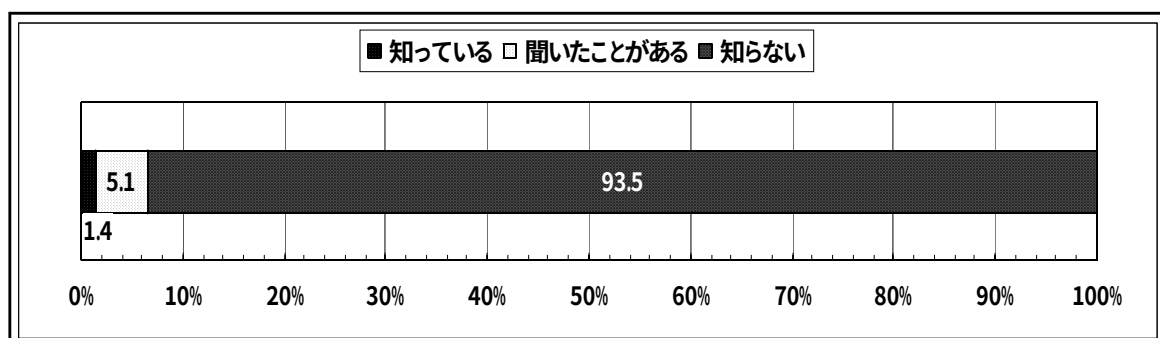


図7 「生物多様性国家戦略」の認識状況

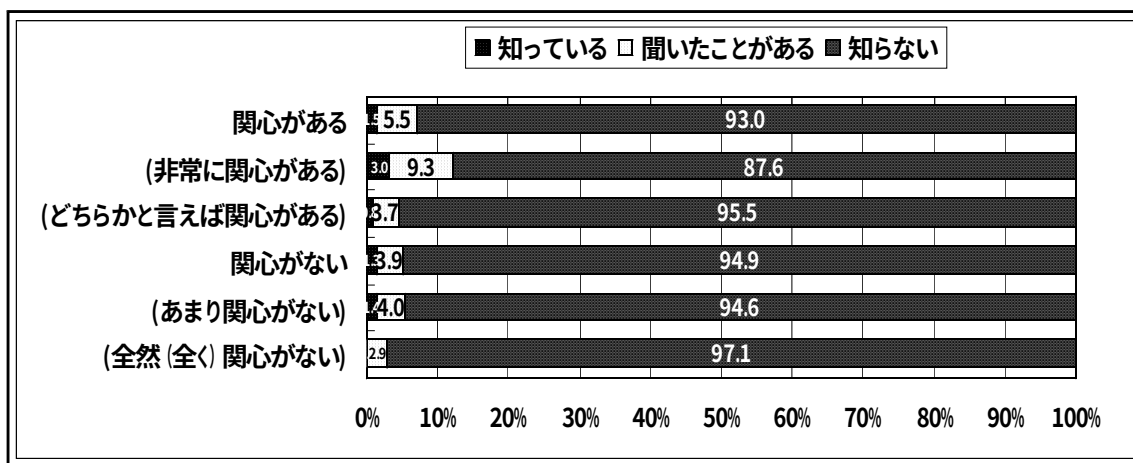


図8 自然環境への認識度合いによる「生物多様性国家戦略」の認識状況

(3) 自然環境に関する情報の入手経路は①テレビ、②新聞、③雑誌

一方、自然環境や野生生物に関する情報の入手経路としては、テレビ、新聞、雑誌が多く、ついで書籍、パンフレットとなっています。自然環境に関する情報についてはマスコミからの情報伝達の効果が高いことが示されており、今後、生物多様性に関する普及啓発を図る上での方向性を示しているといえます。

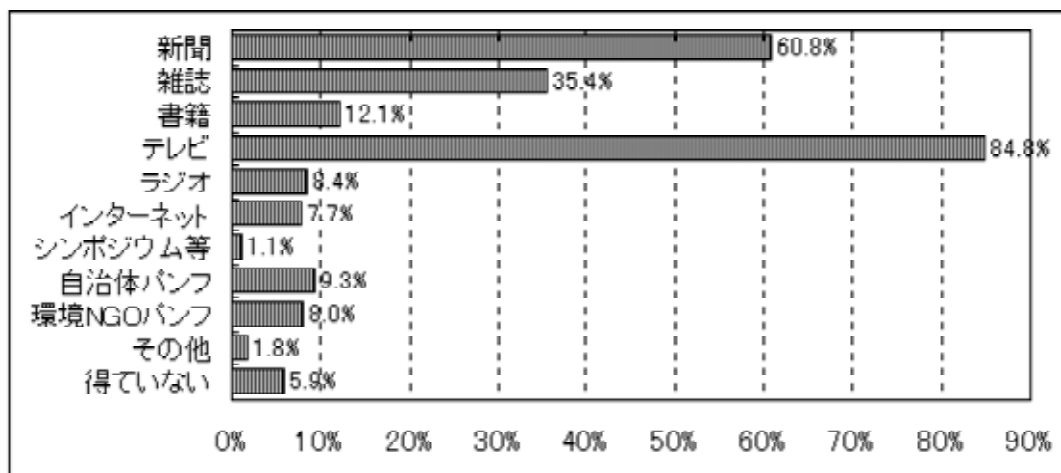


図9 自然環境や野生生物に関する情報の入手経路

(4) 現在進めている取組

これは、後述する生物多様性の理念の深化と関係することですが、「生物多様性とは一体何か？」ということを知りやすく、説得力を持って示せないのが現状です。生物多様性条約では生物多様性は「すべての生物の間の変異性をいうものとし、種の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む」と定義されています。また、新国家戦略では生物多様性の理念の意味として①人間生存の基盤、②世代を超えた安全性、③有用性の源泉、④豊かな文化の根源を示しています。

これは生物多様性という概念が、単一の考え方では整理できなく、様々な側面からのアプローチがあるためと思われます。我々の自然観や価値観等が多様なのに同様に、生物多様性に対する認識も人それぞれで多様であるからと思われます。現在、環境に関心を持つジャーナリストと連携して、文化、芸術も含めて各方面で活躍する方々に対して、生物多様性に関し様々な角度からインタビューを実施し、雑誌等に連載するなどの取組を始める予定です。このような取組から生物多様性に関する様々な論点が明らかになってくると期待しています。

また、中高生程度以上を対象に、生物多様性に関する理解が深まるようなパンフレットなどについても作成していく予定です。

4. 生物多様性の理念に関して議論を深めることについて

前述のアンケート調査において、生物多様性への認識についても調査を実施しています。

このアンケートでは、①趣味と生物多様性、②レクリエーション開発と生物多様性、③日常生活の快適性と生物多様性などの観点から、これについて、どちらを重視するのかを聞いています。

①から③にかけて、生物多様性が重要とする回答が減少（68.5%→49.0%→43.8%）し、両者の両立が必要とする回答が増加（24.5%→42.9%→46.5%）する傾向があります。

このような一般の方々の認識を前提に、生物多様性について議論を深める必要があります。

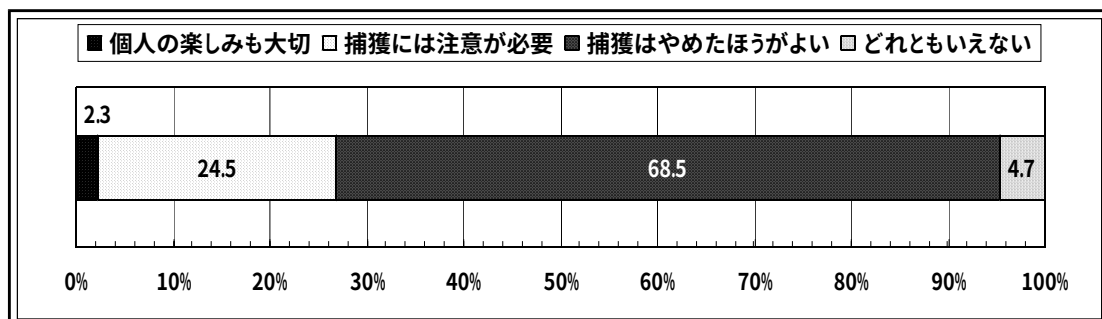


図 1 0 趣味か生物多様性か

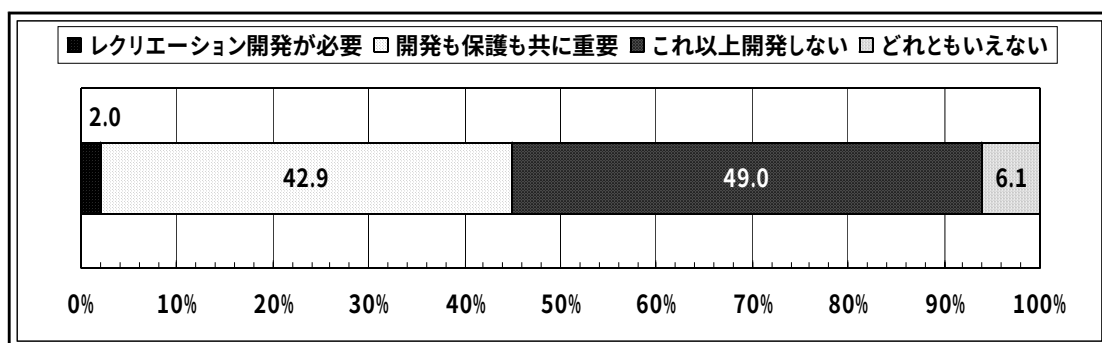


図 1 1 レクリエーション開発か生物多様性か

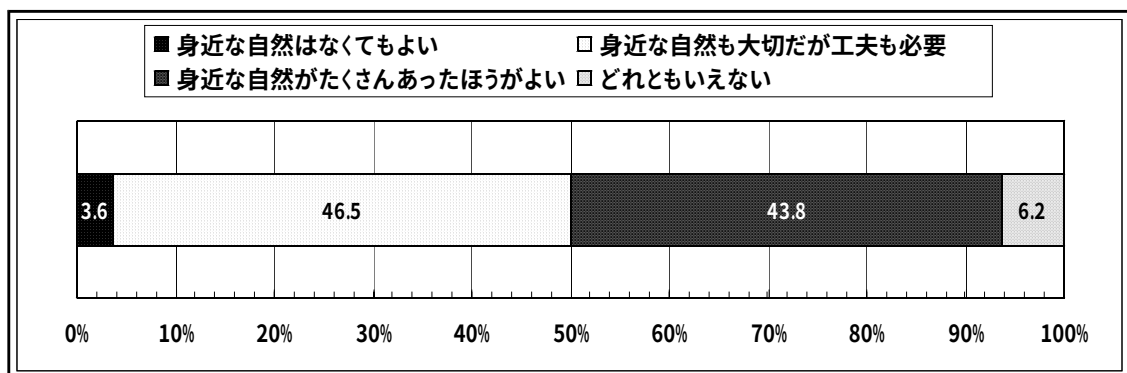


図 1 2 日常生活の快適さか生物多様性か

また、生き物を駆除することと命の大切さとの関係については、生態系のために駆除すべきとした回答が55.8%、命の大切さから駆除すべきではないとした回答が34.1%と駆除を肯定する割合の方が高いという結果を得ました。

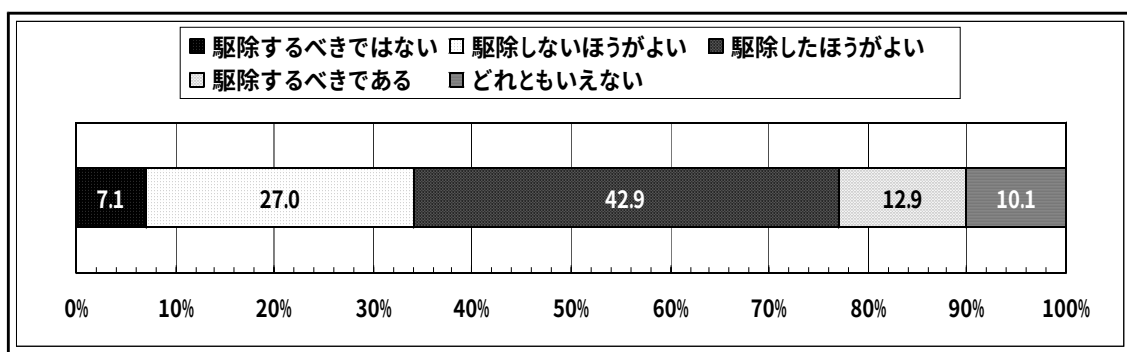


図 1 3 命の大切さか生物多様性か

このような結果も踏まえつつ、前述の各方面で活躍している有識者のインタビュー等をも通じて、生物多様性の理念について、深化に取り組めます。

II 地方公共団体、企業、民間団体の取組について

1. 地方公共団体における生物多様性の確保に向けた取組

地方公共団体が環境保全に対してどのような取組を行っているのか全地方公共団体(3,206団体)を対象に平成16年3月12日から4月19日にかけて「環境基本計画で期待される地方公共団体の取組についてのアンケート」を行いました。有効回答数は2,101団体、回収率は65.5%でした。

このアンケート調査では、地球温暖化等の分野と同様に生物多様性に関しても調査を行っています。

(1) 地方公共団体における自然環境・生物多様性の保全に関する計画の策定状況

調査結果からは、自然環境・生物多様性の保全に関する計画を策定している地方公共団体の割合は6.5%で、検討中の団体は11.5%となっています。環境保全に関する他の分野では、例えば、環境に関する総合的な計画では、策定している割合は25.0%、検討中の団体は20.7%、地球温暖化防止に関する計画では策定している割合は25.9%、検討中の団体は20.3%となっており、自然環境・生物多様性の保全に関する計画の数倍程度の地方公共団体が策定していることになります。

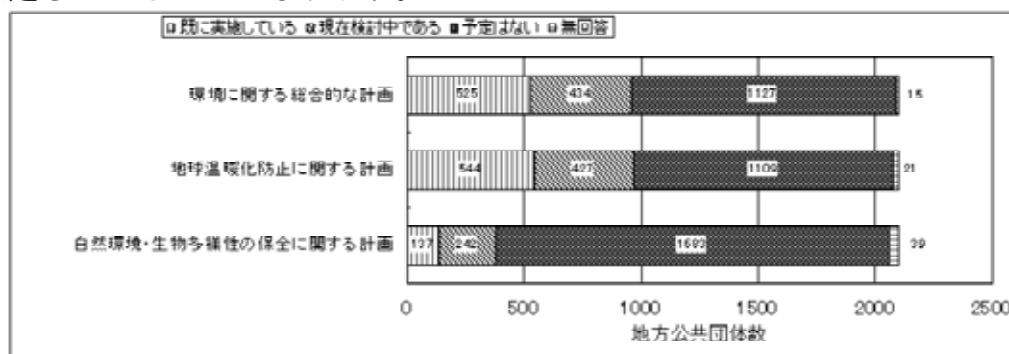


図2-1 地域の環境保全に関する計画の策定状況 (n=2,101)

計画を既に策定してる地方公共団体を規模別に見ると、都道府県では57.4%、政令指定都市では23.1%、市区町村では5.2%と、大きな規模から小さな規模にかけて、極端に策定率が低くなっていることがわかります。

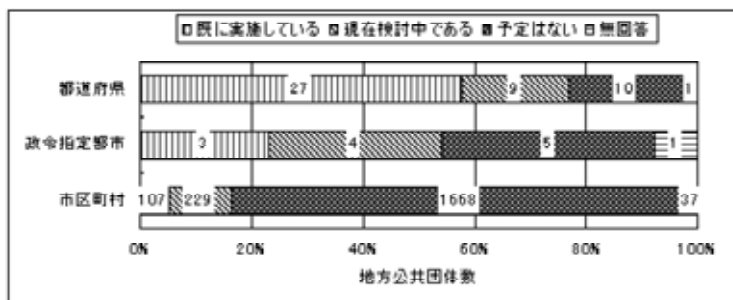


図2-2 地方公共団体規模別の自然環境・生物多様性の保全に関する計画の策定状況

①都道府県における計画の例

○茨城県希少野生動植物保護指針～茨城県～

平成14年度から動植物や生態系の専門家をメンバーとした検討委員会を設置し、平成16年3月に策定されました。

当該指針では、県内の希少野生動植物のおかれている状況や取り巻く環境、また、その保護の現状を整理しています。さらに、各種開発事業を進めていく際の希少野生動植物保護のための基本的な考え方及び手続きのほか、希少野生動植物の生息・生育環境の保全や外来種問題への県の対応についての方向性がとりまとめられています。

また、当該指針の目的を達成するため、県、市町村、事業者、県民や民間団体等すべての主体が積極的に取組を進めていくことが重要であることから、各主体に期待される役割や各主体間の連携のあり方等についての整理が行われています。

②市町村における計画の例

○まちだエコプラン～東京都町田市～

平成9年から専門家、市民団体、市議会議員等をメンバーとした策定委員会を設置し、11回の審議を経て、平成11年度に策定されました。

当該プランは、「町田市基本構想・基本計画（当時）」を上位計画として、特にその基本目標の一つである「多摩丘陵の風土を愛する環境重視のまち」の実現を目指してまとめられたものです。



図2-3 序章 エコプランの趣旨と特徴より

当該プランにより、生態系の現状を可能な限り把握・評価し、その結果を提示することで配慮すべき町田市の生態系の現状と、豊かな生態系の保全・回復・創出の考え方を提示しています。また、その考え方を提示するに当たっては、生物多様性を支える生態系ネットワークを重要視し、行政区域界を越えた小流域を単位とした分析を行っています。

これらの考え方等は、同時にまとめられた「緑の基本計画」の緑地構造のベースや緑地の配置計画等に活用されています。

（２）地方公共団体における自然環境・生物多様性の保全に関する数値目標の設定状況

自然環境・生物多様性の保全に関して数値目標を設定している地方公共団体の割合は、5.9%、検討している団体は8.9%となっています。他の環境保全に関する分野では、例えば、地球温暖化対策に関しては数値目標を設定している割合は24.5%、検討中のものは14.7%となっており、計画の策定と同様に、大きな開きがあります。

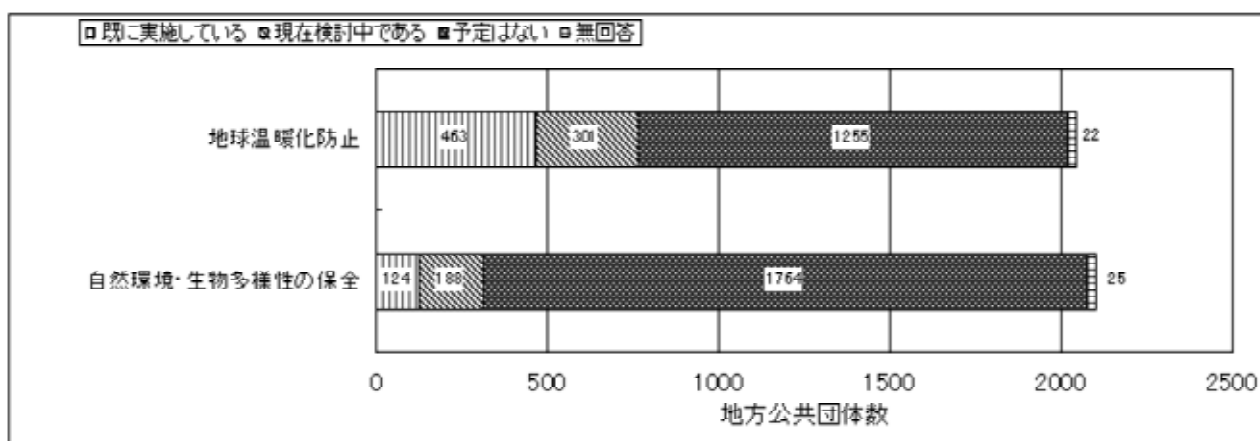


図2-4 地域の環境保全に関する独自の数値目標の設定状況

数値目標を既に導入している地方公共団体を規模別に見ると、都道府県では70.2%、政令指定都市では38.5%、市区町村では4.2%となっており、これも計画策定数と同様に、公共団体の規模が小さくなるほど数値目標の設定が少ないことがわかります。

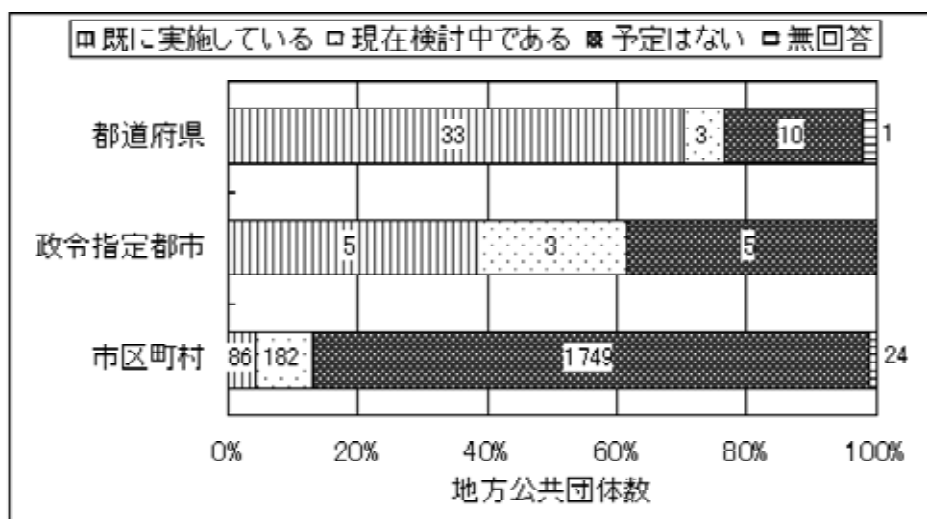


図2-5 地方公共団体規模別の自然環境・生物多様性の保全に関する数値目標の設定状況

各都道府県及び市町村で設定されている数値目標の代表的なものは、「保護区の面積」、「緑被率」、「河川整備における多自然型川づくりの割合」、「一人当たりの都市公園面積」、「自然観察会等への参加人数」等が挙げられます。

ユニークな数値目標の設定事例としては、「やまぐち環境創造プラン（山口県）」の「里山再生活動に参加する里山人人数」や「岡山県環境基本計画エコビジョン2010（岡山県）」の「美しい森での記念植樹本数」等があります。

（３）自然環境の保全を図るため横断的な組織を設置している地方公共団体の状況

多くの地方公共団体では自然保護課、自然保護係等が設置されており、この自然保護課等が自然環境、生物多様性の保全に取り組んでいます。自然環境の保全や生物多様性の確保は、単に一つの部署だけでなく、公共事業を実施する部門、農業を担当する部門などと密接な関連があります。このため、庁内に横断的な部署として独自の組織を設置し、これらの課題に取り組んでいる事例があるかどうか調査をしました。

既にそのような組織を設置している団体数は75団体（3.6%）でした。

地方公共団体の規模別に見ると、都道府県では19.1%、政令指定都市では7.7%、市区町村では3.2%となっています。

このような横断的な取組については、今後の課題といえます。

これらの地方公共団体のうち多くは、環境推進会議、環境政策本部のように環境政策全般を議論する場としての組織ですが、特定のプロジェクトを対象とした組織、「三番瀬プロジェクトチーム」（千葉県）、「コウノトリ共生推進課」（兵庫県豊岡市）、や特定の地域、地区を対象とした「四万十川流域振興室」（高知県）、柿田川環境室（静岡県清水町）、手賀沼課（千葉県我孫子市）があります。特定の生物を対象としたものとしては、ホタルに関するものが多く、ホタル係（北九州市）、ホタル連絡協議会（福岡県山川町）など10市町村がありました。その他、河川里山保全係（神奈川県厚木市）、「水ひかる課」（福岡県甘木市）や、市の職員と市民で「メダカカンパニー」を作っている事例（岐阜県多治見市）などもあり、それぞれの地方公共団体が独自に工夫した取組を行っていることがわかります。

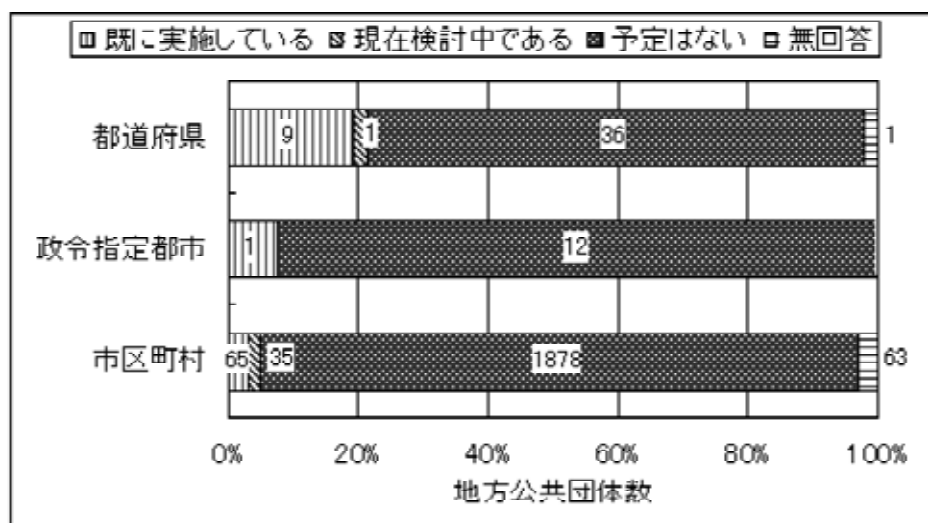


図2-6 地域の自然環境の保全を図るための横断的組織の設置の有無

（４）地方公共団体における取組事例～熊本県白川における河畔林保全～

①背景

平成9年に河川法が改正されており、適切な治水及び利水並びに「河川環境の整備と保全」が河川管理の目的となっているところですが、治水や利水の施策と河川環境の保全のための施策とは、ともすれば相反するものになる場合も多いため、事前に総合的な

価値を評価することが重要となります。

熊本県では、熊本市内を走る白川の流下能力確保を進めるに当たり、河岸に残る河畔林の保全の効果や可能性について調査を行いました。これは、治水と河川環境の保全を同じ土俵にのせて検討を進める、先駆的な事例といえます。

②白川及び白川の管理状況の概要



図2-7 白川流域の概況図及び熊本県管理区間（資料：熊本県）

白川は、多雨地域の阿蘇カルデラから流れ出る唯一の河川であり、南郷谷と阿蘇谷の雨を集めて熊本市街地を流れ、有明海に注ぎます。中流域が急勾配である一方、下流域は平坦で流れにくいという地形的な要因も加わり、熊本市街地で氾濫して災害を起こす危険性がある河川です。このため、白川では昭和31年度から、本格的な治水のための河川改修に着手しています。

③熊本県の取組

白川の熊本県管理区間（小碓橋～弓削橋上流までの9.4km）において、河川整備計画に定められた流下能力(1,500m³/s)に対応する河道断面を確保するため、掘削が計画されています。掘削により河畔林に影響が及ぶ箇所が存在することから、河畔林の保全対策を河川整備に反映させるため、県では平成14年度及び15年度に河畔林の現状調査を行い河畔林の重要度を評価しました。

熊本県の取組の特徴は、河畔林に関するきめ細かな調査と、その評価手法にあります。河畔林の現状を把握するため動植物に関する現地調査と、地域住民に対するアンケート調査及び歴史・文化に関する文献等調査を行いました。植物調査では、植生及び種数、木本類の多様性、大径木の本数等を調査し、動物調査では、河畔林内の生息状況に限らず、周辺植生との連続性も含めて調査を行っています。また、アンケート調査については、調査対象地区の540世帯、1,080人を対象に行い、回収率68.1%の736人から回答を得ています。

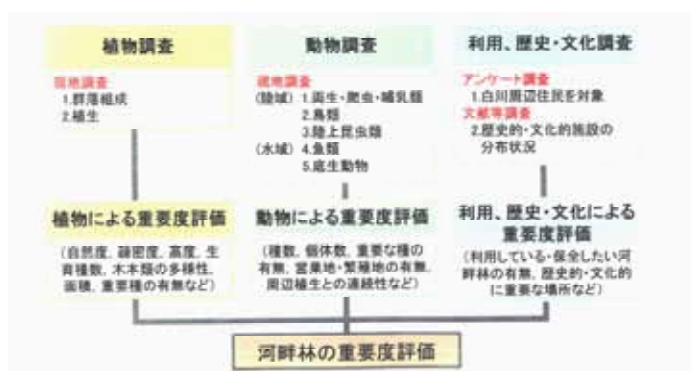


図2-8 調査項目及び評価項目（資料：熊本県）

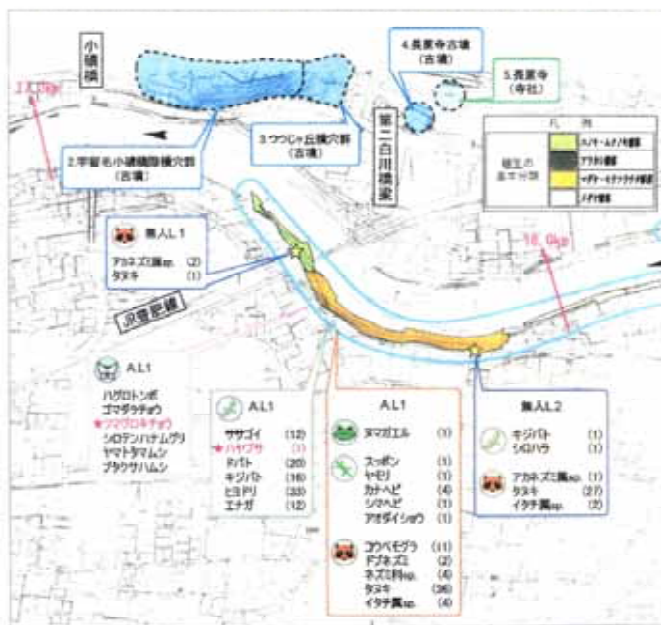
評価については、これらの調査結果を調査項目毎に点数換算し、それらを足しあわせて河畔林の重要度を3つのランクに分類しています。各ランクを植生で見ると、Aランクはアラカシ群落とエノキ・ムクノキ群落、Bランクではエノキ・ムクノキ群落とマダケ・モウソウチク群落、Cランクではメダケ群落とマダケ・モウソウチク群落がそれぞ

れ多く見られる結果となりました。河畔林の保全対策は、この3つの評価のランク毎に目標が立てられています。

- Aランク：現位置での保全を目標とする。
Bランク：現位置での保全または代替措置を目標とする。
Cランク：対策は講じない。

分析の結果、保全を検討せず事業を行う場合に、河畔林の残存面積はAランク74%、Bランク78%、Cランク70%であるが、保全対策を行うと、Aランク及びBランクの河畔林を90%以上は残せる可能性があることがわかりました。

なお、この調査は、河道断面の確保と河畔林の保全のみを重ね合わせて河川改修方法の案を提示しているものであり、事業に当たっての用地取得等、その他の要素までは検討対象に含まれていません。実際の事業を行うに当たっては、個々の箇所について、より具体的な検討が必要となります。



調査結果の例(JR第二白川橋梁付近)

図2-9 調査結果の例（資料：熊本県）



写真1 当該地の様子

2. 企業における生物多様性の確保に向けた取組

(1) 企業に対する認識の変化

国民が企業に求める社会的役割として、「環境保護」を挙げる割合は6割を超え、今後企業が社会的信用を得るために力を入れるべきこととして「環境保護」を挙げる割合は7割に達しています。このように、国民の環境保全意識の高まりとともに、企業に求められる役割も変化してきているといえます。

このような中、大企業だけでなく、中小企業、地域で活動する企業の中にも、環境保全に積極的に取り組む事例が見られるようになってきています。

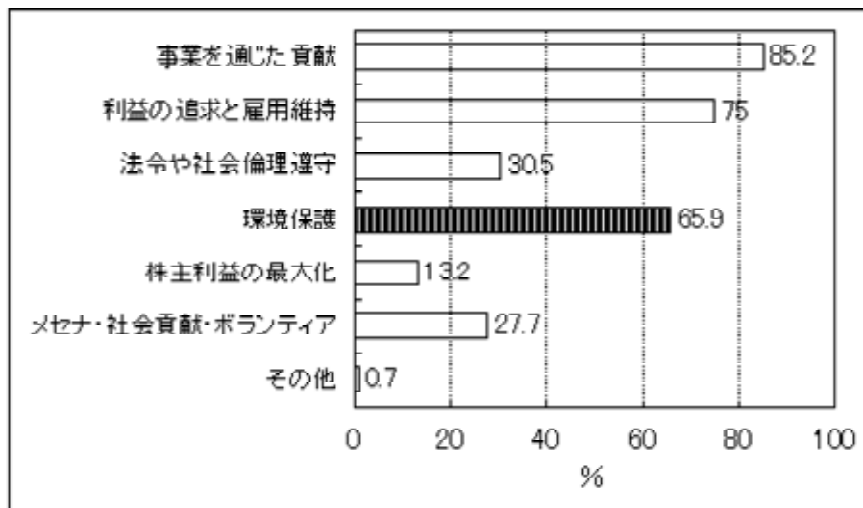


図2-10 市民が求める「企業の社会的役割」

資料：内閣府「国民生活モニター調査」（平成13年9月実施）

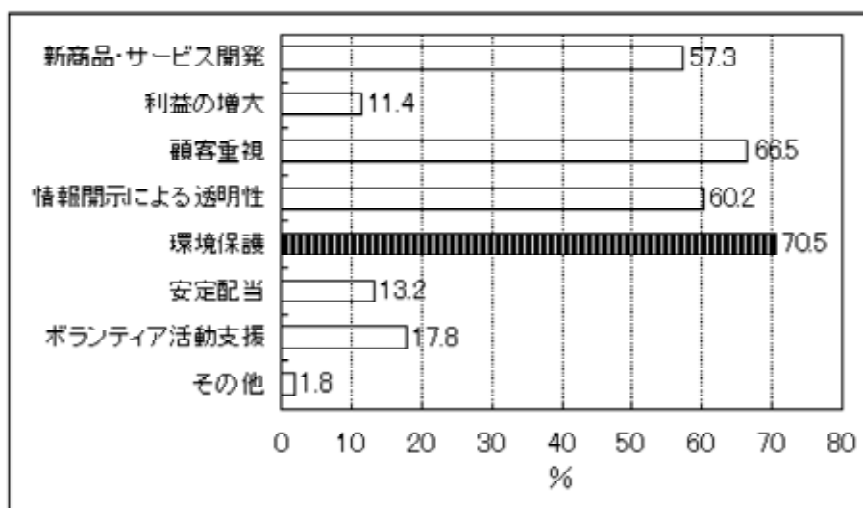


図2-11 今後企業が社会的信用を得るために力を入れるべきこと

資料：内閣府「国民生活モニター調査」（平成13年9月実施）

（２）企業（建設会社）における取組事例～十勝多自然ネット～

NP0法人十勝多自然ネットは、十勝地方で事業を行っている建設業者6社を中心に設立されたNP0法人です。建設業については、公共事業の実施に伴って、自然を破壊する悪者のイメージで見られることが多いが、実際に現場で、工事を施工することは、ある意味では、自然と接する機会が一番多いといえます。このようなことから、建設業者が自然環境を保全・再生に大きな役割を果たすのではないかと考え、主に水辺を対象に豊かな地域の環境を遺すことを目的に十勝多自然ネットは設立されました。

この十勝多自然ネットの特徴は、公共事業としてだけでなく、自らの持つ人材、資機材を活用して、市民団体と協力しつつ、自然環境の保全・整備に向けた活動を行ってい

る点です。

①売買川の魚道設置・河道環境改善

常広市内を流れる売買川は、洪水時には被害をもたらす暴れ川のため、河床を安定させるための落差工が設置され、そのうちのいくつかは魚の遡上・降下の障害となっています。このうち落差が大きく、特に障害となっている落差工に新たに魚道を設置する取り組みを行っています。

また、これを併せ、直線的な河川に小規模な水制工を設置することにより、変化に富んだ流れを作ることなどに取り組んでいます。

なお、これらの事業は、公共事業として実施されたものではなく、施設のメンテナンスやモニタリング調査を含め、多自然ネットの費用の負担で実施されています。

事業実施前後のモニタリングからは、上流側には見られなかったウグイやフクドジョウが確認されており、魚の生息域が拡大したことがわかります。



写真2 設置された魚道



写真3 設置された水制

②幌岡湿地ビオトープの復元

十勝川の堤防を整備するために、土を採る際に、単に平坦に採っていくのではなく、様々な植生が回復するように、凹凸をつけて、地形に変化を持たせることにより、湿地環境の復元を図っています。このうち、十勝多自然ネットでは、凹凸のつけ方の設計提案と事前事後調査を自費で行っています。この幌岡地区では、50ヘクタールを対象としており、大規模な湿地復元への取り組みが行われていることがわかります。しかしながら、必ずしも地域全体としてこれに取り組むことについての合意形成がなされているわけではなく、どのように合意形成を図っていくのかという課題もあります。



写真4 造成後の様子

③帯広川、札内川合流点環境改善事業

帯広川が札内川に合流する地点に親水公園の整備が行われましたが、帯広川の河口（札内川の合流点）が閉塞したことによって、水位が上昇し、公園は水没するとともに、流れがよどみ富栄養化により水質が悪化しました。

多自然ネットは以前より、現地の清掃活動を行っていましたが、このような状況を改善しようと、公開ワークショップや実行委員会を設置し、この事務局として、地域の方々と議論しながら、行政に対して、改善の提案を行っています。

行政が迂回水路を整備（工事を受注したのは、多自然ネットのメンバー以外の建設業者）した結果、水位は下がり、水質も改善しましたが、ワークショップでは、親水公園に溜まった土砂の除去や、迂回水路の多自然化を求める意見が提出され、この事業を多自然ネットが人材、資機材を提供して行うこととなりました。人工的に整備された迂回水路でのワンドの造成、水制の設置などが行われ、良好な自然環境の復元が図られています。



写真5 迂回水路の整備前（左）と整備後（右）の様子

自然環境に関する活動に、建設業者が加わることで、従来の市民運動ではできなかった重機等を使った整備や工事実施に関する種々のノウハウの提供をできることから、

今までは不可能と思われていたことに取り組めるようになるなど可能性が拡がりつつあると言えます。また、実際に現地で工事に携わる方々の自然環境に対する認識が高まることは、現地での様々な工夫につながり、自然環境保全・整備にとっては大きな意味があります。

3. 民間団体における生物多様性の確保に向けた取組

(1) 活発化する民間団体の取組

平成10年にNP0法が施行され、平成16年4月末現在16,549団体が認証されています。このうち、NP0法人の定款に「環境の保全を図る活動」を位置づけているものは4,720団体であり、1／4を超えるNP0法人が環境保全活動に取り組んでいます。

また、国民の意識として、ボランティアに参加してみたい分野として、自然・環境保護に関する活動に関する活動が41%と最も高くなっています。

このように、活動面、意識面からも自然環境の保全に関する取組への関心が高まっています。

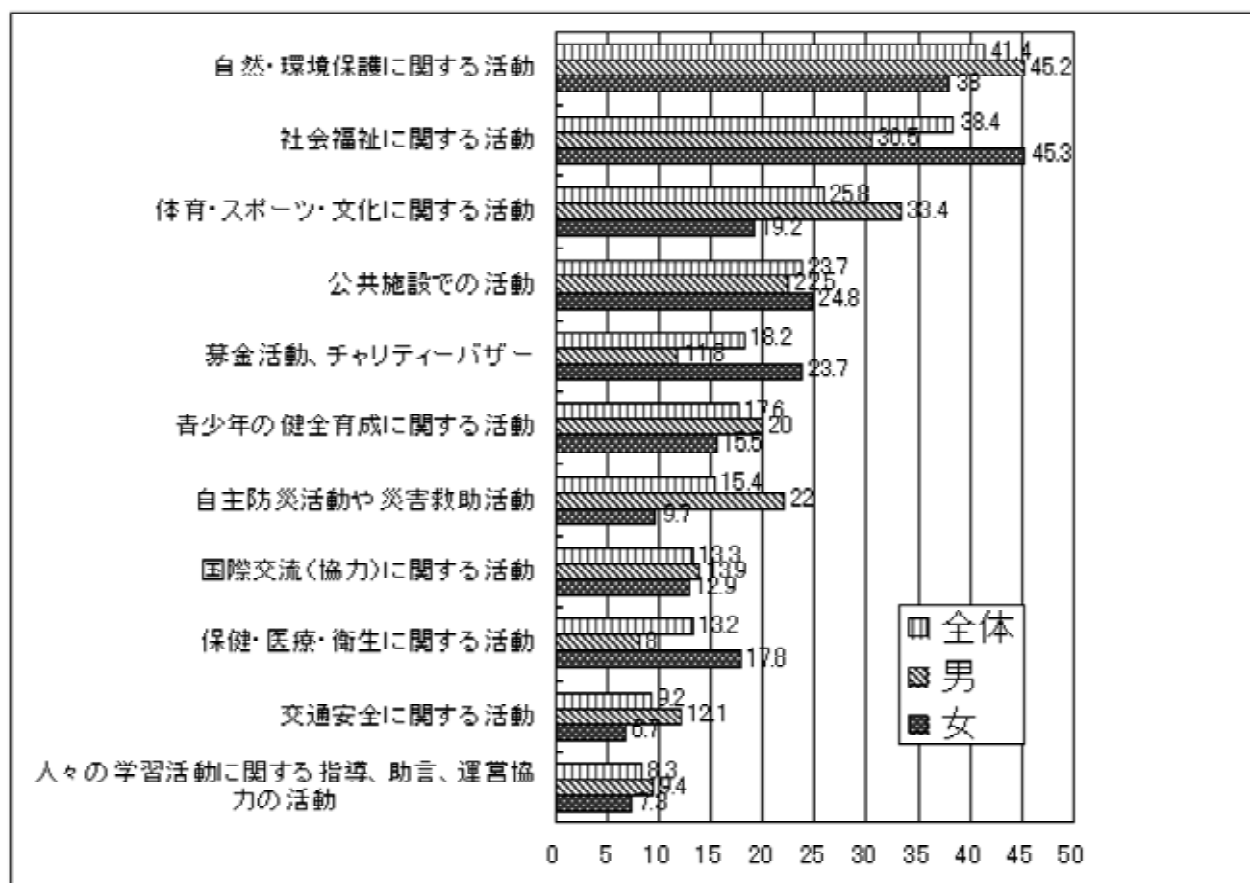


図2-12 参加したいボランティア活動

資料：内閣府「平成12年度国民生活選好度調査」(平成12年12月)(n=2580)

(2) 民間団体による自然再生に向けた取組の調査について

このような自然環境に関する民間団体の活動は、例えば、河川であれば河川、里山であれば里山、森林であれば森林というように、それぞれのフィールド毎に行われる傾向があり、全国的な組織もそれぞれのフィールド毎に創設されています。

今回、それぞれのフィールドで活動する団体の全国的なネットワーク組織である4団体等を中心にそれぞれの活動現場を互いに見て、分析・評価しあう取組を行いました。

表1 取組に参画した団体名

団体名	組織の概要
NPO法人全国水環境交流会	水環境の保全と創造に取り組む全国ネットワーク
里地ネットワーク	里地保全活動を推進する全国ネットワーク
NPO法人森づくりフォーラム	「森とともに暮らす社会」の創出を目指す全国ネットワーク
NPO法人海辺つくり研究会	海辺環境の保全・再生・創出を目指す全国ネットワーク

この4団体に環境省、地球環境パートナーシッププラザなどが加わり、議論を繰り返しながら作業を進めています。

まず、4団体が、取材する活動現場を推薦し、他の地域で活動する者を取材者として、現地の取材を行ってもらいました。

この取材結果をもとに、このような活動をどのような評価軸で分析・評価していくのかなどを現在議論している最中です。

表2 取材先一覧と主な活動内容、取材者名

取材先	主な活動内容	取材者
○ヌップク川（北海道帯広市）	河川環境の再生	菊池静香 [NPO法人水環境北海道]
○鶴川河口干潟 （北海道苫小牧市）	河口干潟の再生	伊藤博隆 [地球環境パートナーシッププラザ]
○山形県戸沢村	学校と集落共同の地域づくり	出川真也 [東北大学大学院博士課程]
○蕪栗沼（宮城県田尻町）	環境保全型の農業・地域づくり	出川真也 [東北大学大学院博士課程]
○アマモリバイバルプロジェクト（横浜市金沢区）	東京湾のアマモ再生	佐藤年緒 [環境・科学ジャーナリスト]
○相模湖・嵐山の森 （神奈川県相模湖町）	森林生態系の保全・管理	木俣知大 [NPO法人森づくりフォーラム]
○鎌倉中央公園を育てる会 （神奈川県鎌倉市）	谷戸の湿地と水田の維持管理	松村正治 [NPO法人よこはま里山研究所]
○布土まちづくり推進委員会 （愛知県美浜町）	里山管理活動	清藤奈津子 [山里文化研究所]
○諏訪湖（長野県諏訪市）	諏訪湖の浄化と再自然化	諏訪部英俊 [海をつくる会]
○穂の国森づくりの会 （愛知県豊橋市）	水源域の森林の保全・管理	木俣知大 [NPO法人森づくりフォーラム]

○杣の会 (滋賀県今津町・朽木村)	里山の維持管理、山村生活体験	堤幸一 [湖沼会議市民ネット]
○宍道湖 (島根県松江市)	ヨシの再生	池田満之 [旭川流域ネットワーク]
○松浦川アザメの瀬 (佐賀県相知町)	河川の氾濫原的湿地の再生	堤弘崇 [NPO法人九州流域連絡会議]

これら13の活動のうち、2つの事例について、また、この取組の中ではありませんが、平成16年1月に「田園自然再生活動コンクール」において「子どもと生きもの賞」を受賞した事例について、概要を以下に紹介します。

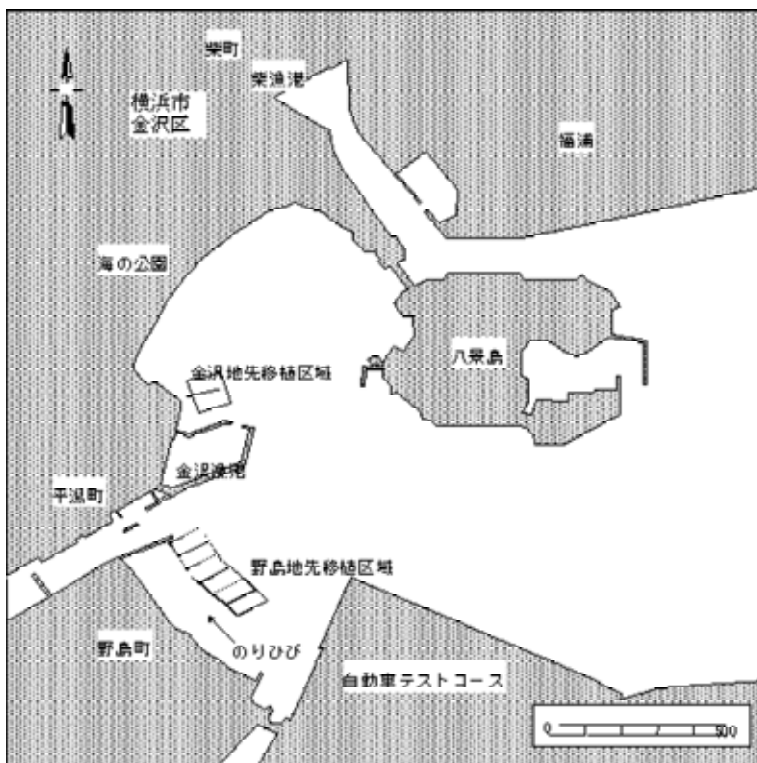
(3) 民間団体の取組事例～東京湾・横浜のアマモ場再生～

①横浜におけるアマモ場再生の特徴

ここで紹介する事例は、NPOの取組を出発点として、学校や漁業者、大学、行政等の協働による活動へと展開した東京湾の海辺の自然環境を再生する取組です。

②取組の概要

活動の対象地である横浜市金沢区の野島海岸は、横浜市の海岸線のうち、わずかに残された延長約500mの自然海岸です。人が出入りできる海岸線は、この野島海岸と人工海



辺の「海の公園」約800mと合わせて1.3kmのみであり、市のそれ以外の海岸は工場や港湾、漁港等のある人工岸壁となっています。

活動のきっかけは、平成13年度に市民団体の「海辺づくり研究会」と「海をつくる会」が、神奈川県水産総合研究所と協働し、野島にわずかに残され、年によって消長を繰り返しているアマモ場を再生しようと、移植の実験を行ったことです。この取組は、熱心に取り組む地域の方々や関係者によって行われました。

図2-13 活動対象地（海辺づくり研究会提供）

移植したアマモが育つことが確認されてから、「アマモリバイバルプロジェクト」として、規模を拡大してのアマモの種まきや苗の移植等が行われると同時に、移植活動に市民参加を呼びかけることや、取組の内容や結果について積極的な情報公開がなされ、活動が徐々に広く認知されるようになりました。その後、全国都市再生モデル調査や水産庁のモデル事業などとして事業化され、神奈川県水産総合研究所が主体的に取り組んでいますが、事業の全ての段階で市民団体と協力する体制がつくられています。



写真6 アマモとアオリイカ（海辺づくり研究会提供）

③アマモ場再生へ向けた連携

海辺は管轄が複雑で、国・県・市が複雑に絡み合って管理しています。また、行政以外でも、漁業協同組合や民間企業など、多様な主体が関係するため、アマモ場再生を推進するにあたり、さまざまな主体と連携し協力することが必須の課題となります。

アマモリバイバルプロジェクトでは、これまで海辺づくりの活動を行ってきた海辺づくり研究会や海をつくる会を核として、市民、市民団体、学校、大学・研究機関、企業、行政が「緩やかな形で連携しながら協働していく」ための組織として「金沢八景－東京湾アマモ場再生会議」を平成15年6月に発足させています。また、行政の各担当が集まる調整会議もつくられ、事業をスムーズに進めるための連携がなされています。



写真7 市民参加による活動の状況（海辺づくり研究会提供）

（４）松浦川アザメの瀬自然再生事業～住民参加の事例～

①アザメの瀬自然再生事業の特徴

ここで紹介する事例は、国の機関（国土交通省河川事務所）による自然再生事業ですが、事業の計画にあたって、対象地域の住民が積極的に議論に参画しているものです。

②事業の概要

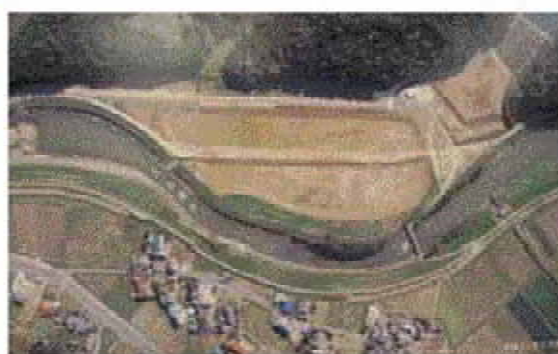
松浦川は、佐賀県の北西部に位置し、丘陵地帯を流れ、途中で二つの河川と合流して県第2の都市である唐津市を流れ、玄界灘に注ぐ一級河川です。地方公共団体の取組において記述した白川同様、たびたびの洪水被害に見舞われたことから、下流及び中流を主体に掘削による川幅の拡大や堤防の築造が行われてきました。

面積約6haのアザメの瀬地区（佐賀県相知町）は、松浦川中流域の河川が大きく蛇行

している場所に位置し、もとは水田として利用されていました。同地区の上流に捷水路^{しょうすいろ}（洪水防止等を目的として蛇行する河川の屈曲部を直線的に連絡するために開削した人工水路）を設置する治水事業を実施するにあたり、同地域でも河川の流下能力を向上させる必要があったことから、松浦川の河川管理者である国土交通省九州地方整備局武雄河川事務所では、アザメの瀬地区について、築堤方式等さまざまな治水対策を検討してきました。これら治水対策の選定にあたり、平成13年から地元とも協議を重ねた結果、築堤によって浸水を防ぐのではなく、氾濫を許容し下流域の洪水流量の削減も図れる方策を取ることとなりました。これを受け、河川事務所では、治水対策のために必要であった当該水田を買収し、買収した土地を掘り下げて、過去に松浦川沿いに広がっていた氾濫原的湿地を取り戻す自然再生事業に取り組んでいます。



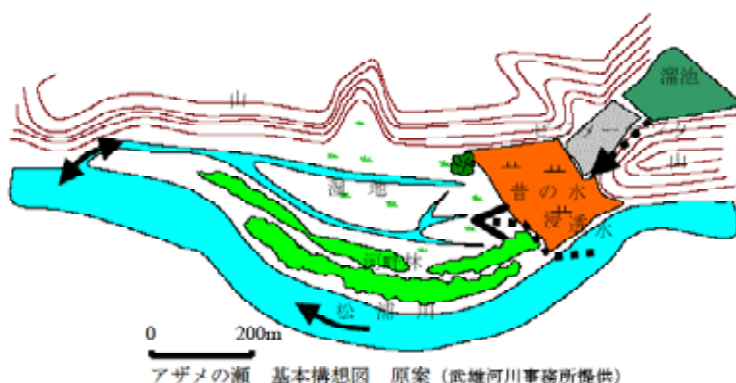
工事前のアザメの瀬（中央の農地）



掘り下げた後のアザメの瀬（上部）（武雄河川事務所提供）



（写真8 平成16年6月の状況）



③市民参加の状況

アザメの瀬における自然再生事業の計画の策定、維持管理のあり方、調査手法等については、地域住民と行政（河川管理者及び町）がメンバーとなる「アザメの瀬検討会」において検討されます。また、学識者はアドバイザーとして会に出席しています。

平成13年11月に設置された同検討会では、「メンバー非固定の自由参加」や「「してくれ」ではなく、「しよう」が基本」といったルールを決め、アザメの瀬のあり方検討に各個人が積極的に参加しています。平成15年3月までに30回近くの検討会が開かれていま

す。

また、同事業の目的の一つである「人と生物のふれあいの再生」のため、地域住民有志が集まった「アザメの会」が大きな役割を果たしており、小学生対象の環境教育や伝統漁法による魚類調査などを行っています。また、アザメの会は、シードバンクによる植生復元の調査にも積極的に参加しています。

（５）農家と専門家が協力した事例～広島県御調町源五郎米研究会と田んぼネット～

① 源五郎米研究会の特徴

ここで紹介する事例は、農協や農家の参加する「減農薬研究会（現、ＪＡ尾道市環境農業研究会）」と豊かな自然を守りおいしい米を作るために御調町綾目地区の米生産者が結成した「御調町源五郎米研究会」とが減農薬の稲作り研究などにおいて協力を行いつつ、生き物と共存する稲作りを続けてきた取組です。さらに、地域内の連携に留まらず、生き物の生態と農業の関わりについての調査を続けている愛媛大学農学部の研究グループや一般市民からなる「田んぼネット」とともに生物の生息生育環境の調査や「たんぼでがんばー（「がんばー」は広島弁で「わんぱく坊主）」という農業体験のイベントを開催することにより、都市と農村の交流を図っています。こうした多くの人々の協力と連携によって自然を守るとともに源五郎米の販売を促進しています。

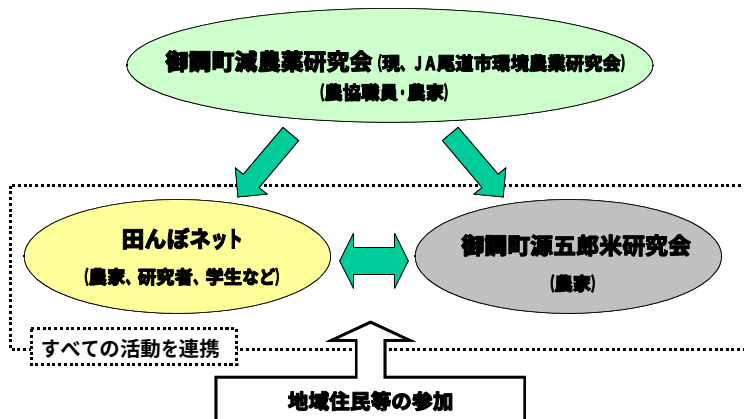


図2-14 連携の概要図

②取組の概要

源五郎米作りが行われている地域は、いわゆる中山間地域であり、生産性を求める農業には最適の場所とは言い難いところであるものの、準絶滅危惧種（NT）として環境省のレッドリストに掲載されているゲンゴロウを始めとした多様な生き物が生息生育している場であり、こうした受け継がれてきた環境を保全するための農法の実践等の取組を行っています。

（1）生き物の住みよい田んぼづくりと農法

ひよせ（明渠）をつくるなど、ゲンゴロウをはじめとした生き物が住みよい田んぼを作っています。また、減農薬栽培、中干し時でもひよせに水を流すなど、生き物に負荷を与えない農法の実践をしています。

（2）農業・自然体験の場の提供

消費者や地域の人たちが豊かな自然や米作りを体験できる機会の提供するため、「田

んぼの学校“たんぼでがんばー”を開催しています。

(3) 田んぼや里山の生き物の調査及び保全活動

ゲンゴロウをはじめとする生き物や自然に関する調査、保護活動の取組への参加及び協力しています。

(4) 農業の活性化

ゲンゴロウの住む田んぼで育てた「源五郎米」のブランド化し、地元JAの協力を得て販売を行っています。また、米の売上代金の一部を地域の自然を守るための取組の費用に充てています。

④ キーワードは宝さがし（田から探し）

「これらの活動を通じ、農業者、研究者、都市住民、老若男女問わず参加している人々がそれぞれの宝を見つけられる。このような取組は決して特別なものではなく、まだまだたくさんあると思うが、宝のあふれる農村（里地里山）は都会の空から星が見えなくなって



写真9 ひよせを切っているところ

いくのと同じように次々と失われていっている。」と研究会のメンバーは語りました。源五郎米研究会の農業もまた、後継者不足という同じ悩みを抱えて存亡の危機にあり、より活動の輪を広げ、存続させていくことがこれからの課題でもあります。



写真10 源五郎米作られる田んぼ

III 生物多様性の危機への対応

新国家戦略では、わが国の生物多様性の現状を踏まえた危機の構造を、3つの原因、結果から以下のように大別しています。

- ①人間活動ないし開発が直接的にもたらす種の減少、絶滅、あるいは生態系の破壊、分断、劣化を通じた生息・生育域の縮小・消失
- ②生活・生産様式の変化、人口減少など社会経済の変化に伴い、自然に対する人為の働きかけが縮小後退することによる里地里山等における環境の質の変化、種の減少ないし生息・生育状況の変化
- ③近年問題が顕在化するようになった移入種等による生態系の攪乱

新国家戦略では、これらを、「第1の危機」、「第2の危機」、「第3の危機」として、原因と対応を記述しています。

第2回目の点検実施までにおけるこれらの危機への対応状況は以下の通りです。

1. 「第1の危機」への対応

新国家戦略では、人間活動に伴う負の影響要因が招く第1の危機に対して、保全を強化すること、再生・修復を積極的に進めることとしています。

保全の強化については、利尻礼文サロベツ国立公園に隣接する湿原地域2,944haを新たに国立公園の特別保護地区に指定するとともに、白神山地、和白干潟、名蔵アンパルについて国指定鳥獣保護区の指定を行っています。また、新国家戦略策定後に保安林の計画的な指定により増加した面積は15万haになるとともに、国有林においても、森林生態系保護地域8万haを含む11万haを保護林として設定しました。このように保護地域の設定を着実に進めています。

また、世界自然遺産の新たな候補地として、「知床」、「小笠原諸島」、「琉球諸島」の3地域が選定され、このうち、推薦の条件が整った「知床」については、平成16年1月にユネスコ世界遺産センターに推薦書を提出しています。

また、平成16年6月には、良好な都市環境や都市景観の形成、生物多様性の確保等のために重要な都市の緑とオープンスペースを効率的かつ効果的に確保するために、都市緑地保全法等の一部を改正しました。

「都市緑地保全法等の一部を改正する法律」により、これまでの緑地保全地区制度（本改正により「特別緑地保全地区」に名称変更）加え、届出により土地利用との調整を図ることで自然環境の保全を図る緑地保全地域制度が導入されることになりました。

このように自然公園や鳥獣保護区等の保全制度に加え、地方公共団体等が発意して自然環境を保全することができる制度が新しく設けられ、このような制度を活用することで、きめ細やかに保全を行うことも可能となっています。

平成15年度から施行された自然再生推進法については、平成16年8月現在全国8箇所ですべて法律に基づくものとして協議会が立ち上がっています。

それぞれ、釧路湿原や荒川中流域のように国が主導的に進めるタイプ、静岡の麻機遊水地のように都道府県等地方公共団体が主導的に進めるタイプ、多摩川源流部のように

民間団体が主導的に進めるタイプ等様々なものが立ち上がっています。

現在、準備中のものも含めて、今年度中には計10程度の協議会が立ち上がってくるものと見込まれており、自然再生推進法についても、着実に取組が進められつつあります。

今後は、このような取組をさらに推進していくとともに、それぞれ保全された地域間のネットワークを形成し、総合的に効果を高めていくことが重要です。

2. 「第2の危機」への対応

里地里山等における人為の働きかけが縮小後退することによる第2の危機に対しては、対象地域の自然的・社会的特性に応じて人為的な管理・利用を行っていくための新たな仕組みの構築、人と自然の関係の再構築という観点に立った対応が必要とされています。

平成16年5月には、「文化財保護法」の一部を改正して、棚田や里山など人と自然との関わり合いの中で作り出された「文化的景観」を新たに文化財として位置付けました。

その上で、国は、都道府県又は市町村の申し出に基づき、特に重要なものを重要文化的景観として選定することとしており、これを保護するためのしくみ等が定められています。

このように文化財としての面からの支援を行う仕組みが整いました。

また、都市緑地保全法による管理協定制制度や自然公園法による風景地保護協定制制度などNP0等と土地所有者とが管理協定を結んで、緑地や里地里山の管理を行うことができる制度が構築されていますが、森林についても、NP0等と森林所有者とが結ぶ施業の実施に関する協定について市町村長が認可する制度が創設され、この認可を受けたNP0等が森林整備事業の事業主体として追加されており、NP0と連携する制度が構築されています。

しかしながら、都市緑地保全法による管理協定制制度の適用を受けた数は2例、自然公園法による風景地保護協定制制度の適用を受けた数は2例であり、今後、制度の活用を図ることが課題といえます。

3. 「第3の危機」への対応

移入種等による生態系の攪乱の問題については、生物多様性に与える影響が甚大であること等の認識の下、移入種が及ぼす影響に関する科学的知見の収集を基礎としながら、侵入の予防、侵入の初期段階での発見と対応、定着した移入種の駆除・管理の各段階に応じた対策を進める必要があるとしています。

平成16年度においては、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」が制定されています。

この法律では、生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある外来生物を「特定外来生物」として指定し、学術研究等の目的で許可を受けた場合を除き飼養や輸入を禁止するとともに、施設外で放つこと等を禁止しています。

野外における特定外来生物について国や地方公共団体等が防除を行うことを促進するための措置が定められています。

今後、外来生物のデータベースの構築、被害判定手法の確立を含め、法律の実施体制を整備することが求められています。

IV 主要テーマ別取扱方針に関する点検結果

新国家戦略では、生物多様性の保全と持続可能な利用に関し、特記すべき主要な個別テーマについて、第3部第1章で示された①保全の強化、②自然再生、③持続可能な利用の3つの基本的方向を踏まえつつ、施策の取扱方針を示しています。これらのテーマ毎に示された施策の取扱方針は、この新国家戦略の計画期間中に、実効性のある具体的施策が展開されるよう示されたものです。

これらの各テーマ毎の進捗状況、今後の課題等は以下の通りです。

1. 重要地域の保全と生態的ネットワーク形成

(1) 重要地域の保全

・利尻礼文サロベツ国立公園の拡張、国指定鳥獣保護区の新規指定(3箇所)、保護林の新規設定(約11万ha)、保安林の計画的指定(約15万ha増)など、保護地域の設定を着実に進めています。
 ・平成16年6月、都市緑地保全法を「都市緑地法」に改正し、新たに緑地保全地域制度が導入されました。

施策の目標	進捗状況	今後の課題
自然公園については、国土における生物多様性保全の骨格的な部分、屋台骨としての役割をより積極的に担っていきます。	平成15年4月より改正された自然公園法が施行されています。今回の改正により新たに創設された特別地域における指定動物の捕獲規制、立ち入り規制地区制度、利用調整地区について指定に向けた検討を進めています。 国立公園では、利尻礼文サロベツ国立公園に隣接する湿原地域2,944haを新たに国立公園に編入し、特別保護地区に指定しました。	指定動物、立ち入り規制地区、利用調整地区に係る検討を進め、必要に応じ指定を図っていくことが重要です。
哺乳類や鳥類の保護繁殖上重要なまとまりのある地域について、自然公園との連携も考慮しつつ、国設(国指定)鳥獣保護区の設定を進め、中核的な生息域を確保していきます。	平成15年には、白神山地、和白干潟、名蔵アンパルの国指定鳥獣保護区の設定を行い、中核的な生息域の確保を推進しました。	今後も、新たな国指定鳥獣保護区の設定を行うことが重要です。
関係省庁の多様な制度を活用して、全国規模から地域規模まで様々な段階における重要な生態系や生物の生息・生育地の保護地域化と保護管理の充実を進めることが重要です。	我が国における世界自然遺産の新たな候補地として、「知床」、「小笠原諸島」、「琉球諸島」の3地域が選定されました。このうち、「知床」については、国の関係機関と北海道が協力して管理計画を策定し、平成16年1月にユネスコ世界遺産センターに推薦書を提出しました。 平成16年6月、都市緑地保全法を「都市緑地法」に改正し、新たに緑地保全地域制度が導入されました。 森林の有する公益的機能の確保のため保安林の計画的な指定(全体約920万ha、H14増加約15万ha)とその適切な保全を推進するとともに、国有林における優れた自然環境を有する森林の維持・保全を図るため、平成15年度に新たに15箇所(約3万ha)の保護林を設定しました。	「小笠原諸島」、「琉球諸島」の2地域について、選定にあたって指摘された保護担保措置等の課題について、関係地方公共団体と共に検討を進め条件が整い次第、推薦書の提出を目指します。 「都市緑地法」を活用し、きめ細やかに自然環境の保全を図ることが重要です。 全国森林計画に基づく計画的な保安林の指定の推進及びその適切な保全・管理を推進することが重要です。また、設定した保護林に対して適切な保全対策を実施することが重要です。
地方公共団体による保護地域の指定や保護管理の充実に向けた支援に努めます。	自然環境保全法に基づく都道府県自然環境保全地域が、平成15年度に新たに4地域(約300ha)指定されました。	引き続き地方公共団体による取組の充実に向けた支援に努めることが重要です。

施策の目標	進捗状況	今後の課題
自然環境保全基礎調査等の成果を活用しながら、生物多様性保全上重要な地域を特定する作業を進めるとともに、それらと現状の保護地域との重複関係等を分析し、保護地域の指定や保護管理の充実に活かしていくことも必要です。	平成11年のラムサール条約第7回締約国会議において、平成17年までに条約湿地を倍増することなどが決議されており、わが国においても新規登録に向けて検討を行っているところです。	△ 平成17年までに我が国のラムサール条約湿地数を22カ所以上に増加させる取組を進める必要があります。
保護地域化に加え、生態系の観点から周辺地域も含め、開発、土地利用における環境配慮の徹底や、自然の再生・修復を図るなど、各種手法によって重要地域の保全を強化することが重要です。	保護林の植生回復や防護柵の設置、案内板の整備等を実施しました。 平成15年12月に「農林水産環境施策の基本方針」を取りまとめ、農林水産省が支援する農林水産業は、環境保全を重視するものへ移行することとしました。 環境の保全・再生・創造を国土交通行政の本来的使命として明確に位置付け、あらゆる局面で環境負荷の低減に努める「国土交通行政のグリーン化」を進めるため、その環境政策を総点検し、「国土交通省環境行動計画」を平成16年6月に策定・公表したところです。	○ 今後も適切な保全対策を実施することが重要です。 各基本方針やマニュアルに基づき、環境配慮の徹底を図ることが重要です。

※進捗状況：○実施中、△検討中、×未着手

数値で見る実施状況

指標	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
原生自然環境保全地域の指定箇所数及び面積	H14.3	5地域 (5,631ha)	H16.3	5地域 (5,631ha)	0
自然環境保全地域の指定箇所数及び面積	H14.3	10地域 (21,593ha)	H16.3	10地域 (21,593ha)	0
都道府県自然環境保全地域の指定箇所数及び面積	H14.3	528地域 (73,864ha)	H16.3	534地域 (76,333ha)	6地域 (2,469ha)
国立公園の指定箇所数、指定面積及び国土面積に対する割合	H14.3	28公園 (2,056,556ha,5.4%)	H16.3	28公園 (2,061,040ha,5.5%)	0 (4,484ha,0.1%)
国定公園の指定箇所数、指定面積及び国土面積に対する割合	H14.3	55公園 (1,343,255ha,3.6%)	H16.3	55公園 (1,343,882ha,3.6%)	0 (627ha,0.0%)
都道府県立自然公園の指定箇所数、指定面積及び国土面積に対する割合	H14.3	308公園 (1,961,928ha,5.2%)	H16.3	308公園 (1,962,220ha,5.2%)	0 (292ha,0.0%)
都道府県立自然公園を指定している都道府県数	H14.3	46	H16.3	46	0
国立公園の指定面積のうち、特別地域に指定されている割合及び面積	H14.3	58.2% (1,196,075ha)	H16.3	58.1% (1,196,833ha)	▲0.1% (758ha)
国定公園の指定面積のうち、特別地域に指定されている割合及び面積	H14.3	88.1% (1,183,553ha)	H16.3	88.1% (1,184,159ha)	0% (606ha)
国立公園の指定面積のうち、特別保護地区に指定されている割合及び面積	H14.3	13.1% (270,307ha)	H16.3	13.3% (273,853ha)	0.2% (3,546ha)
国定公園の指定面積のうち、特別保護地区に指定されている割合及び面積	H14.3	4.9% (66,487ha)	H16.3	4.9% (66,488ha)	0% (1ha)
国立公園の指定面積のうち、海中公園地区に指定されている地区数及び面積	H14.3	33地区 (1,279ha)	H16.3	33地区 (1,279ha)	0
国定公園の指定面積のうち、海中公園地区に指定されている地区数及び面積	H14.3	31地区 (1,385ha)	H15.3	31地区 (1,385ha)	0
都道府県立自然公園の指定面積のうち、特別地域に指定されている割合及び面積	H14.3	35.9% (703,356ha)	H16.3	36.0% (705,495ha)	0.1% (2,139ha)
国有林野のうち保護林が設定された箇所数及び面積	H14.4.1	821箇所 (約55万ha)	H16.4.1	839箇所 (約66万ha)	18箇所 (約11万ha)
森林生態系保護地域の箇所数及び面積	H14.4.1	26箇所 (320千ha)	H16.4.1	27箇所 (401千ha)	1箇所 (81千ha)
森林生物遺伝資源保存林の箇所数及び面積	H14.4.1	12箇所 (36千ha)	H16.4.1	12箇所 (36千ha)	0

指標	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
林木遺伝資源保存林の箇所数及び面積	H14.4.1	329箇所 (9千ha)	H16.4.1	329箇所 (9千ha)	0
植物群落保護林の箇所数及び面積	H14.4.1	356箇所 (138千ha)	H16.4.1	369箇所 (159千ha)	13箇所 (21千ha)
特定動物生息地保護林の箇所数及び面積	H14.4.1	32箇所 (16千ha)	H16.4.1	34箇所 (19千ha)	2箇所 (3千ha)
特定地理等保護林の箇所数及び面積	H14.4.1	34箇所 (30千ha)	H16.4.1	35箇所 (30千ha)	1箇所 (0ha)
保安林の指定面積(実面積)	H14.3.31	9,052千ha	H15.3.31	9,201千ha	149千ha
国設(指定)鳥獣保護区指定箇所数及び面積	H14.3	54箇所 (494,047ha)	H16.3	59箇所 (513,975ha)	5箇所 (19,928ha)
都道府県設(指定)鳥獣保護区指定箇所数及び面積	H14.3	3,835箇所 (3,085,278ha)	H16.3	3,878箇所 (3,135,827ha)	43箇所 (50,549ha)
緑の基本計画を策定した地方公共団体数	H14.3末	477市町村	H16.3末	628市町村	151市町村
人口50万人以上の大都市のうち緑の基本計画を策定した地方公共団体の割合	H14.3末	90%	H16.3末	93%	3%
首都圏の近郊緑地保全区域の面積	H14.3末	約15,693ha	H16.3末	約15,693ha	0
近畿圏の近郊緑地保全区域の面積	H14.3末	約81,212ha	H16.3末	約81,212ha	0
全国の緑地保全地区の指定箇所数及び面積	H14.3末	282地区 (約1,411ha)	H16.3末	312地区 (約1,721ha)	30地区 (310ha)
全国の市民緑地の指定箇所数及び面積	H14.3末	105地区 (約77ha)	H16.3末	111地区 (約74ha)	6地区 (-3ha)

(2) 生態的ネットワークの形成

・エコロジカルネットワークの効果的な形成を目指し、農林水産省、国土交通省及び環境省が連携して調査を開始することを予定しています。
この調査において、エコロジカルネットワーク計画などの作成にあたって必要なマニュアルを整備するとともに、各種事業が連携するための枠組みづくりと手法の検討を行うことにより、一貫した整備の方針の確保や環境整備・保全の質的向上が図られることが期待されます。

施策の目標	進捗状況	今後の課題
自然環境基盤のポテンシャルを活かしながら、国土の空間特性に応じた生態系の改善、回復を進める中で、地域固有の生物相を支える質の高い生態的ネットワークの形成を進めます。 その際、関係各省の取組を総合的に進めることにより、奥山、里地里山、都市の生息・生育空間が、道路、河川、海岸等の縦軸・横軸の水と緑によって有機的に連携された状態を創り出していくことが大切です。	林野庁では、国有林において平成15年度は新たに2箇所の緑の回廊を設定しました。 国土交通省では、圏域における緑の骨格軸の形成や都市内の水と緑のネットワーク構築を図る「緑の回廊構想」を推進するため、都市緑地保全法等の一部改正にあわせて、都市公園及び緑地保全事業等の一体的な実施を支援する緑地環境総合支援事業を創設しました。 農林水産省と国土交通省とが連携し、河川と農業水路間などの身近な水域における魚類等の生息環境改善のための事業連携方策を調査し、方策の「手引き」を作成しました。	それぞれの省庁における取組や個別の課題について関係省庁の連携が進められているところですが、今後は、関係省庁の総合的な連携を進め、生物の生息・生育空間が有機的に連携された状態を創り出していくことが重要です。
関係省庁、地方公共団体等の多様な主体の連携によるモデル的取組の実施とその検証などを通じて、わが国における生態的ネットワークの計画手法や実施手法の開発を進め、国土、地方圏、都道府県、市町村など様々な空間レベルにおける計画策定や効果的な事業実施に対応できるようにしていきます。	関係省庁等が連携し、地域における各種事業間の連携の枠組みづくりと手法の検討、生態的ネットワーク構想図の作成にあたって必要なマニュアルの作成を目的とした調査を実施することを予定しています。	調査の結果を活用し、関係省庁や地方公共団体等の多様な主体の連携体制を具体的に整備するため、検討を進めることが重要です。

数値で見る実施状況

指標	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
全国の緑の回廊の箇所数及び面積	H14.4.1	13箇所 (約28万1千ha)	H16.4.1	19箇所 (約39万ha)	6箇所 (約10.9万ha)

2. 里地里山の保全と持続可能な利用

・文化財保護法の一部が改正され、人と自然との関わりの中で作り出された文化的景観の保護を図る手法が盛り込まれ、文化財の観点から里地里山の保全を支援することも可能となりました。
 ・里地里山保全・再生モデル事業（環境省）、田園自然環境保全整備事業（農林水産省）、緑地環境総合支援事業（国土交通省）が平成16年度から実施されることとなっています。

施策の目標	進捗状況	今後の課題
国立・国定公園において、管理が行き届かなくなった里地里山を対象に、国、地元自治体、NPO等と土地所有者とが管理協定を結ぶとともに特別土地保有税の免除などの経済的な奨励措置を講じるなどの施策を具体的に実施しつつ、問題点を整理分析するなどして、里地里山問題に取り組めます。	現在、国立公園及び国定公園ともに各1団体が自然公園法に基づく公園管理団体に指定されており、阿蘇くじゅう国立公園では同団体が土地所有者と風景地保護協定を結び草原管理を行っています。	自然公園法に公園管理団体制度が盛り込まれてから1年で2団体が指定されており、今後も本制度の適用を推進することが重要です。
農村地域においては、農家を含む地域住民の意見を十分聞いた上で、農村地域の環境保全に関するマスタープランを策定し、ため池の保全、生態系に配慮した水路の整備、水辺や樹林地の創出等、農業農村整備事業等により多様な野生生物が生息できる環境との調和への配慮に努めます。	平成16年1月現在、2,436市町村で「田園環境整備マスタープラン」が策定されています。同マスタープランで定めている環境創造区域内において、環境創造施設を774地域で整備しました。 また、平成16年度から田園自然環境保全整備事業により、生態系の保全と調和した、農地や土地改良施設の環境創造型整備等を実施します。	地域住民の参加により、地域が一体となった事業実施や施設の維持管理等の取組を更に進めることが必要です。
里山林では、持続的に利用・整備されるよう、市民の参画を得た森林整備等に対する助成を行うほか、森林の維持管理の育て親を都市住民等から募集し、森林所有者と都市住民等が連携・協力して保全・利用する体制を推進します。	里山林の新たな保全・利用推進事業により、市民の参画を得た森林整備等に対する助成（平成15年度：46地域）を実施しました。 また、平成16年度から森林整備事業、治山事業等による総合的な里山林の再生・整備等を推進します。	里山林を保全・利用する体制を継続的に推進することが重要です。
	NPO等と森林所有者とが結ぶ施策の実施に関する協定について市町村長が認可する制度を創設し、この認可を受けたNPO等を森林整備事業の実施主体として追加するとともに、経験豊かなボランティア団体や上下流の住民等多様な主体の参加による里山林、水源林等の整備を推進しました。	多様な主体の参加による森林の整備を推進することが重要です。
農林水産省と環境省が連携・協力して「田んぼの生きもの調査」の実施を引き続き推進します。	田んぼの生きもの調査を全国2,353地点で実施しました。	調査によって確認された生物の生息環境について今後分析を進め、環境に配慮した農業農村整備事業のあり方を検討することが必要です。
文化庁は農林水産省の協力を得つつ、農林水産業に関連する文化的景観の指定や保護のあり方について検討を進めます。	平成15年6月12日に「農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究」報告がまとめられ、農林水産業に関連する文化的景観の定義や保護のあり方等について提言がされました。文化財保護法の一部を改正し、農林水産業に関連する文化的景観を含む文化的景観を文化財として位置付け、その保護を図ることを盛り込みました。	文化的景観を保護するための施策を進めるとともに、文化財保護法に基づく重要文化的景観の選定を検討することが重要です。

施策の目標	進捗状況	今後の課題
都市近郊の里地里山においては、自然再生事業を、関係省庁や関係自治体が連携・協力し、市民参加も得ながら積極的に実施します。	埼玉県のかぬぎ山や、大阪府の神於山において、関係省庁や関係自治体、地域住民等が連携・協力し、自然再生の取組を始めたところです。	○ 自然再生推進法の手法を活用するなど、それぞれの地域において、多様な主体が取り組む順応的な自然再生事業を実施することが重要です。
都市地域の里地里山については、緑地保全地区等の指定拡大や公有地化を推進するとともに、市民緑地制度や管理協定制도를活用し、地方公共団体やNPO法人等の多様な主体による良好な維持管理を推進します。	平成15年度は、三保地区(横浜市)など、16箇所を緑地保全地区に指定しました。また、都市緑地保全法に基づく管理協定制により、3団体が里山等都市の貴重な緑地において維持管理活動を行っています。 また、都市公園及び緑地保全事業等の一体的な実施を支援する緑地環境総合支援事業を創設しました。	○ 改正された「都市緑地法」の制度活用を促進し、地域住民の健全な生活環境を確保するため適正に保全する必要がある地域の保全を推進することが重要です。
環境省では、市民参加のモデル事業を実施し、あらゆる主体が一体となって里地里山の保全・利用に取り組むための実践的手法や体制、普及啓発・環境学習活動等のあり方について、具体的な検討を進めます。	環境省では、平成16年度から、これまでの里地里山の調査結果を基にモデル地域(全国4箇所)を選定し、地元自治体、住民、NPO、専門家、関係行政機関等と連携して里地里山保全・再生モデル事業を実施しています。	○ 全国各地の様々な主体による里地里山の保全活動をさらに促進するためモデル地域における手法や体制の検討を進めることが重要です。

数値で見る実施状況

数値の意味	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
エコファーマーの数	H14.3	9,226名	H16.3末	47,766名	38,540名
「田園環境整備マスタープラン」策定市町村数	H14.3	1,191市町村	H16.1	2,436市町村 全国市町村数 3,190 (H15.4現在)	1,245市町村
田園自然環境保全・再生支援事業の実施地区数	H14.3	0地区	H16.3	33地区	33地区
市民農園区画数	H14.3	144,312区画	H15.10	150,555区画	6,243区画
「田んぼの生きもの調査」調査箇所数	H14.3	1,098の農業水路、ため池等	H16.3	2,353の農業水路、ため池等	1,255の農業水路、ため池等
「農業農村環境情報整備調査」による調査対象47地区内のサイト数	H14.3	0地点	H16.3	142地点	142地点
緑の基本計画を策定した地方公共団体数〔再掲〕	H14.3末	477市町村	H16.3末	628市町村	151市町村
人口50万人以上の大都市のうち緑の基本計画を策定した地方公共団体の割合〔再掲〕	H14.3末	90%	H16.3末	93%	3%
首都圏の近郊緑地保全区域の面積〔再掲〕	H14.3末	約15,693ha	H16.3末	約15,693ha	0
近畿圏の近郊緑地保全区域の面積〔再掲〕	H14.3末	約81,212ha	H16.3末	約81,212ha	0
全国の緑地保全地区の指定箇所数及び面積〔再掲〕	H14.3末	282地区 (約1,411ha)	H16.3末	312地区 (約1,721ha)	30地区 (310ha)
全国の市民緑地の指定箇所数及び面積〔再掲〕	H14.3末	105地区 (約77ha)	H16.3末	111地区 (約74ha)	6地区 -3ha

3. 湿原・干潟等湿地の保全

・平成15年には、鳥獣の保護上重要な湿地として和白干潟、名蔵アンパルを国指定鳥獣保護区に指定しました。
 ・平成16年7月に、沖縄において、日本サンゴ礁学会等と協力して第10回国際サンゴ礁シンポジウムを開催し、サンゴ礁の保全と再生に向けた「沖縄宣言」を採択しました。また、サンゴ礁保全と持続可能な利用に関する包括的な国際的枠組である国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)の総会が開催され、平成17年7月から2年間のICRI事務局を、日本とパラオが共同で引き受けることが決定されました。

施策の目標	進捗状況	今後の課題
保護地域化が必要な湿地については保全のための情報を更に収集し、地域の理解を得て鳥獣保護区や自然公園、自然環境保全地域、天然記念物等による保護地域指定や都市公園の設置等による保全を進めます。	平成15年には、鳥獣の保護上重要な湿地として和白干潟、名蔵アンパルの2つの国指定鳥獣保護区の指定を行い、保全を進めました。 国立公園では、利尻礼文サロベツ国立公園に隣接する湿原地域2,944haを新たに国立公園に編入し、特別保護地区等に指定しました。(再掲) 天然記念物については、平成15年度中に1件の追加指定を行ないました。	今後も保全が必要な地域について、情報収集等を行い、国指定鳥獣保護区や天然記念物などの新たな指定等による保全を進めることが重要です。
既に保護地域内に位置する湿地については、必要に応じ、より効果の高い保護対策をとるなど、保全の強化を図ります。	国指定藤前干潟鳥獣保護区において、湿地の理解を深めるために環境教育・学習施設の整備を進めました(平成16年度継続)。また、国指定谷津干潟鳥獣保護区において、異常繁殖したアオサの除去を実施するなど、保護区内の環境の維持管理を図りました。 天然記念物については、今後の指定地の保護対策のために、現況把握、環境整備等について4件、公有地化について3件、補助事業として支援を行いました。	鳥獣保護区に関して、今後も、鳥獣の保護上重要な湿地を中心に、湿地の理解を深めるための環境教育、情報提供のための施設整備や環境の維持・再生のための事業を実施する必要があります。 天然記念物に関して、既指定地の保護を図るため、管理計画策定、環境整備等について、地方公共団体への支援を進める必要があります。
ため池や水路など、人為により維持されてきた湿地は規制的手法だけでなく、経済的な奨励措置や事業配慮など、多様な手法を組み合わせ、地域の合意の下に維持されることが重要であり、そのための検討を行います。	農林水産環境政策の基本方針のなかで「環境保全を重視する農林水産業のための指針の策定」、「補助事業、制度資金における環境保全の重視」を基本方針に位置付けました。 また、平成16年度から田園自然環境保全整備事業が始まります。	環境配慮に関する更なる技術や情報の蓄積や技術者の育成、地域住民の参加を行う新たな体制の確立等に努めることが必要です。
国境を越えた長距離の移動・回遊を行いつつ湿地を利用する水鳥類やウミガメ類のために、わが国に残されている浅海域の湿地を減少・劣化させないよう保全するとともに、失われた湿地の再生・修復に努めます。	渡り鳥の中継地等として重要な湿地である和白干潟、名蔵アンパルについて国指定鳥獣保護区に指定しました。また、既に指定されている国指定鳥獣保護区においてアオサの除去作業などの環境維持、管理の事業を行いました。(再掲) また、ウミガメの産卵地となる海浜については、自然公園法に基づく乗り入れ規制地域等に指定し、産卵地の保全を図っています。	渡り鳥の保護上重要な湿地として今後も、新たな国指定鳥獣保護区等保護地区の指定を進めることが重要です。また、今後も、鳥獣保護区等の保護管理として、環境の維持・再生のための事業を実施する必要があります。
日本、オーストラリア及び国際湿地保全連合により策定されたアジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略に基づき、渡来湿地ネットワーク活動を支援し、国際的取組の推進を図ります。	重要生息地ネットワーク(アジア太平洋地域参加地延べ8箇所)の活動支援を行い、シギ・チドリ類重要生息地ネットワークへ大阪南港野鳥園が参加しました。	アジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略の推進支援を行い、重要生息地ネットワークの拡大を図る必要があります。

施策の目標	進捗状況	今後の課題
ウミガメ類については、生態解明の調査を実施するなど、保全のための基礎的資料の充実が必要です。	採餌や回遊等の生態が明らかでないウミガメ類について、人工衛星による行動追跡調査を実施しました。 また、重要生態系監視地域モニタリング推進事業（モニタリングサイト1000）においてウミガメ類の調査を実施するための検討を行いました。	ウミガメ類の保全のため、より一層の知見の充実に図り、広域的・国際的な視点から生息地の保全策を講じることが必要です。今後、モニタリングサイト1000において、ウミガメ類の調査を実施します。
生物多様性保全上重要な干潟及び藻場において生物相を把握するための調査を開始し、モニタリングを実施します。	全国の干潟及び藻場の調査を、自然環境保全基礎調査の「浅海域生態系調査」として実施しています。	環境省が選定した重要湿地500のうち干潟145箇所、藻場129箇所を対象に全国調査を引き続き実施します。
関係省庁の連携の強化などにより、各地域の沿岸域の生物相に関する情報の充実に取り組みます。	有明海・八代海における海域環境調査、東京湾における水質等のモニタリング、海洋短波レーダーを活用した生物調査、水産資源に関する調査及び研究や海域環境情報提供システムの運用などを行っています。また、地球環境研究総合推進費において、「サンゴ礁生物多様性保全地域の選定に関する研究」（平成15-17年度）を実施しています。	関係省庁の連携等沿岸域の生物相に関する情報の充実に取り組むことが重要です。
岩礁や砂浜などの生態系についても、情報の収集整備を進め、保全のための基礎的データを蓄積する必要があります。	砂浜を中心とする海浜部の生物の生息・生育状況の実態を把握し、あわせて生物の生息・生育基盤環境に関する情報を取得するための「海浜の生物国勢調査」を平成15年度より実施しています。	今後は、「海浜の生物国勢調査」の簡便な手法を開発し、より円滑な調査の推進を検討していきます。

数値で見る実施状況

数値の意味	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
ラムサール条約登録湿地	H14.3	11箇所 (83,725ha)	H16.3	13箇所 (84,089ha)	2箇所 (364ha)
国設（指定）鳥獣保護区指定箇所数及び面積（再掲）	H14.3	54箇所 (494,047ha)	H16.3	59箇所 (513,975ha)	5箇所 (19,928ha)
都道府県設（指定）鳥獣保護区指定箇所数及び面積（再掲）	H14.3	3,835箇所 (3,085,278ha)	H16.3	3,882箇所 (3,118,389ha)	47箇所 (33,111ha)

4. 自然の再生・修復

- ・平成15年度は自然再生推進法の本格運用が開始され、国や地方公共団体、民間団体等多様な主体が呼びかけ者となり、同法に基づくものとして全国8箇所（平成16年8月現在）で自然再生協議会が立ち上がりました。
- ・関係行政機関においては、河川、湿原、干潟、藻場、里地、里山、森林等122箇所（平成16年3月現在）で自然再生のための調査や事業を実施しています。

施策の目標	進捗状況	今後の課題
自然再生事業では、土木工学その他の応用工学的な技術や理論を基礎とし、事前の調査及び事業着手後のモニタリングにより、柔軟で慎重な取組を行う。 また、事業の実施に当たっては、間伐材や粗朶などの地域の自然資源や伝統的な手法の活用、労働集約的な作業など、きめ細かい丁寧な手法で進める必要があります。	国が行っている自然再生事業においては、事前調査の実施、事業着手後のモニタリング計画の作成等を行っています。	自然再生事業の取組が始まってから2年が過ぎたところであり、各地の取組も始まったばかりと言えますが、柔軟かつ丁寧な事業を実施していくことが重要です。

施策の目標	進捗状況	今後の課題
地域特性に応じて経験と実績を積み重ね、自然再生に関する知見を集約し、技術的向上を図るとともに、その普及を進めます。	関係行政機関では、補助事業も含め、河川、湿原、干潟、藻場、里地、里山、森林等あわせて122箇所（平成16年3月現在）で自然再生のための調査や事業を実施しています。自然再生事業においては、地域の特性を踏まえ、各種調査を実施し、知見の蓄積に努めています。 産官学それぞれあるいは連携して技術の向上、知見の集約に向けた取り組みが活発化しています。	△ 今後も、自然の再生・修復について積極的取組を推進するとともに、蓄積した知見や収集した事例について広く公表し、自然再生について普及を推進することが重要です。
自然再生を効果的・効率的に推進するための関係各省の連携体制の一層の強化が必要です。そのための法制度の検討も重要な検討課題です。	10月には法に基づき、関係行政機関の自然再生推進会議と、自然環境に関して専門的知識を有する者の自然再生専門家会議を開催しました。また、自然再生の総合的、効果的かつ効率的な推進を図るために関係省庁の窓口ネットワークを設置する等、連絡調整を実施しています。	○ 引き続き、関係各省間の円滑な連絡調整を実施していくことが重要です。
多様な主体の参画のためのさまざまな仕組みの活用が重要です。	平成15年度は、自然再生推進法に基づくものとして自然再生協議会が全国で4箇所立ち上がり、その立ち上げにあたっては、委員の公募等多様な主体の参加の機会が示されました。 NPO等と森林所有者とが結ぶ施業の実施に関する協定について市町村長が認可する制度を創設し、この認可を受けたNPO等を森林整備事業の実施主体として追加するとともに、経験豊かなボランティア団体や上下流の住民等多様な主体の参加による里山林、水源林等の整備を推進しました。（再掲）	○ 今後も、自然再生推進法の仕組み等多様な主体の参画のためのさまざまな仕組みの活用を推進します。 ○ 多様な主体の参加による森林の整備を推進することが重要です。
生態系の現況、過去の自然の状況、地域の産業動向といった科学的及び社会的な情報を地域の関係者が共有した上で、社会的な合意を図りながら目標設定を行うことが重要です。	地域の多様な主体が参加している自然再生協議会において議論を重ね、目標設定への合意形成を図ろうとしています。	○ 地域の特性に応じた情報提供のあり方、合意形成の進め方について検討を行うことが重要です。

数値で見る実施状況

数値の意味	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
自然再生推進法に基づく自然再生協議会の設置件数	H14.3	0件	H16.3 (H16.8)	4件 (8件)	4件 (8件)
国が自然再生の調査を実施中の箇所（補助を含む）	H14.3	0箇所	H16.3	47箇所	47箇所
国が自然再生の事業を実施中の箇所（補助を含む）	H14.3	69箇所	H16.3	75箇所	6箇所

5. 野生生物の保護

(1) 種の絶滅の回避、猛禽類保護への対応、海棲動物の保護と管理

・平成15年に希少種の譲渡規制を適切に行えるよう種の保存法の一部改正を行いました。また、新たに生息地等保護区の指定を行うとともに、保護増殖事業計画策定に向けた調整、保護増殖事業の実施、種の保存に関する調査研究等を行っています。

・トキの繁殖個体の再導入のため、順化施設の整備を行っています。

・平成16年7月には、種の保存法に基づく「国内希少野生動植物種」に、アマミノクロウサギなど11種を追加指定しました。

施策の目標	進捗状況	今後の課題
国内希少野生動植物種の政令掲載作業の一層の推進を図り、生息地等保護区の指定、繁殖個体の自然下への再導入を含めた総合的な保護増殖事業の実施などにより、絶滅要因を解消するための取組を推進します。	平成16年7月には、種の保存法に基づく「国内希少野生動植物種」に、アマミノクロウサギなど11種を追加指定しました。 また、適切な譲渡規制が行えるよう、登録・認定関係事務を行う機関に関して種の保存法の一部改正を行いました。平成14年度に国内希少野生動植物種に指定したインガキニイニについて、生息地保護区を指定しました。トキについて、平成15年10月に日中共同トキ保護計画が決定しました。また、トキの繁殖個体の再導入のため、順化施設の整備を行っています。	今後も希少野生動植物種及び生息地保護区の指定、トキなど繁殖個体の再導入などを含め保護増殖事業の推進を図る必要があります。
湿地のように全国的に減少が著しい生息地のタイプに該当する生態系について、保護区の指定を促進するとともに、保全、再生、修復を早い段階で進めるなど、生息環境に着目して種の絶滅のおそれを未然に回避する予防的な措置を講じていきます。	平成15年度より自然環境の劣化を早期に把握することを目的として、継続的な調査を実施する重要生態系監視地域モニタリング推進事業（モニタリングサイト1000）として開始しました。	生息環境に着目して種の絶滅のおそれを未然に回避するためには、生態系の継続的なモニタリングを進めることが重要です。
野生生物の生息、生育地を保全する観点から、重要生息・生育地の選定、保護地域制度の活用や環境アセスメントを通じた環境配慮の徹底、自然の再生・修復など、関係省庁との調整・連携を通じた総合的な対策の実施、様々な手法を組み合わせた対応を行うほか、より効果的な保全のための手法の検討を進めます。	自然環境に関する調査や、自然再生推進法に基づく相談体制の整備（相談窓口ネットワークの形成）などで、関係省庁間の連携を進めています。 また、関係省庁との調整・連携を通じた総合的な施策の実施等を目指し、エコロジカルネットワークに関する調査の実施を予定しているところです。（再掲）	エコロジカルネットワークに関する調査の結果を活用し、関係省庁や地方公共団体等の連携による事業等効果的な保全のための手法の検討を進めることが重要です。
イヌワシ、クマタカ、オオタカについて生態、生息実態等についてのデータを充実させ、生息域での土地利用に際してのきめ細かな対応指針の作成、里地里山と一体となった生息環境や地域個体群の保全の考え方の検討、良好な採餌空間の確保を目的とした森林の管理など総合的な保護対策の検討を進めます。	環境省では、希少猛禽類の総合的な保護指針の策定に向けて作業を行い、クマタカについては繁殖率等のモニタリング、イヌワシについては、国有林と連携した採餌環境改善のための森林施業の実施とモニタリングに着手し、オオタカについては、過去の事例収集のためのアンケートを実施しました。 猛禽類の採餌空間の確保を図るため、国有林において人工林を帯状に伐採するなど試験的な取組を実施しました。	今後も、希少猛禽類の繁殖状況のモニタリング等を実施し、保護管理のための基礎的な知見を集積する必要があります。また、国有林等と連携し生息環境の改善のモデル的实施を通じ、希少猛禽類の繁殖率の向上等を図る必要があります。 継続的な調査による検証が重要です。

施策の目標	進捗状況	今後の課題
上記以外の猛禽類のうち個体数の減少が懸念される種については、生息状況の調査を行い、専門家の意見も踏まえながら絶滅のおそれの有無を評価するとともに保護対策の検討を進めます。	上記以外の猛禽類のうち、サンバとハチクマに関しては、人工衛星を利用した移動追跡により、渡り経路や春秋の渡り経路の違い等を明らかにしました。	○ サンバ、ハチクマに関しては引き続き情報解析を進め、必要に応じて保全策の検討を進める必要があります。 その他の猛禽類についても、生息状況、保護管理に関する情報を収集する必要があります。
海棲哺乳類や海鳥、ウミガメ類に関しては、生息状況に関するデータを収集・分析することを通じて、生物多様性保全の観点から、個体群レベルも含めた適正な保護のための取組を進め、持続可能な利用を図っていくことが重要です。	海棲哺乳類のうち、アザラシについては、生息状況等に関する調査を実施し、保護管理のための措置のあり方について検討を行いました。また、ジュゴンについては、生息情報の収集等を行いました。 採餌や回遊等の生態が明らかでないウミガメ類について、人工衛星による行動追跡調査を実施しました。重要生態系監視地域モニタリング推進事業（モニタリングサイト1000）においてウミガメ類の調査を実施するための検討を行いました。（再掲）	△ ジュゴン、アザラシについては、引き続き情報分析、措置の検討を進め、今後、保護管理施策を展開する必要があります。その他の海棲哺乳類についても、生息状況、保護管理に関する情報を収集する必要があります。 モニタリングサイト1000において、ウミガメ類の調査を実施します。
さらに、回遊性の高い海棲動物の保護には、国際的協力が必要不可欠であることから、関係国との情報交換や国際条約等の国際的枠組みの活用を推進します。	鯨の個体数について科学的知見の蓄積を図るとともに、国際捕鯨委員会（IWC）において、捕鯨に関し、科学的情報に基づく持続的な利用の考えが理解されるよう努めているところです。	○ 各種調査の充実により科学的知見を更に蓄積し、海洋生物資源の持続的利用に対する国際的理解の醸成に努めることが重要です。

数値で見る実施状況

数値の意味	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
国内希少野生動植物種	H14.3	57種（動物49種、植物8種）	H16.3	62種（動物51種、植物11種）	0
国内希少野生動植物生息地等保護区面積	H14.3	7地区 (863ha)	H16.3	8地区 (872ha)	1地区 9ha
保護増殖事業計画	H14.3	21種	H16.3	21種	0
水産生物のうち希少種として採捕、所持、販売の制限・禁止を行った種数	H14.3	6種	H16.3	6種	0
保護水面の設定数	H14.3	120箇所	H16.3	120箇所	0
保護増殖事業を実施している希少種の数	H14.3	3種	H16.3	4種	1種

(2) 野生鳥獣の科学的・計画的な個体群管理システムの確立

鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律を平成15年4月に施行するとともに、シカやクマなどの個体数の管理や生息環境の整備等を定める特定鳥獣保護管理計画の推進、和白干潟など国指定鳥獣保護区の新規指定等を行いました。野生鳥獣保護管理検討会において、鳥獣保護及び狩猟の適正化のあり方について基本的な論点とそれへの対応の方向性を整理するため議論を行いました。

施策の目標	進捗状況	今後の課題
地域的に著しく増加又は減少している特定の野生鳥獣の個体群については、目標とする個体数や生息密度等をできる限り科学的に設定し、捕獲等による個体数調整、被害防除施設の設置や生息環境の整備等の保護管理を総合的かつ計画的に展開することにより、農林水産業等への被害と地域個体群の絶滅という2つの相反するリスクを、可能な限り最小化させていきます。	特定鳥獣保護管理計画制度の推進のため、都道府県の計画策定に対し補助を引き続き行うとともに、特定鳥獣保護管理計画の行政担当者等を対象に技術研修を行いました。 また、野生鳥獣保護管理検討会において、農林水産業被害の軽減等鳥獣保護と狩猟に関する主な課題について議論を行いました。	△ 今後とも、特定鳥獣保護管理計画制度を推進するために、都道府県への支援等を行う必要があります。また、特定鳥獣保護管理計画制度の評価を行い、その結果も踏まえて、今後の鳥獣保護管理のあり方を検討し、措置を講ずる必要があります。さらに、イノシシの住処となりやすい耕作放棄地を整備するなど、鳥獣害に強い地域づくりを進める必要があります。考え方等の検討を行う必要があります。

施策の目標	進捗状況	今後の課題
野生鳥獣の生息状況等について推定や評価を行う場合には、常に非常性や不確実性を避けることができないことから、幅広い情報共有と合意形成に努めます。	特定鳥獣保護管理計画は都道府県が多様な関係主体の合意形成を図りながら保護管理を推進するため、検討会を設置し計画を作成することとしています。また、国、地方公共団体等で鳥獣の捕獲情報等を共有するため、野生鳥獣情報システム(WIS)を運用しており、ホームページ上で情報公開を行っています。	今後とも、特定鳥獣保護管理計画制度を推進するために、都道府県への支援等を行う必要があります。また、情報共有を進めるためにWIS等を活用した情報の整備と共有を今後とも進める必要があります。
野生鳥獣の科学的、計画的な保護管理に関する情報の収集、整備や調査研究を積極的に進めます。	近年著しい水産業被害を生じているカワウの保護管理について、マニュアルの策定をおこないました。 また、鳥インフルエンザの感染経路究明等のために渡り鳥等の生息状況調査等を実施しました。 地球環境研究総合推進費においては、「高度情報・通信技術を用いた渡り鳥の移動経路と生息環境の解析及び評価に関する研究」(平成13-15年度)を実施しました。	引き続き、保護管理に必要な情報の整備、調査研究を進めます。また、鳥インフルエンザなどの感染症について、知見の集積を図る必要があります。
特定鳥獣保護管理計画制度に基づく各地域での取組から得られる知見を共有して検討を深め、科学的、計画的な個体群管理システムを確立します。	野生鳥獣保護管理検討会において、特定鳥獣保護管理計画制度の実施状況を踏まえ、個体群管理に必要な科学的情報の収集方法等、科学的・計画的な保護管理について議論を行いました。	今後とも、個体群管理システムのひとつである特定鳥獣保護管理計画制度を推進するために、都道府県への支援等を行う必要があります。

数値で見る実施状況

数値の意味	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
国設(指定)鳥獣保護区指定箇所数及び面積	H14.3	54箇所 (494,047ha)	H16.3	59箇所 (513,975ha)	5箇所 (19,928ha)
都道府県設(指定)鳥獣保護区指定箇所数及び面積	H14.3	3,835箇所 (3,085,278ha)	H16.3	3,878箇所 (3,135,827ha)	43箇所 (50,549ha)
狩猟鳥獣種数	H14.3	47種(鳥類29種、獣類18種)	H16.3	48種(鳥類28種、獣類20種)	0

(3) 移入種(外来種)問題への対応

- ・「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(以下、外来生物法という。)」が平成16年6月に成立しました。この法律により、生態系等への被害を及ぼすおそれのある外来生物等の飼養や輸入などを規制することが可能です。
- ・外来生物についての科学的知見の情報収集と整理のための調査事業を行ったほか、奄美や沖縄のマングースなど、緊急性の高い地域における外来生物の駆除を行いました。

施策の目標	進捗状況	今後の課題
国内や地域内で既に定着して影響を生じている生物種、定着していないが定着した場合には影響が懸念される注意を要する生物種のリストを、定着状況の把握等の調査を含め作成します。	現に生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物についてリストアップし、生態系等に係る被害の科学的知見の情報収集と整理のための調査事業を行いました。 また、地球環境研究総合推進費において、「侵入生物による生物多様性影響機構に関する研究」(平成13-15年度)を実施し、「侵入種生態リスクの評価手法と対策に関する研究」(平成16-18年度)を実施しています。	引き続き、生態系等への被害が懸念される外来生物をリストアップし、被害や定着状況等に係る科学的知見の充実を図ることが必要です。

施策の目標	進捗状況	今後の課題
ペットを始め、国内での移入種（外来種）の利用に先立って生物多様性への影響を評価し、影響の懸念される生物の利用の制限を行うことにより、影響が懸念される生物の輸入の抑制を図ります。また、国外からの生物の輸入の実態を明らかにするとともに、生物多様性に影響を生じさせる国外からの移入種（外来種）の水際の管理について検討します。 飼育動物の管理を徹底することにより、わが国での移入種（外来種）問題のうち大きな要因となっているペット由来の動物による影響への対策を図ります。	生態系等への被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある生物を特定外来生物として指定し、飼養や輸入などを規制する外来生物法が平成16年6月に成立しました。同法では、被害を及ぼすおそれがある疑いのある生物も未判定外来生物として指定し輸入を制限するほか、特定外来生物や未判定外来生物と見分けのつかない生物の輸入に際し生物の種類を証する証明書の添付を義務付けているところです。 また、飼育動物の管理徹底等を図るために、「展示動物の飼養及び保管に関する基準」を改正したほか、動物の愛護管理のあり方検討会を開催し、今後の対策のあり方について検討を行っているところです。	外来生物のデータベースの構築、被害判定手法の確立を含め、法律の実施体制を整備することが必要です。 また、動物の愛護管理のあり方検討会の結果を踏まえて、適正飼養の徹底に向けた所要の施策を講じる必要があります。
貨物に付着しての移動など、意図せずに導入される生物の侵入経路の特定と侵入の予防	地球環境研究総合推進費において、「大型船舶のバラスト水・船体付着により越境移動する海洋生物がもたらす生態系攪乱の動態把握とリスク管理に関する研究」を平成16-18年度に実施することとしています。	非意図的導入の外来生物に関し、対象を絞り、空港や大きな港湾近辺を中心に実態調査が必要です。
注意を要する種の移入、定着に関するモニタリングと早期対応の実施	西表島におけるオオヒキガエルの生息状況や移入経路を調査し、早期発見・早期対応のためのモニタリングを実施するとともに、体制の検討を行いました。	モニタリングの継続と港湾における侵入チェック及び防止体制の確立、石垣島における個体数低減化に向けた対策事業が必要です。
環境省では、奄美大島におけるマングースの駆除事業を実施しており、今後とも緊急性の高い地域における移入種（外来種）の排除を行っています。	奄美大島において平成12年度より駆除事業を実施し、平成15年度末までに約12,000頭のマングースを捕獲しました。この事業により事業開始当初（平成11年時点）5,000～10,000頭と推定されたマングースの生息個体数は平成14年度末には1/4の1,500～2,500頭まで減少しました。沖縄島北部やんばる地域では平成12年度より環境省と沖縄県により駆除事業を実施し、平成15年度末までに合計約4,800頭のマングースを捕獲しました。	さらなる個体数低減化と分布の分断化、島からの完全排除に向けて、より効果的な捕獲技術の確立、捕獲努力量の増加、完全排除に向けた計画の再検討を行います。沖縄島北部やんばる地域では南部地域からのマングースの北上阻止対策の検討、より効果的な捕獲技術確立、南部地域におけるマングース個体数低減化を図ります。防除の実施に係る県や市町村の推進協力体制の確立が重要です。
農林水産省では、ブラックバス等外来魚について、密放流防止の啓発、地域における生息状況等の調査、駆除、生態系の復元等の事業に対する支援及びブラックバス・ブルーギルの生態的特性の解明と効果的な繁殖抑制技術の研究開発を行っており、今後ともこれら外来魚の生息域の拡大の防止及び生息数の減少を図ることを基本として、これら事業等を推進することとしています。	ブラックバス等外来魚の生息域の拡大の防止及び生息数の減少を図るため、①46都道府県が「内水面漁業調整規則」で移植禁止を措置、②36道府県で行った駆除、生息状況調査及び密放流防止に係る啓発活動等に対し支援、③ブラックバス、ブルーギルの生態的特性の解明と効果的な繁殖抑制技術の研究開発を実施しました。 また、ブラックバス、ブルーギル以外の外来魚が在来魚に与える影響調査等を実施しました。	ブラックバス等の外来魚対策として、これまでの取り組みを引き続き実施するとともに、その効果を高める措置を検討し、地域の実態に応じた外来魚の生息域・量の抑制を推進する必要があります。
国土交通省では「河川における外来種対策に向けて（案）」をとりまとめ、これに基づいた河川管理を図ります。	「河川における外来種対策に向けて（案）」を踏まえ、市町村、地域住民等が共同で、繁殖が激しいアレチウリの駆除を行うなどの取組が継続的に実施されています。	繁殖力の強い外来種は、一端侵入し、分布を広げると、その悪影響を減少させることは難しく、侵入の未然防止が重要であるほか、数年間の継続的な対策の実施が重要です。

施策の目標	進捗状況	今後の課題
移入種(外来種)への対応に関しては、幅広い行政機関、事業者が関係することから、施策を総合的に推進するために有効な関係機関の連携体制の確保を図ります。	外来生物法の施行に向け、関係省庁間で連携を強化することとしており、その具体的方法について検討しています。	関係省庁が連携して、外来生物の防除の実施や国民に対する普及啓発を進めるとともに、外来生物に関するデータベースを構築し、情報共有体制の強化を進めることが必要です。 また、海外から導入される外来生物だけでなく、国内で人為的に移動され被害を及ぼす在来生物に対して、既存の制度の活用や必要に応じ見直しなどの対応を進める。

数値で見る実施状況

数値の意味	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
外来魚移植禁止を行った都道府県数	H14.3	46都道府県	H16.3	46都道府県	0

6. 自然環境データの整備

(1) 生態学、分類学を中心とした基礎的研究や、関連する応用的研究の推進

内閣府の総合科学技術会議において、生物・生態系研究開発調査検討ワーキンググループが立ち上がり、生物・生態系研究開発調査の現状と今後実施していくべき調査等の課題について報告が取りまとめられているところです。

施策の目標	進捗状況	今後の課題
わが国の生物多様性の基本的構成要素である野生生物種について、既知種に関する知見の集積や、多数の未記載種の解明を進めるための分類学的研究の充実を図る必要があります。 生物多様性保全の基礎となる各種生態系の構造及び動態を把握するための生態学的研究の充実を図る必要があります。 炭素固定、水源涵養、水質浄化、防災、保健休養など、生態系がもたらす多様なサービス(機能)の定量的評価や変化機構解明等に関する生態学的研究の充実を図る必要があります。 希少種を含む地域固有の生物多様性の評価及び維持機構の解明、種の絶滅要因や遺伝的多様性の解明、個体群動態の予測、並びに移入種の侵入等を含む様々なインパクトによる影響評価及び多様性減少機構の解明に関する生態学的研究の充実を図る必要があります。 保全生態学の視点から生態系の順応的管理や生態系再生を進めるための野外における実験的・実証的研究の充実を図る必要があります。	(主な研究事例) 国立環境研究所が中心となり、世界分類学イニシアティブ(GTI)の取組を通じて、世界に先駆けてGTIパイロットプロジェクトをアジア地域で展開し、細菌・古細菌のデータベースをはじめとする分類学情報をウェブサイトにて公開しています。 地球環境研究総合推進費においても、「アジアオセアニア地域における生物多様性の減少解決のための世界分類学イニシアティブに関する研究」(平成14-16年度)、「野生生物の生息適地からみた生物多様性の評価手法に関する研究」(平成15-17年度)、「侵入生物による生物多様性影響機構に関する研究」(平成13-15年度)等を実施しています。 また、文部科学省の「研究拠点形成費補助金」により、平成15年度から「生物多様性・生態系再生研究拠点」プロジェクトが実施されています。	総合科学技術会議における生物・生態系研究開発調査検討ワーキンググループの報告も踏まえ、今後、生態学や分類学を中心とした基礎的・応用的研究の一層の推進が重要です。

(2) 自然環境保全基礎調査の質的転換

基礎調査の質的な転換の方向性として、国家戦略で示された、個別生態系の経時的な変化の把握を目的に実施する重要生態系監視地域モニタリング推進事業（モニタリングサイト1000）を開始するとともに、これまでの調査でデータの得られていない浅海域の干潟や藻場の調査や、広く国土を把握するためにベースとなる植生図の5万分の1から2万5千分の1への更新を進めています。

施策の目標	進捗状況	今後の課題
戦略的な保全施策の推進に資するデータを継続的に収集するため、地域の専門家やNPO等のネットワークを活用したデータ収集の仕組みを構築し、全国1,000ヶ所程度の定点（モニタリングサイト）を国が設定して、動植物や生息・生育環境の長期的なモニタリングを展開すること（モニタリングサイト1000）の取組を検討します。	平成15年度より全国1000カ所程度のモニタリングサイトを設定し、継続的な調査を実施する重要生態系監視地域モニタリング推進事業（モニタリングサイト1000）について、事前調査を開始しました。	平成19年度までに全国1000カ所程度のモニタリングサイトを順次設定し、継続的なデータの収集に努めることが重要です。
開発や汚染の影響を受けやすい浅海域を中心に、海域における生物、生態系情報の整備に本格的に取り組むこと（浅海域生態系調査）を検討します。	平成14年度より自然環境保全基礎調査の浅海域生態系調査として、全国の干潟及び藻場の調査を実施しています。（再掲）	環境省が選定した重要湿地500のうち干潟145箇所、藻場129箇所を対象に引き続き全国調査を実施します。
生態系の量的把握を充実するため、全国的な植生現存量・生産量の把握や、主要な野生動物に関する徹底的な調査に向けた手法検討・開発に取り組むことを検討します。	平成15年度より開始した重要生態系監視地域モニタリング推進事業（モニタリングサイト1000）では、生態系の量的把握を充実するよう検討しています。また、大型哺乳類の行動を把握するため、GPSや簡易観測カメラを活用した情報収集システムの技術開発に取り組んでいます。	全国1000カ所程度のモニタリングサイトにおいて、生態系の量的なデータの収集に努めるとともに、GPSや簡易観測カメラを活用した情報収集システムの技術開発を進めることが重要です。
植生、動物分布、海岸など、個別調査項目を重ね合わせて分析するなどして、国土における自然環境の総合的把握を進めることを検討します。	平成15年度には、環境省、国土交通省、農林水産省等が実施している自然環境調査のデータ整備の進展を踏まえ、国土の自然環境の総合的把握のため、モデル地区での試験的なデータの集積を始めました。	自然環境保全基礎調査等での個別の調査項目を継続的に実施するとともに、それぞれのデータ間の解析を実施することが重要です。
基盤的データとして、国土の自然の基本図である植生図について引き続き維持・更新を進めるとともに、地理情報システム（GIS）を活用して、各地域の動植物相等の関連データの統合的把握が可能となるよう、情報整備・処理システムの改良を進めます。	平成15年度より植生図を中心として、個別調査項目を重ね合わせ解析するモデル調査を開始しました。	重ね合わせ解析のベースデータとなる1/25000植生図の作成を進めるとともに、自然環境の総合的把握の解析手法を開発します。
野生生物目録や分布・生態データの蓄積、生物種や遺伝子の多様性の時間的・空間的記録である標本資料の収集・保管及び情報整備等を着実に進めることが重要です。	自然環境保全基礎調査のデータをもとに野生生物の目録作成を進めるとともに、こうした調査で得られた標本資料の充実にも努めました。	自然環境保全基礎調査やモニタリングサイト1000の継続的な調査実施に伴い、標本資料の収集保管、情報の整備を実施します。

数値で見る実施状況

数値の意味	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
モニタリングサイト1000のサイト設定数	H14.3	0サイト	H16.3	120サイト（事前調査中）	120
植生図の更新状況	H14.3	0%	H16.3	27%	27%

(3) 情報の共有と公開

・環境省、国土交通省及び農林水産省が実施している自然環境調査のデータ整備の進展を踏まえ、相互の情報交換を進めるための連絡体制の構築を図り、モデル地区での試験的なデータの集積に取り組んでいます。

・平成16年度より生物多様性に関する情報交換の仕組み（クリアリングハウスメカニズム（CHM））をインターネットを通じて公開しています。

施策の目標	進捗状況	今後の課題
基礎調査に加えて、国土交通省の河川水辺の国勢調査や農林水産省の森林資源モニタリング調査を始めとする国、地方、NPO等の各セクターにおけるデータ整備の進展を踏まえ、相互の情報交換等を進める連絡組織等の構築を図ります。	平成15年度には、環境省、国土交通省、農林水産省が実施している自然環境調査のデータ整備の進展を踏まえ、相互の情報交換を進めるための連絡体制の構築を図り、モデル地区での試験的なデータの集積を始めました。（再掲）	自然環境調査を実施している省庁間でデータ整備の進展状況をふまえて、情報交換を進めていきます。
あらゆる主体が様々なデータに容易にアクセスし、かつ情報の質を見極めながら利用できるよう、情報共有データベースの構築やメタデータの作成・公開を進め、情報交換の仕組み（クリアリングハウスメカニズム）を整備するなど、生物多様性に関する情報システムの充実を図ります。	平成16年4月より生物多様性に関する情報交換の仕組み（クリアリングハウスメカニズム（CHM））専用のサイトを開設し、メタデータの収集に努めるとともに、インターネットを通じて公開しています。 また、関連機関に対しメタデータ作成の協力依頼を行いました。	生物多様性クリアリングハウスメカニズム（CHM）の活用促進を図っていくため、関連機関に対してメタデータの登録を積極的に働きかけています。
希少種の分布情報等で、公開することにより乱獲その他生息・生育地の攪乱を誘発するおそれのあるものについては、保全上の観点から慎重な配慮を加えつつ公開方法等について検討します。	国内希少野生動植物種や希少な野生生物に関する生息・生育地の情報については原則として、公開しないこととしました。	なし
大学や全国規模の研究機関、地方自治体の調査研究機関や自然史系博物館等の設置や充実を支援するとともに、これら機関に属する専門家等の交流やネットワークの強化を図ります。	自然環境の調査を実施している国、地方公共団体、民間団体との自然環境情報の情報交換や交流を行うネットワークとして自然環境研究機関連絡会議を開催しました。 国立科学博物館では、科学系博物館のナショナルセンターとして、自然科学系博物館等と連携し、地域の博物館における教育活用法等の指導を行っています。	今後とも自然環境研究機関連絡会議への、幅広い機関に対して参加を呼びかけていきます。 国立科学博物館では、科学系博物館のナショナルセンターとして引き続き地域に応じた教育活動の開発・実施を図り支援を行っています。
海外も含めた研究機関、行政機関、NGO、専門家及び市民の広範なネットワーク形成を図りつつ、生物多様性保全に向けた調査研究及び自然環境データの整備や情報共有を進める中心的拠点として、生物多様性センター、各地の野生生物保護センター等の組織・機能の充実に努めます。	生物多様性センターにおいて、新しく生態系監視科長をおき、組織の充実に努めました。	引き続き、生物多様性センター、各地の野生生物保護センター等の組織・機能の充実に努めることが重要です。

数値で見る実施状況

数値の意味	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
CHMメタデータ数	H14.3	0件	H16.3	79件	79件

7. 効果的な保全手法等

(1) 効果的な保全のための様々な手法の活用、環境アセスメントの充実

「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が平成15年10月から施行されました。この法律は、環境教育を推進し、環境の保全についての国民一人一人の意欲を高めていくことを目的としています。

施策の目標	進捗状況	今後の課題
①絶滅のおそれのある種や重要地域等のリスト化	絶滅のおそれのある種を選定したレッドリストの見直し作業を進めました。	○ レッドリストの見直しについては、引き続き作業を進める必要があります。
②保全・配慮指針や基準の策定 ③生態的・工学的配慮技術や手法の確立	「農林水産環境施策の基本方針」に基づき、平成16年度より「環境保全を重視する農業のための指針の策定」に向けて検討を行っています。 環境の保全・再生・創造を国土交通行政の本来的使命として明確に位置付け、あらゆる局面で環境負荷の低減に努める「国土交通行政のグリーン化」を進めるため、その環境政策を総点検し、「国土交通省環境行動計画」を平成16年6月に策定・公表したところです。(再掲)	○ 保全・配慮指針や基準の策定、及び生態的・工学的配慮技術や手法の確立が必要な分野において、検討を進めるとともに、策定した基準等の普及を図ることが重要です。
④助成や税制措置などの経済的な奨励措置	特定鳥獣保護管理計画の策定等について補助を行うとともに、鳥獣保護管理の担い手確保の観点等から狩猟税制の見直しを行いました。	○ 経済的措置については、今後も必要に応じ措置を行う必要があります。
⑤自発的取組の促進 ⑥住民参加による計画策定手続・合意形成システム、などの実効性の確保	「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」においては自発的取組の促進、また「自然再生推進法」においては、自発的取組の推進や住民参加の仕組みが示されています。	○ 自発的取組の推進や住民参加等については、実績を積み重ね、人材育成や体制の整備等に努めることが必要です。
開発事業に効果的な環境配慮を組み込むための重要な制度である環境アセスメントを効果的に活用していくことも必要です。	環境影響評価法に基づき手続を完了したものは70件あり、うち手続当初から同法に基づき手続を開始したものは25件となっています。	○ 環境影響評価法などに基づく環境影響評価を適切に実施することにより、環境保全への適切な配慮の確保を図ることが必要です。
「環境影響評価法」に基づき、環境影響評価項目等の選定指針、環境保全措置指針等を定めた基本的事項(平成9年決定)について、最新の科学的知見や環境アセスメントの実施状況を踏まえて点検を行い、制度の充実を図っていきます。	技術検討の成果及び環境影響評価の実施状況を踏まえ、学識経験者からなる委員会(環境影響評価の基本的事項に関する技術検討委員会)を設置し、基本的事項の点検に着手しました。	○ 今後、技術検討委員会の場を通じて点検を行うとともに、技術検討委員会からの報告を踏まえ、必要に応じて基本的事項の見直しを行っていくこととしています。
上位計画や政策における環境配慮のあり方について、現状での課題を整理した上で、内容、手法などの具体的な検討を行うとともに、国や地方公共団体における取組の実例を積み重ね、その有効性、実効性を検証し、その結果を踏まえて、環境配慮のあり方に関するガイドラインの作成を図ります。	環境省においては、基本的考え方や留意点をとりまとめ、さらに廃棄物分野を例とした戦略的環境アセスメント試行ガイドラインを策定しました。また、戦略的環境アセスメントが東京都や埼玉県で制度化されるとともに、埼玉県における地下鉄延伸計画等いくつかの上位計画に対しては環境影響評価が実際に実施されました。さらに、道路、河川、空港、港湾等について、計画プロセスにおける情報公開や住民参加のガイドライン等が示されるなど、関連する取組も進められました。	○ 上位計画や政策における環境配慮のあり方については、地方公共団体とも情報交換しつつ、事例を積み重ねるとともに、必要に応じて制度化の検討を進める必要があります。

(2) 国際的取組

平成16年2月に開催された第7回生物多様性条約締約国会議(COP7)は2002年のWSSDの後、初めて開催された締約国会議であり、COP6やWSSDにて採択された「2010年までに生物多様性の損失速度を減少させること(2010年目標)」に向けて、保護地域や技術移転などについて、より具体的な方策が合意されました。

施策の目標	進捗状況	今後の課題
国際的な連携や枠組みづくりの分野については、「生物多様性条約」、「ラムサール条約」、「ワシントン条約」等の関連諸条約の効果的な実施や国際サンゴ礁イニシアティブ、アジア・太平洋地域渡り性水鳥保全戦略、森林の保全・持続的利用などに関する国際的な取組の推進に積極的に貢献し、国際社会の中でリーダーシップを発揮していきます。	各条約の締約国会議等、関連会合への積極的な参加を通じて、その推進に貢献しています。 ワシントン条約に関しては、国内譲渡規制が適切に行えるように種の保存法を一部改正しました。ロシア、オーストラリア、中国及び韓国との間で二国間渡り鳥等保護条約等に基づく会議を実施し、渡り鳥の保護に関する情報交換を行いました。	今後ともひきつづき積極的に条約の実施に貢献します。 ワシントン条約、ラムサール条約、あるいは二国間条約に基づく国際的取組を一層進める必要があります。特に、ラムサール条約については、2005年までに我が国のラムサール条約湿地数を22カ所以上に増加させる方針であり、取組を進める必要があります。
「バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書(仮称)」を効果的に実施するために必要な措置の検討に積極的に参画するとともに、早期の締結を目指し、政府一体となって締結に必要な国内担保措置を構築します。	国内担保法である「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」(以下「カルタヘナ法」という。)を制定し、平成15年11月にカルタヘナ議定書を締結しました。カルタヘナ議定書は平成16年2月19日に我が国について効力を生じ、カルタヘナ法も同日から施行されました。	カルタヘナ法に基づき、遺伝子組換え生物を環境中で使用する場合の生物多様性への影響の評価の的確な実施等、法的的確な運用が必要です。
国際生物多様性科学研究計画(DIVERSITAS)や地球規模生物多様性情報機構(GBIF)など、国際的な研究・情報整備プログラムに参加・貢献することも重要です。	GBIFについて、平成15年10月に我が国でGBIF理事会を開催するとともに、生物多様性情報の国内普及活動として、科学技術振興調整費による「生物多様性情報学基盤の先導的構築」(独立行政法人国立環境研究所)の研究と連携し、世界分類学イニシアティブ(GTI)、国内学会等の各種機関による科学イベント(ワークショップ等)を併せて開催しました。	生物多様性情報に関する取組が数多く存在することから、効率的な作業の実施に資するよう、それらの間での作業の協調を図ることが重要です。 GBIFについて、今後とも着実に国内の標本データベースの構築を推進するとともに、GBIFの設置に関する覚え書きで定められている、国内データベース拠点の設置と運用について本格的な検討を行う必要があります。
世界規模での地球生態系診断(ミレニアムエコシステムアセスメント)に対応したモニタリング手法や評価モデルの開発・提供、モニタリングデータの提供などを通じて、アジア地域を中心に、この事業に協力し、こうした取組に際して、政府間だけでなく研究者やNGO、民間企業等とのパートナーシップの下に取組を進めていくこと、研究者や民間が主体となった協力・交流についても積極的に支援していきます。	環境省が主要な資金を拠出し、各国研究機関の参画のもと実施している太平洋環境イノベーション戦略プロジェクト(APEIS)では、アジア太平洋地域の環境劣化等を把握する総合環境モニタリングシステムの開発や、環境との調和を目指した発展戦略を評価するシュミレーションシステムの提供を行っています。APEISで得られる成果を地球生態系診断に提供、またプロジェクトやワークショップを共同実施するなどの協力を行っています。平成15年は、アジア太平洋地域における流域生態系の持続可能な環境管理に関するワークショップを開催しました。	平成17年2月に策定される地球生態系診断のグローバル評価報告書への貢献を行うとともに、同報告を踏まえた取り組みを進めます。
国際協力銀行や国際協力事業団が支援する事業について、生物多様性の視点も含めた環境配慮を徹底していきます。	国際協力銀行において平成15年10月から新環境ガイドラインを施行し、国際協力機構においては、平成16年4月に改定後のJICA環境社会配慮ガイドラインを施行しました。	今後、これらのガイドラインに基づき、生物多様性の視点も含めた環境配慮を徹底していく事が重要です。

施策の目標	進捗状況	今後の課題
戦略的環境アセスメントの考え方に基づいて上位計画段階から様々な代替案の検討を進め、また環境面、経済・社会面から総合的に評価することなどにより、開発途上地域における開発計画自体が、開発と環境保全の両立を図る持続可能な内容となるような支援に努めます。	平成15年8月に改訂されたODA大綱の「基本方針」において、「ODAの実施が開発途上国の環境や社会面に与える影響に十分注意を払うこと」を挙げ、「援助実施の原則」に「環境と開発の両立」を掲げている。 また、国際協力銀行において平成15年10月から新環境ガイドラインを施行し、国際協力銀行においては、平成16年4月に改定後のJICA環境社会配慮ガイドラインを施行した。	今後、ODAの実施にあたって、ODA大綱及びガイドラインに基づき、生物多様性の視点も含めた環境配慮を徹底していくことが重要である。
①自然環境データの整備 開発途上地域において自然環境保全の基礎となる植生図等の作成手法を技術移転するなど今後の協力として注目すべきです。 世界分類学イニシアティブ(GTI)、クリアリングハウスメカニズム(CHM)や地球規模生物多様性情報機構(GBIF)などのアジア地域での推進にも寄与するため、これら地域の生物多様性や生態系に関する基礎的情報の整備に協力する必要があります。	世界分類学イニシアティブ(GTI)については、地球環境研究総合推進費により、国立環境研究所が中心となつて、ワークショップの開催や人材育成等のプロジェクトを通じて、GBIF等の関連機関との協調を視野に入れた上で、国内及びアジア地域を中心に、その活動を推進しています。	生物多様性情報に関しては、GTIやGBIF等、様々な取り組みがあるので、効率的な実施に資するよう、それらの間での協調を国内外で推進します。
②生物種・生態系の保全 渡り鳥・湿地保全：アジア地域の渡り鳥モニタリングネットワーク構築や、渡り鳥だけでなく多様な生物の生息・生育環境として重要な観点から干潟・藻場・サンゴ礁等の浅海域、マングローブ林を含む様々なタイプの湿地の保全、再生、ネットワーク化のための協力を強化するなど、この分野の協力を進めることが重要です。	鳥を指標としたアジア地域における重要な自然環境リストの作成支援を行いました。 平成16年には、沖縄において、日本サンゴ礁学会等と協力して第10回国際サンゴ礁シンポジウムを開催し、参加者一同はサンゴ礁の保全と再生に向けた「沖縄宣言」を採択しました。また、シンポジウムに引き続き開催された国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)の総会において、わが国が次期事務局を引き受けることが決定されました。(再掲)	アジア地域で保護すべき絶滅のおそれのある鳥類にとって重要な生息地を保全するため、アジア地域における鳥類のモニタリングのための国際的なネットワークの構築を行う必要があります。 ICRIについては、2005年7月からの2年間で、我が国がパラオと共同で事務局を引き受けることが決定されたところであり、今後、一層積極的なリーダーシップを発揮することが重要です。
希少種保護：アジア地域の中で絶滅危惧種が集中し、生物多様性が脅かされている地域(ホットスポット)の保全への協力を進めることが重要です。	重要生態系保全基金(CEPF)を通じて、ホットスポットの保全に関する市民団体等への支援を実施しています。アジア地域には複数のホットスポットがあり、それらについては支援の実施もしくは援助方針書の準備がされています。	援助方針書に即しての支援と国内でのCEPFの認知に努めることが必要です。
国立公園：途上国において、日本の長年にわたる自然公園制度の経験と技術を活かした協力を展開するとともに、国際レベルから地域レベル、それぞれの国のレベルまで、様々な空間レベルにおける生態的ネットワークを、アジア地域等において形成していくことが大切です。	国際協力機構(JICA)によるカウンターパート研修等において日本の自然公園制度に関する講義を行っています。生態的ネットワークについては、第7回生物多様性条約締約国会議にて関連する議論に積極的に参加したほか、NGOと協調して、アジア地域を中心にその形成に向け取り組んでいます。	生態系ネットワークの形成に向けた具体的な取組を推進することが重要です。
③生物資源の持続可能な利用 熱帯林を始めとした森林の持続可能な経営・国連を始めとした国際的な取組に積極的に貢献することと併せ、開発途上国における持続可能な森林経営の推進を支援し、貴重な遺伝資源を保全するための協力が必要とされています。	JICAでは、ブラジルでの「東北部半乾燥地における荒廃地域の再植生技術開発計画」やオマーンにおける「マングローブ林再生・保全・管理計画調査」、集団研修として「森林保護地域等の管理・経営」などを実施しています。	国際熱帯木材機関(ITTO)を通じた支援など、今後も途上国への協力を推進することが重要です。

施策の目標	進捗状況	今後の課題
④地域住民への環境教育及び生活福祉向上 社会林業：地域住民の環境意識の向上、生活福祉の安定と向上を目的とし、住民の社会的取組を促すことに主眼を置いた協力を進めていくことが重要です。	メキシコにおける開発福祉支援事業「シエラゴルダ生物保護区半乾燥地帯における環境教育及びコミュニティ開発」や、集団研修として「熱帯・亜熱帯地域におけるエコツーリズム人材育成研修」などを実施しています。	生物多様性の保全と持続可能な利用に関する開発途上国に対する支援において、地域住民の環境意識の向上や生活福祉の安定と向上を図ることが重要です。

V 具体的施策の展開に関する点検結果

新国家戦略第4部では、第3部で示された取扱方針を受けた具体的施策の展開について、①国土の空間特性、土地利用に応じた関係省庁の施策、②野生生物の保護管理等横断的施策、③調査研究、人材育成等の基盤的施策を記述しています。

これらの具体的施策としては、生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議に参画する各省庁が具体的に実施し、または実施に向けた準備を行っているものが掲げられています。多種多様な施策の実施状況をわかりやすく把握するため、今回の点検においては、各施策を示す指標の推移を示すとともに、共通の様式を定めて個票を用いて点検を行っています。

なお、新国家戦略策定以降、生物多様性の保全及び持続可能な利用の観点から一定の進展があったものとして各関係省庁が点検したものを記載しています。

1. 国土の空間的特性、土地利用等に応じた施策

(1) 森林・林業

地球温暖化防止や生物多様性の保全など、多面的機能を有する森林を社会全体で支えるという国民意識の醸成を図るため、国民参加の緑づくり活動推進事業等を通じて、森林ボランティア活動等広範な国民による森林づくり活動を支援し、適正な森林の整備・保全を推進しました。また、貴重な動植物の生息・生育地等である保護林、保護林同士を連結したネットワークによる野生動植物の移動経路の確保を図る緑の回廊を増設するなど、生態系の保全及び遺伝的な多様性の確保等の取組をさらに進めました。

【数値から見る具体的施策の展開】

平成15年度は187箇所において森林ボランティア活動におけるフィールドの整備を行うなど、国民による森林の保全・整備活動を支援しました。

国有林において、保護林の設定箇所数が18箇所（平成15年度は15箇所）増加するなど、生態系の保全がより一層図られました。

数値の意味	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
国有林野の内保護林が設定された箇所数及び面積	H14.4.1	821箇所 (約55万ha)	H16.4.1	839箇所 (約66万ha)	18箇所
森林生態系保護地域の箇所数及び面積	H14.4.1	26箇所 (320千ha)	H16.4.1	27箇所 (401千ha)	1箇所 (81千ha)
森林生物遺伝資源保存林の箇所数及び面積	H14.4.1	12箇所 (36千ha)	H16.4.1	12箇所 (36千ha)	0
植物群落保護林の箇所数及び面積	H14.4.1	356箇所 (138千ha)	H16.4.1	369箇所 (159千ha)	13箇所 (21千ha)
植物群落保護林の箇所数及び面積	H13.4.1	354箇所 (126千ha)	H15.4.1	358箇所 (139千ha)	4箇所 (13千ha)
特定動物生息地保護林の箇所数及び面積	H14.4.1	32箇所 (16千ha)	H16.4.1	34箇所 (19千ha)	2箇所 (3千ha)
特定地理等保護林の箇所数及び面積	H14.4.1	34箇所 (30千ha)	H16.4.1	35箇所 (30千ha)	1箇所 (0ha)
保安林の指定面積（実面積）	H14.3.31	9,052千ha	H15.3.31	9,201千ha	149千ha
郷土の森の箇所数及び面積	H13.4.1	32箇所 (2千ha)	H15.4.1	32箇所 (2千ha)	0
全国の緑の回廊の箇所数及び面積	H14.4.1	13箇所 (約28万1千ha)	H16.4.1	19箇所 (約39万ha)	6箇所 (約10.9万ha)
郷土の森の箇所数及び面積	H13.4.1	32箇所 (2千ha)	H15.4.1	32箇所 (2千ha)	0
レクリエーションの森の箇所数及び面積	H13.4.1	1,263箇所 (約41万ha)	H15.4.1	1,257箇所 (約41万ha)	▲6箇所 (0ha)

1. 第4部における事項番号と施策名	1章1節1 森林の有する多面的機能の発揮のための森林整備の推進に関する施策
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	1, 2, 5
3. 本施策を展開する必要性とその目的	狭小かつ急峻な国土に多くの人口を擁するわが国においては、個々の森林について自然的条件や地域のニーズ等に応じた機能間の調整を行いつつ、より適切な森林の整備を進める必要があることから、生物多様性の保全に不可欠な森林を「森林と人との共生林」に区分するなど森林を重視すべき機能に応じて3区分し、その区分にふさわしい森林の適正な整備・保全を実施する。
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況
全国森林計画の策定 森林・林業施策の推進方向を明らかにするとともに「地域森林計画」の策定に当たっての基準を示すもの。	従来の計画を見直し、森林の保全に関する内容を充実した全国森林計画（平成16年4月1日を始期とする）を策定。
6. 予算・税制等項目	当初予算（百万円） H15年度 H16年度
	7. 今後の課題 人工林資源の充実に対応した森林・林業、木材産業関連施策の展開。

農林水産省林野庁計画課

1. 第4部における事項番号と施策名	1章1節1(2) 森林の有する多面的機能の発揮のための森林整備の推進に関する施策（多面的機能の発揮のための森林の整備の推進）
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	2, 4, 5
3. 本施策を展開する必要性とその目的	国民の要請に応え、森林の有する多面的機能を将来に渡り持続的に発揮できるよう、地域の特性に応じた森林施策の実施や公的な関与による森林の整備に努めるとともに、これらの森林施策等を効率的に行うための林内路網の整備や地域活動の支援等を通じて、森林の整備を計画的に推進する。
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況
ア. 国土の保全、水資源のかん養、地球温暖化防止、木材の供給等、国民生活の向上及び国民経済の発展に不可欠な森林の有する多面的機能の発揮に資するため、植栽、間伐、保育等とそれらの作業を実施するための林道整備等を実施。	平成14年に重視すべき機能（「水土保全林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」の3区分）に応じ森林整備事業を再編し、各事業の目的に応じ、計画的に造林、保育、林内路網の整備等を実施。
イ. 森林整備地域活動支援交付金制度 森林施策の適切な実施に不可欠な森林の現況調査等の地域における活動を確保するための支援。	平成15年度は、44都道府県の1,908市町村で交付金を交付。また、交付金の対象となった森林面積は、約153万ha。
ウ. 公的な関与による森林の整備 所有者等の自助努力では整備が進まない森林において、水土保全等の機能が低下した保安林等について治山事業等による森林の整備を推進。	治山事業等により計画的による森林の整備を実施。
6. 予算・税制等項目	当初予算（百万円） H15年度 H16年度
ア. 森林整備事業費（民有林）	143,272 135,254
イ. 森林整備地域活動支援交付金	10,845 10,845
森林整備地域活動支援推進事業	388 388
ウ. 治山事業（内数）	116,421 106,451
	7. 今後の課題 引き続き重視すべき機能に応じた適正な整備と、森林の過密化等により土砂の流出、崩壊等を発生させるおそれのある保安林において森林の整備が必要。 また、森林整備地域活動支援交付金制度が、引き続き広範に実施されるよう、都道府県、市町村と連携を図りつつ普及啓発が必要。

農林水産省林野庁整備課、企画課、治山課

1．第4部における事項番号と施策名		1章1節1(3) 森林の有する多面的機能の発揮のための森林整備の推進に関する施策（森林保全の確保）	
2．第3部第2章の各テーマとの関係		1，2，4，7	
3．本施策を展開する必要性とその目的			
水源のかん養や保健・風致の保存等森林の有する公益的機能の確保のため特に必要な森林を保安林として指定し、開発行為の規制等によりその適切な保全・管理を推進するとともに、保安林以外の民有林内での1haを超える開発行為について、都道府県知事の許可制とし、また、土砂の崩壊・流出等が発生した荒廃地等を復旧整備することにより、適切な森林の保全を確保し、森林が有している多様な役割・機能を維持することにより、森林の生物多様性の構成要素を将来に渡り持続可能な方法で利用。 また、森林の多様な機能を発揮させるよう森林の健全性を確保するため、松くい虫等による森林被害への対策を実施する必要がある。			
4．施策の概要		5．施策の進捗状況	
ア．森林の保全のための必要な規制		平成15年度末時点の保安林指定面積は、約920万ha。土地の形質変更や立木の伐採等に係る許可制の適切な運用を推進。	
① 保安林の整備 保安林の指定及び適切な保全・管理の推進		1haを超える開発行為を都道府県知事の許可制とし、環境の保全等の観点から許可の適否を判断。	
② 林地開発許可制度の運用 保安林以外の民有林内での1haを超える開発行為を規制		治山事業により山地災害から保全される森林の面積44,900 ha（H16.3見込み）	
イ．山地災害等の防止と復旧 荒廃地等における治山施設などの整備を推進。		全国の対策対象松林（34万ha）における松くい虫被害対策のほか、野生鳥獣等による被害対策を実施。	
ウ．森林病虫害等の被害の防止 森林の多様な機能を発揮させるよう森林の健全性を確保するため、松くい虫等による森林被害への対策を実施。			
6．予算・税制等項目		7．今後の課題	
	当初予算（百万円）		保安林制度及び林地開発許可制度の適切な運用と荒廃地等の復旧整備等を実施することなどにより、今後とも引き続き森林の保全を確保すると共に、引き続き、都道府県、市町村等との連携を図りながら、徹底した松くい虫等被害への対策を実施することが必要。
	H15年度	H16年度	
ア．保安林整備事業委託費等	892	890	
イ．治山事業(国費)	145,569	134,725	
ウ．森林病虫害等防除事業	2,418	2,508	

農林水産省林野庁森林保全課、治山課

1. 第4部における事項番号と施策名	1章1節1(5) 森林の有する多面的機能の発揮のための森林整備の推進に関する施策（技術の開発及び普及）	
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	1, 2, 4, 5	
3. 本施策を展開する必要性とその目的		
持続可能な森林管理を目的としたモニタリングプロセスの基準・指標の中でも、生物多様性と森林の健全性の評価手法は、その開発が遅れている。そのため、国際共同研究を通じて、森林の組成・構造等が生物多様性に及ぼす影響評価等について、定量的評価に基づき、生物多様性に関わる指標の測定・評価手法等を開発した。		
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況	
① 生物多様性に影響する森林の組成・構造の評価手法の開発	DNAマーカーを用いたトドマツの遺伝的多様性評価手法を用い、個体群の遺伝的類似度の調査を実施した。 (相互間距離) 20km以内：遺伝的類似度 高 200km以上：遺伝的類似度 低	
② 指標生物による昆虫・微生物の多様性の評価手法の開発	森林構造の多様性は、その森林の最大胸高直径と高い相関があることが明らかとなった。また、節足動物と林齢が高い相関関係があることが明らかとなった。	
③ 森林（林冠構成木）の健全性を評価する技術の開発	トドマツを非破壊措置で精査したところ、36本/47本中で76%の高正解率から、非破壊装置の活用による樹木の健全性の測定が有効であることが明らかとなった。	
6. 予算・税制等項目	当初予算（百万円）	7. 今後の課題
	H15年度 H16年度	生物多様性の客観的な評価技術及び森林生態系の健全性評価手法を実用可能なレベルまで高める。
(独)森林総合研究所運営費交付金	9 9	

農林水産省林野庁研究普及課、(独)森林総合研究所

1. 第4部における事項番号と施策名	1章1節1(7) 森林の有する多面的機能の発揮のための森林整備の推進に関する施策（国民等の自発的な活動の推進）		
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	2, 4, 7		
3. 本施策を展開する必要性とその目的			
地球温暖化防止や生物多様性の保全をはじめとする多面的機能を有する森林の整備・保全を社会全体で支えるという国民意識の醸成を図る必要がある。			
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況		
①森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、森林の整備・保全を社会全体で支える国民意識の醸成	森林ボランティア活動におけるフィールドの整備（平成15年度末187箇所）の整備、ネットワークの構築、指導者の育成・安全の確保など国民が行う森林づくり活動への支援等を実施中。		
6. 予算・税制等項目	当初予算（百万円）		7. 今後の課題
	H15年度	H16年度	
国民参加の緑づくり活動推進事業	475	369	森林の整備・保全を社会全体で支えるという国民意識の醸成を一層図るため、より広範な主体による森林づくり活動への参加策を構ることが必要。
青年森林協力隊活動推進事業	36	17	
学校林整備・活用推進事業	69	57	

農林水産省林野庁森林保全課

1. 第4部における事項番号と施策名	1章1節1(8) 森林の有する多面的機能の発揮のための森林整備の推進に関する施策（都市と山村の交流等）	
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	2, 4, 7	
3. 本施策を展開する必要性とその目的		
森林の中での様々な体験活動を通じて人々の生活や環境と森林について学ぶことにより地球温暖化防止など森林の多面的機能等に対する理解を深めるとともに、里山林等における生物多様性の保全や保健・文化・教育的利用を推進する。		
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況	
① 森林環境教育の推進	森林環境教育活動を推進するための人材の育成、プログラムの開発、情報提供、体験活動の場の整備等を実施。	
②里山林等の保全・整備・利用活動の推進	NPO等や市民参加による里山林等における多様な利用活動を推進。	
6. 予算・税制等項目	当初予算(百万円)	7. 今後の課題
	H15年度	H16年度
森林環境教育活動の条件整備促進対策事業	112	87
教育のもり整備事業	264	238
共生林の多様な利用活動推進事業		6
里山林自然・文化体験活動の促進		6
		森林環境教育活動や里山林等における多様な利用活動のより一層の展開を図る。

農林水産省林野庁計画課

1. 第4部における事項番号と施策名		1章1節2(1) 森林によって供給される財とサービスの提供及び利用の確保に関する施策（木材の有効利用の推進等）
2. 第3部第2章の各テーマとの関係		
3. 本施策を展開する必要性とその目的		再生産が可能で人や環境に優しい資材である木材の有効利用とその供給体制の整備を推進し、林業及び木材産業の活性化を図ることにより、森林の整備及び保全、ひいては生物多様性などの森林の有する多面的な機能の高度発揮の確立に資する。
4. 施策の概要		5. 施策の進捗状況
①木材利用の意義について国民への普及啓発 木の良さや木材利用の意義等について普及啓発を実施。		47都道府県において、講習会、シンポジウム、木工教室の開催等を通じた普及啓発を実施。
②住宅への利用推進 森林所有者から住宅生産者までの関係者の連携強化による家づくりや住宅リフォーム等新たな利用分野における地域材需要の開拓等を実施。		42都道府県において、関係者に対する説明会の開催、セミナー等による普及啓発、住宅用内装材の開発等を実施。
③公共施設への利用推進 シンボル性が高く波及効果の期待できる公共施設の地域材を用いた整備等への支援を実施。		54地域において地域材を用いた公共施設の整備を実施。
④木質バイオマスエネルギーへの利用推進 未利用木質資源のエネルギー利用を促進するため、バイオマス発電施設、熱供給施設、ペレット製造施設等の整備を実施。		23地域において木質バイオマスエネルギー利用施設等の整備を実施。
⑤木材産業の構造改革 木材産業の構造改革を進めるために必要な加工流通施設の整備及び木材利用に関する技術開発への支援等を実施。		44箇所の加工流通施設、3件の技術開発支援等を実施。
6. 予算・税制等項目	7. 今後の課題	
	引き続き、森林所有者から住宅生産者までの連携強化による家づくり、関係省庁との連携の強化等による波及効果の期待できる公共施設の木造化、消費者のニーズに対応した情報提供及び木質バイオマスエネルギー利用施設の整備等を推進し、木材の有効利用を推進していくことが必要。同時に、外材に対抗できる木材の供給体制の推進、品質・性能の明確な木材製品の供給等木材産業の一層の構造改革を図りつつ、これまで利用が低位であった曲材、間伐材等を集成材、合板等に加工し、競争力の高い製品を大ロットに供給する新しい流通及び加工システムの構築を進めることが必要。 また、木材利用の意義に関する普及活動等を一層推進し、木材、とりわけ地域材にこだわる消費者層の拡大を図ることが必要。	
	当初予算（百万円）	
	H15年度	H16年度
①	342の内数	239の内数
②	356の内数	254の内数
③	847	847
④	1,059	1,059
⑤	2,581	3,433

農林水産省林野庁木材課

1. 第4部における事項番号と施策名	1章1節2 森林によって供給される財とサービスの提供及び利用の確保に関する施策 (2) 特用林産物生産の促進 (3) 森林保全に配慮した森林の総合的利用の推進	
2. 第3部第2章の各テーマとの関係		
3. 本施策を展開する必要性とその目的	(2)特用林産物生産の促進により、農山村地域の活性化を図るとともに、森林資源の持続的活用を通じて、森林の有する多面的機能の確保を図る。 (3)森林と人との豊かな関係を構築し、環境との調和や資源循環利用に果たす森林・林業の役割への国民的理解の醸成を図る。	
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況	
(2)特用林産物生産の促進 特用林産物の生産振興や加工・流通施設等の整備等を支援。	平成15年に特用林産物の生産販売施設等の整備を64地域で実施。また、木炭、竹炭については、成分調査、生産技術研修及び適切な利用方法等の情報提供等を実施。	
(3)森林保全に配慮した森林の総合的利用の推進	森林ボランティア活動におけるフィールドの整備（平成15年度末187箇所）の整備、ネットワークの構築、指導者の育成・安全の確保など国民が行う森林づくり活動や森林体験学習、里山林等における多様な利用活動等への支援等を実施中。	
6. 予算・税制等項目	当初予算(百万円)	7. 今後の課題
	H15年度	H16年度
林業・木材産業構造改革事業の内数及び特用林産振興対策事業	3,333	3,944
国民参加の緑づくり活動推進事業	475	369
学校林整備・活用推進事業	69	57
森林環境教育活動の条件整備促進対策事業	112	87
教育のもり整備事業	264	238
共生林の多様な利用活動推進事業		6
		より一層の森林の有する多面的機能の発揮のためには、農山村地域の活性化が喫緊の課題であり、引き続き施策を講ずることが必要。

農林水産省林野庁経営課、計画課、森林保全課

1. 第4部における事項番号と施策名	1章1節3(3) 国有林野における取り組み（国有林野の維持及び保存）	
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	1, 2, 4, 5	
3. 本施策を展開する必要性とその目的	原生的な天然林や優れた自然環境を有する森林、貴重な動植物の生息・生育地等を「保護林」に設定し、その保護に努めるとともに、保護林同士を連結したネットワークによる野生動植物の移動経路の確保を通じ、生息・生育地の拡大、個体群の交流を促進し、種の保存や遺伝的な多様性の確保を図る「緑の回廊」の取組を進めるなど、生物多様性の保全を推進。	
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況	
①保護林の設定 希少な野生動植物の保護、遺伝資源の保存等自然環境の保全上、特に重要な森林を指定し、積極的に保全を図る。	平成15年度に新たに15箇所の保護林を設定。保護林設定面積約66万ha(839箇所)(H16.4.1)。	
②緑の回廊の設定 保護林同士を帯状につなぎ、分断された個体群の交流及び遺伝的多様性の確保により、森林生態系の効果的な保護・保全を図る。	平成15年度に新たに2箇所の緑の回廊を設定。緑の回廊設定面積約39万ha(19箇所)(H16.4.1)。	
6. 予算・税制等項目	当初予算(百万円)	7. 今後の課題
	H15年度	H16年度
①保護林保全緊急対策事業	100	99
②緑の回廊整備特別対策事業	207	214
希少野生動植物保護管理事業	111	108
森林生態系保護地域バッファゾーン整備事業	30	30
		今後も引き続き適正な保護管理を実施するとともに、動植物の生育・生息状況や猛禽類等の良好な採餌環境の確保の検討に必要な調査等を実施することが必要。

農林水産省林野庁経営企画課

(2) 農地・農業

農業農村整備事業の実施に当たっては、環境との調和に配慮することを基本原則としており、市町村において環境配慮の基本方針等をまとめた田園環境整備マスタープランを踏まえて、自然と共生する田園環境の創造に貢献する事業を推進しています。

また、自然再生推進法の制定を踏まえ、農村地域における自然環境の保全・再生活動を推進しています。

さらに、中山間地域等においては、農業生産活動を通じた自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を確保するため、中山間地域等直接支払制度を実施するとともに、地域の特性に即した里地や棚田の整備を推進しています。

【数値から見る具体的施策の展開】

自然再生への取組として、平成15年度から田園自然環境保全・再生支援事業を33地区において実施しました。また、田園環境整備マスタープランが2,436の市町村で策定され、策定市町村が倍増しました。さらに、田んぼの生きもの調査を継続して実施するとともに、農業農村環境情報調査を142地点において開始し、環境との調和に配慮した事業のための基礎資料を蓄積しました。

数値の意味	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
環境保全型農業に取り組んでいる農家の戸数と農家全体に対する割合	H12	50万2千戸 (約2割)	H12	50万2千戸 (約2割)	0
エコファーマーの数	H14.3	9,226名	H16.3	47,766名	38,540名
「田園環境整備マスタープラン」策定市町村数	H14.3	1,191市町村	H16.1	2,436市町村 全国市町村数 3,190 (H15.4現在)	1,245市町村
田園自然環境保全・再生支援事業の実施地区数	H14.3	0地区	H16.3	33地区	33地区
市民農園区画数	H14.3	144,312区画	H15.10	150,555区画	6,243区画
「田んぼの学校」登録数	H14.3	350件	H16.4	828件	478件
「田んぼの生きもの調査」調査箇所数	H14.3	1,098の農業水路、ため池等	H16.3	2,353の農業水路、ため池等	1,255の農業水路、ため池等
「農業農村環境情報整備調査」による調査対象47地区内のサイト数	H14.3	0地点	H16.3	142地点	142地点
中山間地域等直接支払制度の交付面積及び下段()内は協定数	H14.6	632千ha (32,067)	H16.6	662千ha (33,775)	30千ha (1,708)

1. 第4部における事項番号と施策名	1章2節2 環境保全型農業の推進
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	2
3. 本施策を展開する必要性とその目的	農業の持続的な発展を図るためには、望ましい農業構造を確立することと併せて、農業に本来備わっている自然循環機能を維持増進していくことにより、環境と調和のとれた農業生産の確保を図ることが重要であり、このような農業生産のあり方は、わが国が目指す循環型社会の実現に合致するとともに、農業生産活動に伴う環境への負荷の低減及びそれを通じた生物多様性の維持等の自然環境の保全にもつながるものである。
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況
①エコファーマーの認定の促進 農業者に対する持続農業法のメリットや環境問題への啓発を図ることにより、エコファーマーの認定を促進。	全国のエコファーマー数47,766名(H16年3月末)。
②環境保全型農業の取組みの推進 地域における環境保全型農業の取組を支援。	環境と調和した持続性の高い農業生産方式の導入に係る技術実証、機械・施設整備等を支援(122地区)(H15)。
③家畜排せつ物処理施設等の整備 家畜排せつ物の不適切な管理を解消するための処理施設等を整備。	家畜排せつ物処理施設の整備計画(H12～16年度)に基づき、処理施設の整備等を推進(約2万戸)(H15年3月末)。

④土づくりの推進 有機性資源の循環利用の促進、緑肥の導入等により、土づくりを推進。	地域における有機性資源の循環利用を促進するための技術実証ほの設置や技術講習会の開催（172地区）（H15）。 緑肥の導入による土づくりの推進（50地区）（H15）。	
⑤環境保全型農業の推進に必要な技術開発 化学肥料・農薬の使用量を低減する革新的技術等の開発を推進。	肥効調節等による施肥量低減技術、各種の農薬代替技術を組み合わせ、農薬使用量を大幅に削減することが可能な病害虫群高度管理技術の開発を推進（H15）。	
⑥家畜排せつ物処理技術の開発 低コストで実用的な家畜排せつ物処理技術の開発を推進。	家畜排せつ物等バイオマスの革新的な循環利用技術の開発と地域循環システムの実用化（H15）。	
6. 予算・税制等項目	当初予算（百万円）	
	H15年度	H16年度
資源循環型農業・食品産業総合支援事業	6,512	
資源循環型農業総合支援事業（農業環境保全対策事業）		1,099
有機栽培等ブランド化推進事業	10,373	8,999
	の内数	の内数
バイオマス利活用フロンティア推進事業のうち土づくり関連対策	1,800	1,389
	の内数	の内数
バイオマス利活用フロンティア整備事業のうち家畜排せつ物利活用施設整備事業		4,679
資源リサイクル畜産環境整備事業	7,150	7,887
エコファーマーが取得した農業機械についての所得税・法人税の特別償却又は税額控除		
家畜排せつ物処理施設の所得税・法人税の特別償却及び固定資産税の課税標準の軽減		
持続的農業推進のための革新的技術開発に関する研究（（独）農業・生物系特定産業技術研究機構の交付金研究）	運営費交付金の一部	運営費交付金の一部
農林水産バイオリサイクル研究	800	1,260

7. 今後の課題

引き続き、エコファーマーの認定を積極的に促進するとともに、良質のたい肥の導入等による効率的な土づくり、化学肥料・化学合成農薬の低減に資する農業生産方式の一層の普及・定着を図る。

家畜排せつ物処理施設の整備については、家畜排せつ物管理基準の全面施行（平成16年11月1日から）を踏まえ、引き続き、家畜排せつ物処理施設の整備を推進する。

また、環境負荷低減に資する技術の開発を引き続き推進する。

農林水産省生産局農産振興課、畜産部畜産企画課
農林水産省技術会議事務局技術政策課

1. 第4部における事項番号と施策名	1章2節3 環境に配慮した農業農村の整備
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	1, 2
3. 本施策を展開する必要性とその目的 農業生産基盤の整備や農村生活環境の整備、農地の保全等を行う農業農村整備事業の実施に際しては、農業の持続的発展や農村の振興を目的とし、地域全体を視野において、可能な限り生態系や景観等への負荷や影響を回避・低減するとともに、良好な二次的自然環境を形成・維持し、持続可能な社会の形成に資するよう、さらに環境との調和に配慮していくものである。	
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況
①生態系などの環境に配慮した整備 環境との調和への配慮を原則として、農業農村整備事業を実施	2,436の市町村で田園環境整備マスタープランを策定（H16.1）。このプランで定めている環境創造区域内において、環境創造施設を774地域で整備。
②環境保全技術の確立 環境との調和への配慮を行うための手法・技術を整理・開発し普及	ほ場整備をテーマとした「手引き」を充実し、環境配慮施設の事例、生きものの情報等のデータベース化や実証施設を用いて生態系保全技術を開発。
③自然再生への取り組み 農村地域における自然環境の保全・再生活動の取り組みを推進	田園自然環境保全・再生支援事業を33地区で実施し、地域住民、NPO等と連携した自然再生活動を支援するとともに「田園自然再生活動コンクール」を実施。
6. 予算・税制等項目	当初予算（百万円） 7. 今後の課題
	H15年度 H16年度
①②農業農村整備事業費	878,880 834,542 の内数 の内数
③田園自然環境保全・再生支援事業	135 100

農林水産省農村振興局計画部資源課、事業計画課、整備部設計課、農村整備課

1. 第4部における事項番号と施策名	1章2節4 農村の環境の保全と利用
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	2
3. 本施策を展開する必要性とその目的 農村地域の豊かな自然や美しい景観を活用した都市と農村の交流により、都市住民の農業・農村に対する理解の増進と農村地域の活性化を図るとともに、中山間地域等の振興により農業生産活動による多面的機能の確保を図る。	
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況
①棚田地域等の生産基盤の整備 里地や棚田等において、地域の特性に即した簡易な整備等を実施。	里地棚田保全整備事業を30地区（新規）で実施し、里地や棚田における土地改良施設等の多面的機能の良好な発揮や豊かな自然環境の保全・再生を推進。
②農地の維持管理等の活動支援 生産条件に関する不利を補正する中山間地域等直接支払制度を実施。	中山間地域等直接支払制度の実施により、661,715haの農地について、維持管理等の活動を行うための協定が締結。
③都市農村の交流の促進 グリーン・ツーリズムの推進や市民農園の整備などを促進。	谷津田などにおいて、都市住民との交流を図るため21地区において、滞在交流拠点や体験交流空間を整備し、平成14年度までに全国で150,555区画の市民農園を開設し、都市と農村の交流を図った。
6. 予算・税制等項目	当初予算（百万円） 7. 今後の課題
	H15年度 H16年度
①里地棚田保全整備事業	1,800 1,795
②中山間地域等直接支払制度	23,000 16,800
③やすらぎ空間整備事業	628 615

農林水産省農村振興局地域振興課、整備部農村整備課

(3) 都市・公園緑地・道路

良好な都市環境や都市景観の形成、生物多様性の確保等のために重要な都市の緑とオープンスペースを効率的かつ効果的に確保するため、届出により土地利用との調整を図ることで緑地の保全を図る「緑地保全地域」の創設、都市中心部などで緑化率の規制を行う「緑化地域」の創設、都市公園の区域を立体的に定めることを可能とする「立体公園制度」の創設などを行う「都市緑地保全法等の一部を改正する法律」が平成16年6月に成立、公布されました。

【数値から見る具体的施策の展開】

都市公園の面積が、95,940haから7,925ha増加し、103,865haになりました。これにより一人当たり都市公園等面積は、8.1㎡/人から8.7㎡/人へと増加しました。

数値の意味	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
緑の基本計画を策定した地方公共団体数	H14.3末	477市町村	H16.3末	628市町村	151市町村
人口50万人以上の大都市の内緑の基本計画を策定した地方公共団体の割合	H14.3末	90%	H16.3末	93%	3%
住民一人当たりの都市公園等面積	H13.3末	8.1㎡	H16.3末	8.7㎡	0.6㎡
都市公園の整備箇所数及び面積	H13.3末	80,932箇所 (95,940ha)	H16.3末	86,889箇所 (103,865ha)	4,062箇所 (7,925ha)
首都圏の近郊緑地保全区域の面積	H14.3末	約15,693ha	H16.3末	約15,693ha	0
近畿圏の近郊緑地保全区域の面積	H14.3末	約81,212ha	H16.3末	約81,212ha	0
全国の緑地保全地区の指定箇所数及び面積	H14.3末	282地区 (約1,411ha)	H16.3末	312地区 (約1,721ha)	30地区 (310ha)
全国の歴史的風土保存区域の面積	H13.3末	約15,526ha	H16.3末	約15,526ha	0
全国の歴史的風土特別保存地区の指定箇所数及び面積	H13.3末	約8,323ha	H16.3末	56地区 (約8,323ha)	0
全国の風致地区の指定面積	H13.3末	約168,871ha	H15.3末	約168,943ha	約72ha
全国の市民緑地の指定箇所数及び面積	H14.3末	105地区 (約77ha)	H16.3末	111地区 (約74ha)	6地区 ▲3ha

1. 第4部における事項番号と施策名	1章3節3 緑地の保全・創出に係る総合的な計画の策定
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	2
3. 本施策を展開する必要性とその目的	自然と人間の共生する緑豊かな都市を形成し、国民が豊かさを実感できる生活環境を形成していくためには、官民が一体となって、都市における緑地の保全・創出を図ることが必要である。そのため、都市緑地保全法第2条の2の規定に基づき、緑地の保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に実施するための基本計画（「緑の基本計画」）を策定する。
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況
緑の基本計画の策定 市町村が緑地の保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に実施するための基本計画を策定するもの。	緑の基本計画策定済み状況 553市区町村人口50万人以上の大都市の内緑の基本計画を策定した地方公共団体の割合：90%
6. 予算・税制 等項目	7. 今後の課題 緑の保全・創出の計画的実施を行うため、多様な主体による緑の保全、緑化の推進への参加を促進するため、緑の計画の策定をより一層推進することが必要。
当初予算 (百万円)	
H15年度	
H16年度	

国土交通省都市・地域整備局公園緑地課

1. 第4部における事項番号と施策名	1章3節4 緑地の保全・創出に係る諸施策の推進
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	1, 2
3. 本施策を展開する必要性とその目的	
都市において、より豊かな生物相を支えることができる環境を回復する観点から、都市全体において、樹林地や水辺、段丘崖の緑、社寺林、屋敷林などをネットワーク化するよう、緑地の保全・創出に係る諸施策を推進していくことが必要。また、道路整備においては、生物多様性のほか、良好な景観の形成、二酸化炭素の吸収等に資する道路緑化の促進や自然環境保全への配慮を図る。	
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況
(1)都市公園の整備 都市公園の整備により、都市に残された緑地の保全と積極的な緑地の創出を図る。	都市公園等整備面積 100,968ha (H15.3)
(2)道路整備における生物多様性の保全への配慮 道路のり面、植樹帯、中央分離帯等において、緑化の推進、生物の生息・生育空間の創出を図る。	都市内道路緑化率 51% (H15.3) (DID地区内の完成4車線以上の道路の管理延長に対する緑化延長の割合)
(3)公共公益施設等における緑の創出 都市における水と緑のネットワークを構築するため、都市公園、道路、河川などの公共公益施設等における緑を積極的に創出する。	都市公園等整備面積 100,968ha (H15.3) 都市内道路緑化率 51% (H15.3) (DID地区内の完成4車線以上の道路の管理延長に対する緑化延長の割合)
(4)近郊緑地保全区域、近郊緑地特別保全地区 首都圏の近郊整備地帯又は近畿圏の保全区域の樹林地等について近郊緑地保全区域、近郊緑地特別保全地区を定め、現状維持的に保全を図る。	近郊緑地保全区域決定状況 96,905ha (H15.3) 近郊緑地特別保全地区決定状況 3,442ha (H15.3)
(5)緑地保全地区 都市内に残された緑地について、緑地保全地区を定め、現状維持的に保全を図る。	緑地保全地区決定状況 1,652ha (H15.3)
(6)歴史的風土保存区域、歴史的風土特別保存地区 国が指定する古都において、歴史的風土保存区域を定め、その中で歴史的風土特別保存地区を定め、現状維持的に保全を図る。	古都指定状況：京都市、奈良市、鎌倉市、天理市、橿原市、桜井市、奈良県生駒郡斑鳩町、同県高市郡明日香村、逗子市、大津市（8市1町1村） 歴史的風土保存地区指定状況 17,929ha (H15.3) 歴史的風土特別保存地区指定状況 8,324ha (H15.3)
(7)風致地区 都市における風致の維持を図るため、都市計画の地域地区として風致地区を定め、現状維持的に保全を図る。	風致地区 169,012.943ha (H15.3)
(8)市民緑地 土地所有者と地方公共団体等の間で契約を締結し、民有緑地の市民への公開を行う。	市民緑地の契約締結状況 66ha (H15.3)
(9)生産緑地地区 良好な都市環境を確保するため、都市内に残存する農地の計画的な保全を図る。	生産緑地地区の決定面積 15,019.3189ha (H15.3)
(10)その他、屋敷林、雑木林等の保全について 保存樹、保存樹林の指定や、緑地協定の活用等により、適切に緑の保全を進める。	保存樹指定本数 70,334本 (H15.3) 保存樹林指定件数 8,817件 (H15.3) 緑地協定締結件数 499件 (H15.3)
(11)民有地における緑の創出 六か施設整備計画認定制度などを活用し、屋上・壁面を含む民間建築敷地の緑化を推進する。	緑化施設整備計画認定制度における認定緑化施設 8箇所 (H15.3)
①「緑の回廊構想」の推進 都市における緑の連続性を確保することにより生物多様性の向上に資する「緑の回廊構想」を推進。	緑の回廊の形成の効果の検証等を実施 都市公園事業、緑地保全事業等を一体的に実施することが可能な緑地環境整備総合支援事業を創設。
6. 予算・税制等項目	当初予算 (百万円)
	H15年度 H16年度
	7. 今後の課題

(1)都市公園事業（国費）	142,839	135,924	生物多様性の保全、緑豊かな良好な都市環境の形成を図るため、各種施策の総合的な展開をより一層推進することが必要。
(2)道路緑化（事業費）	34,300	34,800	
(4)(5)(6)古都及び緑地保全事業（国費）	6,419	6,789	
①緑地環境整備総合支援事業（国費）	4,000	5,000	

国土交通省都市・地域整備局公園緑地課
国土交通省道路局地方道環境課

1. 第4部における事項番号と施策名	1章3節5 緑地の保全・創出に係る普及啓発等
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	2
3. 本施策を展開する必要性とその目的	都市緑化意識の高揚、緑豊かな潤いのある住みよい環境づくりを推進するための普及啓発、都市の緑における環境学習・環境教育の推進、民間活動との協働による緑の創出の取組を図り、都市地域における生物の生息・生育環境の保全・創出を推進する。
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況
(1)普及啓発 みどりの週間や都市緑化月間において、全国「みどりの愛護」のつどい、全国都市緑化フェア等の開催や緑化に係る功労者表彰等を実施。	平成15年度実施状況 ①第14回全国「みどりの愛護」のつどい 平成15年4月26日（土）国営明石海峡公園（兵庫県） ②第20回「全国都市緑化おおいだフェア」 平成15年4月28日～6月29日（大分県大分市）
(2)環境教育 都市公園等において、地域での市民の環境活動や指導者の育成、各種環境学習プログラムの実施などの都市の緑における環境学習・環境教育を推進。	国営公園において、生態系の仕組みなどの知識、環境問題の構造や、管理や保全などの人間の役割についての知識を参加体験によって身に付けることのできる環境教育プログラム「プロジェクト・ワイルド」等を実施。
(3)民間活動との協働による緑の創出の取組 緑化活動に取り組む地域の団体に対して、緑の創出に必要な苗木や機材等に係る助成等を行う民間における事業等を積極的に支援。	都市緑化基金等の緑化推進事業を行う公益法人による緑化支援活動に関する環境整備、同公益法人や各自治体や企業の実施している緑化推進に関する取組についての事例の紹介等を実施。
1. 予算・税制等項目	当初予算（百万円） H15年度 H16年度
7. 今後の課題	緑豊かで美しい都市環境の形成を行うには、民間活動による緑地の保全、緑化の推進等の取組みが不可欠であり、今後もより一層の普及啓発活動を実施していくことが必要。

国土交通省都市・地域整備局公園緑地課

1. 第4部における事項番号と施策名	1章3節6 下水道事業における生物多様性の保全への取組
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	4
3. 本施策を展開する必要性とその目的	健全な水循環系を構築する上で下水道の担う役割は大きく、公共用水域の水質保全、ひいては、生態系の保全に大きく貢献しています。しかしながら、依然として水質環境基準の達成率が低い閉鎖性水域等が存在しており、それらにおける水質を改善するためには、下水道の普及とともに、通常の二次処理のみでなく、高度処理、合流式下水道の改善等が求められる。
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況
①下水道普及率の向上 事業を実施する地方公共団体に対して補助を行う。	平成14年度において、下水道普及率が64%から65%へ向上。
②高度処理人口普及率の向上 事業を実施する地方公共団体に対して補助を行う。	平成14年度において、下水道の高度処理普及率が10%から11%へ向上。
③合流式下水道改善率の向上 事業を実施する地方公共団体に対して補助を行う。	平成14年度において、合流式下水道改善率が11%から15%へ向上。
6. 予算・税制等項目	当初予算（百万円） H15年度 H16年度
下水道事業	925,024の内数 874,880の内数
7. 今後の課題	各種普及率は依然として低く、引き続き促進を図ることが必要。

国土交通省都市・地域整備局下水道企画課

(4) 河川・砂防・海岸

平成14年度から環境を主目的に事業を実施する自然再生事業を新たに創設し、釧路湿原の保全や荒川の旧河道の復元などに取り組んでいます。平成15年度からは、河川環境整備事業調査費を新たに創設し、自然再生事業を適切に実施するための生物・物理環境等を把握する自然再生基礎調査等を行っています。

また、砂浜を中心とする海浜部の生物の生息・生育状況の実態を把握し、併せて生物の生息・生育基盤環境に関する情報を取得するための「海辺の生物国勢調査」を平成15年度より実施しています。

【数値から見る具体的施策の展開】

河川の湿地・湿原等の再生を行う自然再生事業を実施している箇所が順調に増えています。

【全国の河川の湿地・湿原等の再生を行う自然再生事業を実施した個所数】

0箇所（H14.3）→ 25箇所（H16.3）

数値の意味	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
全国の河川の湿地・湿原等の再生を行う自然再生事業を実施した個所数	H14.3	0箇所	H16.3	25箇所	25箇所
発電ガイドラインによる清流回復延長	H14.3	約3,500km	H16.3	約4,200km	700km
全国の直轄管理の一級河川の環境基準（BOD及びCOD）の満足率	H14	85%	H15	88%	3%
「子どもの水辺」登録箇所数	H14.3	45箇所	H16.3	161箇所	116箇所
「水辺の楽校プロジェクト」の登録地数	H14.1	213箇所	H16.3	232箇所	7箇所
都市山麓グリーンベルト整備事業箇所	H14.3	15箇所	H16.3	15箇所	0箇所
砂防環境整備事業完成箇所	H14.3	81箇所	H16.3	82箇所	1箇所

1. 第4部における事項番号と施策名		1章4節1(4) 河川・砂防(生物の生息・生育空間の保全・復元による生物多様性の確保)	
2. 第3部第2章の各テーマとの関係		4	
3. 本施策を展開する必要性とその目的			
河川行政においては、自然災害から生命・財産を守るという要請に緊急的・効率的に応えるため限られた空間で洪水を処理してきたこともあり、事業の進め方において、生物の生息環境等への配慮が足りなかったことは否めないが、平成9年の河川法改正により「河川環境の整備と保全」が目的に加わったことも踏まえ、生物の多様な生息・生育環境の確保を図ることが重要となっている。			
4. 施策の概要		5. 施策の進捗状況	
ア. 多自然型の川づくり 河川が本来有している生物の良好な生育環境に配慮した河川整備の実施。		全国の河川において、自然環境に配慮した多自然型川づくりを推進しており、平成15年度に河川における人工的な水際率を前年より約〇%改善。(集計中)	
イ. 魚がのぼりやすい川づくり 堰・砂防えん堤等の河川を横断する施設の改良、魚道の設置・改善等の実施。		「魚がのぼりやすい川づくり推進モデル事業」として全国19のモデル河川を指定し、事業を推進。	
ウ. ダム整備等に当たっての環境配慮 事前に環境調査等を行い、計画段階から自然環境に与える影響を可能な限り回避・低減できるよう配慮。		現在事業中のすべてのダムにおいて、自然環境に与える影響を可能な限り回避・低減できるよう適切な措置を実施。	
6. 予算・税制等項目		7. 今後の課題	
	当初予算(百万円)		災害に対する安全性を向上しつつ、地域における市民、NPO等と十分連携を図りながら、より一層生物の生息・生育空間の保全・復元を図ることが必要。
	H15年度	H16年度	
河川事業費の内数	937,905	869,642	
ダム事業費の内数	409,692	391,716	
砂防事業費の内数	264,692	252,271	

国土交通省河川局河川環境課

1. 第4部における事項番号と施策名		1章4節1(5) 河川・砂防(自然再生の推進)	
2. 第3部第2章の各テーマとの関係		3, 4	
3. 本施策を展開する必要性とその目的			
自然再生推進法が成立するなど、生物の多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図ることが求められており、過去の開発等により失われた河川における良好な自然環境を積極的に再生することが求められている。			
4. 施策の概要		5. 施策の進捗状況	
自然再生事業 過去の開発等で失われた良好な自然環境である自然河川等の再生を図る。		釧路湿原等の湿地の再生、荒川（東京都）等の河口干潟の復元、標津川（北海道）等の蛇行河川の復元等の実施。 また、東京湾河口干潟保全検討会を設置。	
6. 予算・税制等項目		7. 今後の課題	
	当初予算（百万円）		地域が主導的に計画を策定し、地域の自主性と創意工夫を活かしつつ、関係行政機関、地域住民、学識経験者等が一体となった実施が必要。
	H15年度	H16年度	
河川事業費の内数	937,905	869,642	

国土交通省河川局河川環境課

1. 第4部における事項番号と施策名		1章4節1(6) 河川・砂防(水量・水質が確保された清流の復活による生物多様性の確保)	
2. 第3部第2章の各テーマとの関係		3, 4, 7	
3. 本施策を展開する必要性とその目的			
河川の水環境として、水量・水質が適正に確保されていることが、生物の生息・生育環境にとっても重要である。また、洪水による攪乱や、流量変動など河川そのものが持つダイナミズムとその環境下で形成される自然環境に特徴があり、河川環境を考える上では、どのような流量変動があるかということも重要である。また、水質の汚濁に係る環境基準は人にとっての良好な環境の保全が中心であったが、水生生物の保全の観点から、水質環境基準を追加設定する。			
4. 施策の概要		5. 施策の進捗状況	
ア. ダムの弾力的管理試験 平時に一定量貯留した容量を活用し、下流河川の清流回復や流況改善を実施。		平成15年度は、全国24ダムで試験に取り組んでおり、ダムからのフラッシュ放流により河床土砂の付着藻類が剥離更新するなど効果が確認されている。	
イ. 水路四季水力発電に伴う減水区間の解消による清流回復 水路式水力発電所において生じた減水区間に水を取り戻す取組を実施。		一級河川の全発電所(1,552箇所)の減水区間(約1,300箇所、約9,500km)の内、現在までに約6割の区間の改善がなされている。	
ウ. 水質浄化対策 浄化用水導入や浚渫、直接浄化施設の整備、流水保全水路の整備等を実施。		千葉県手賀沼において浄化用水の導入により水質が大きく改善されるなど、汚濁の著しい河川の水質改善がなされている。	
エ. ダム貯水池における水質保全対策 貯水池内の水質改善対策や選択取水設備の導入等による水質保全の実施。		釜房ダムや芦田川河口堰等で事業を実施し、水質の改善に取り組んでいる。	
オ. 水環境改善緊急行動計画 地元市町村と河川管理者等が一体となって、水質汚濁が著しい河川等の水環境改善事業を総合的、緊急的かつ重点的に実施。		平成15年度に計画対象河川は34箇所となり、綾瀬川、大和川等では行動計画を策定、取組の推進が図られている。	
カ. 水生生物の保全に配慮した水質目標の設定 水生生物の保全に係る水質環境基準の設定。		平成15年度に全亜鉛を環境基準に設定。	
6. 予算・税制等		7. 今後の課題	
項目	当初予算(百万円)		
	H15年度	H16年度	
河川事業費の内数	937,905	869,642	事業の進捗は確実に図られているものの、未だに水質・水量の改善が図られていない河川等もあるため、さらなる取組の強化が必要。 環境基準の運用や環境管理施策の検討。優先検討物質81物質の内未検討物質55物質について検討。
ダム事業費の内数	409,692	391,716	
水生生物保全のため	68	108	
の水質目標の検討			

国土交通省河川局河川環境課
環境省環境管理局水環境部企画課

1. 第4部における事項番号と施策名	1章4節1(7) 河川・砂防(溪流や斜面等における生物多様性の確保)	
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	1, 4	
3. 本施策を展開する必要性とその目的	砂防事業は、わが国の急峻な地形や世界有数の降雨量及び山地等への都市化の進展などの条件により引き起こされる土砂災害から人命・財産を保全するとともに、荒廃地において緑の復縁を図る事業であり、源流部における荒廃地から都市地域の住宅裏の斜面に至るまで全国各地で行い、山地や溪流等において自然環境・生物多様性を保全しながら、土砂災害から住民の生命・財産を守る。	
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況	
ア. 荒廃地等における緑の創出・保全 市街地に隣接する山麓斜面に一連の樹林帯(グリーンベルト)の形成を推進。	都市山麓グリーンベルト整備事業を15都市域で実施中。	
イ. 水と緑豊かな溪流空間の創出 周辺の地域環境にふさわしい良好な溪流環境を再生。	良好な緑地と水辺の空間を確保し、生活環境及び親水性の向上や生態系の回復等を図るため、平成16年度は砂防環境整備事業を5流域で継続中。	
ウ. 流域一貫となった総合的な土砂管理 適正な土砂の流下を確保。	土砂管理上の問題が顕在化している流域において荒廃地における山腹工等、透過型砂防えん堤を施工中。 また、流砂系一貫した土砂の量と質に関するモニタリング調査を安倍川水系等において、継続中。	
6. 予算・税制等	7. 今後の課題	
項目	当初予算(百万円)	
	H15年度	H16年度
砂防関係事業費の内数	383,218	364,092
	砂防指定地の指定等のソフト対策と併せた効率的な事業の実施を図ることが必要。 住民の憩いの場を提供し、快適な生活環境を創造するため、地域住民の意見が十分反映できるよう工夫が必要。 山腹工や透過型砂防えん堤の整備による量的な効果を把握し、検討することで、効率的な事業の実施を図ることが必要。	

国土交通省河川局砂防部砂防計画課

1. 第4部における事項番号と施策名	1章4節1(8) 河川・砂防(河川環境に関する調査研究)	
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	3, 4, 6, 7	
3. 本施策を展開する必要性とその目的	河川環境に関する基礎的なデータの収集や調査研究を通じ、河川における良好な生物の生育空間の保全・復元を図る。	
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況	
ア. 河川水辺の国勢調査 河川やダム湖の生物の生息・生育状況等を定期的・継続的に調査する。	魚類、底生生物、鳥類、陸上昆虫、両生類・は虫類・ほ乳類の調査結果を公表するとともに、引き続き調査を実施する予定。	
イ. 河川生態学術研究 河川環境に関する学際的な研究を総合的に実施。	フィールドとして多摩川、千曲川、木津川、北川の4河川を設定し、現地調査をベースとした共同研究が進められている。	
ウ. 自然共生センター 河川・湖沼の自然環境の保全・復元のための基礎的・応用的研究を実施。	現在までに、河川改修においては瀬、淵構造を考慮することが重要であることなどを確認しており、様々な河川の復元工法による効果を検証している。	
エ. 水生生物調査 川にすむ水生生物からその川の「きれいさ」等の程度を調査。	平成15年度の水生生物調査の参加者は約86,000人であった。	
6. 予算・税制等	7. 今後の課題	
項目	当初予算(百万円)	
	H15年度	H16年度
河川事業費の内数	937,905	869,642
ダム事業費の内数	409,692	391,716
簡易水質診断手法推進	2	2
	これらの調査結果を今後、河川における良好な生物の生育空間の保全・復元に資する復元工法等に反映させることが必要。	

国土交通省河川局河川環境課
環境省環境管理局水環境部企画課

1. 第4部における事項番号と施策名	1章4節1(9) 河川・砂防(外来種対策による生物多様性の確保)	
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	5	
3. 本施策を展開する必要性とその目的		
河川における多様な環境は、多様な生物に生息・生育環境を提供しているが、外来種の進入は在来種に影響を与えたり、交雑によって在来種の純系を失わせたり、河川特有の生態系を損なうなど、河川の生態系の質を低下させる可能性があるため、これらに対する対策が必要。		
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況	
外来種対策の実施 河川管理における外来種対策のガイドラインの作成等継続的な対策の実施。	市町村、地域住民等が共同で、繁殖が激しいアレチウリの駆除を行うなどの取組が継続的に実施されている。	
6. 予算・税制等項目	当初予算(百万円)	7. 今後の課題
	H15年度	H16年度
河川事業費の内数	937,905	869,642
ダム事業費の内数	409,692	391,716
繁殖力の強い外来種については、外来種の侵入を未然に防止することが重要であるほか、数年間の継続的な対策の実施が重要。		

国土交通省河川局河川環境課

1. 第4部における事項番号と施策名	1章4節1(10) 河川・砂防(市民との協働による生物多様性の確保)		
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	3, 4		
3. 本施策を展開する必要性とその目的			
河川は「地域共有の公共財産」であることから、河川整備計画の策定における住民意見の反映のみでなく、日頃から地域住民が積極的に川との関わり合いを持つことが重要。			
4. 施策の概要		5. 施策の進捗状況	
河川における環境保全活動、川を活かしたまちづくり活動等様々な分野における民団体等との連携・支援		茨城県の霞ヶ浦、北浦におけるアサザ(絶滅危惧種)の再生、荒川下流部における湿地復元等、各地で市民と連携した環境保全活動が行われている。	
6. 予算・税制等項目	当初予算(百万円)		7. 今後の課題
	H15年度	H16年度	市民等が主体となった取組が積極的にされるよう環境の整備を図るとともに、市民団体等の活動に関する社会的機運について地域により偏りが生じているため、全国各地域において市民団体等の活動の活性化を図る取組を行うことが必要。
河川事業費の内数	937,905	869,642	
ダム事業費の内数	409,692	391,716	

国土交通省河川局河川環境課

1. 第4部における事項番号と施策名	1章4節1(11) 河川・砂防(河川を活用した環境教育や自然体験活動を通じた生物多様性の保全への貢献)		
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	7		
3. 本施策を展開する必要性とその目的			
河川は、身近に存在する独特の自然環境を有した生命の息づく場であり、我々が自然を学び、人間と自然との共生のための行動への意欲を育み、環境問題を解決する能力を育むためには、川での実践を伴った経験が必要であり、市民団体と連携した自然体験活動を促進していく必要がある。			
4. 施策の概要		5. 施策の進捗状況	
ア. 「子どもの水辺」再発見プロジェクト 河川管理者、教育関係者、市民団体等から構成される協議会を設置し、地域が一体となって、子どもが水辺を親しめる場の提供や資機材の支援を行う。		平成15年度末現在、「子どもの水辺」登録箇所161箇所、水辺の楽校プロジェクト登録箇所232箇所となっており、施策が活発化している。	
イ. 市民団体による自然体験活動の推進 全国の市民団体が中心となった「川に学ぶ体験活動協議会」が設立され、指導者育成、自然体験活動等を推進。		指導者育成に関する活動を中心に行っている「川に学ぶ体験活動協議会」の構成団体数は110団体を超え、子どもたちだけでなく広い世代を対象に、川へ誘う活動を推進している。	
ウ. 河川を利用した環境教育プログラムの開発。 河川の特性を踏まえた環境学習プログラムの開発を推進する。		河川の特性や海外の先進的な環境学習システム、プログラム(米国のプロジェクトWET)を踏まえた環境学習プログラムの開発を推進している。	
エ. 川を安全に利用するための取組 河川における水難事故防止のため携帯端末等による雨量・河川水位等のリアルタイム情報の提供、啓発等を実施。		インターネット等による情報提供や川の安全利用に関するガイドブックの作成等、様々な取組を推進している。	
6. 予算・税制等項目		7. 今後の課題	
	当初予算(百万円)		河川での活動は全国的に見ると偏りがあり、良好な河川環境、情報の有無等に地域差が生じている。これらの課題を克服することにより、河川を活かした環境学習、自然体験活動の推進が図られる。
	H15年度	H16年度	
河川事業費の内数	937,905	869,642	
ダム事業費の内数	409,692	391,716	
砂防事業費の内数	264,692	252,271	

国土交通省河川局河川環境課

1. 第4部における事項番号と施策名	1章4節2(3) 海岸（海岸事業における現在の取組及び今後の方向）		
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	4		
3. 本施策を展開する必要性とその目的			
海岸は、その背後に多くの人口・資産が集中している空間であるとともに、海と陸が接し多様な生物が相互に関係しながら生息・生育している貴重な空間である。また一方で、津波、高潮、侵食等の自然災害から背後を防護する役割を担っている。このような海岸において、安全で活力ある地域社会を実現し、環境意識の高まりや心の豊かさへの要求にも対応する海岸づくりを図る。			
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況		
ア. 砂浜の保全・回復、渚の創生	平成15年度までに「渚の創生」事業の実施地区として18箇所を選定。		
イ. 海岸環境の保全・整備	平成15年度までにエコ・コースト事業の実施地区として48箇所を選定。		
ウ. 面的防護方式	「面的防護方式」への転換を一層推進している。		
エ. 利用への配慮等	平成15年度までに自然豊かな海と森の整備対策事業（白砂青松の創出）の実施地区として25箇所、海と緑の健康地域づくり（健康海岸事業）の実施地区として17箇所、いきいき・海の子・浜づくりの実施地区として31箇所を選定。		
オ. ゴミの対策及び住民等の参加	地域住民、有識者等の参画により、生態系に配慮した海岸づくりを推進する観点から既設海岸保全施設の改良が実施されるよう、エコ・コースト事業の拡充を平成15年度に行った。		
カ. 調査研究の推進	安全かつ自然と共生する質の高い海岸の実現に資する調査研究等を実施している。		
6. 予算・税制等項目	当初予算（百万円）		7. 今後の課題
	H15年度	H16年度	今後も引き続き、生物多様性に対して適正な海岸整備を実施することが必要。
海岸事業費の内数	83,697	78,515	

農林水産省農村振興局整備部防災課、水産庁漁港漁場整備部防災漁村課
国土交通省河川局砂防部保全課海岸室
国土交通省港湾局海岸・防災課

（５）港湾・海洋

海水が汚染されヘドロ等の堆積している閉鎖性海域等において、水質・底質の改善や多様な生物の生息・生育環境の創出のため、航路や泊地の浚渫事業等で発生する良質な土砂を有効利用して行う覆砂・干潟等の創出や有害なヘドロ等の汚泥浚渫や循環ポンプ等による水質改善等、海域環境創造・自然再生事業の推進に取り組んでいます。

【数値から見る具体的施策の展開】

取組の結果、実施箇所数が増加し、また干潟・藻場等を再生した面積も約２割増えました。

【港湾うち干潟・藻場等を再生した面積】

1,070ha(H14.3) → 1,280ha(H16.3)

数値の意味	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
全国の港湾の内干潟・藻場等を再生した面積	H14.3	1,070ha	H16.3	1,280ha	210ha
全国の港湾の内海域環境創造・自然再生事業等を実施した箇所数（整備済みの箇所数）	H14.3	51箇所28港3湾（24箇所）	H16.3	52箇所28港3湾（24箇所）	1箇所（0箇所）

1. 第４部における事項番号と施策名	1章５節１（１） 港湾（港湾整備事業の取り組みと方向性）
2. 第３部第２章の各テーマとの関係	3, 4
3. 本施策を展開する必要性とその目的	地球規模での良好な環境の保全や持続可能な発展、恵み豊かな環境の次世代への継承の要請が高まってきたこと、また、便利で豊かな生活が実現した一方で多様な生物が生息できる良好な自然環境が失われた状況を認識し、平成６年度に新政策「新たな港湾環境政策－環境と共生する港湾（エコポート）をめざして－」を策定し、今後の港湾環境整備の目標としている。
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況
ア. 環境と共生する港湾（エコポート）の形成の推進 将来世代への豊かな港湾環境の継承、自然環境との共生、アメニティーの創出を基本理念に各施策を推進。	横浜港において、「水辺を活かしたアメニティー空間の創出」をテーマに浚渫・覆砂等による水質浄化や親水緑地の整備、また三河湾や堺泉北港等において、浚渫土砂等を有効活用した干潟や大規模緑地等の整備を実施している。
イ. 港湾法等の改正 エコポートの形成に向けた取り組みとして、平成12年３月に港湾審議会答申を踏まえ、港湾法の目的に「環境の保全に配慮しつつ」港湾の秩序ある整備と適正な運営を図ることを明記するなど、取り組み姿勢の明確化を図った。	港湾の開発利用等の計画の策定に際して、港湾及びその周辺の水質環境等に与える影響について、事前に評価するとともに、実施後も長期的な観点に立って環境への回避・低減を進め、環境の保全のための適切な措置や必要なモニタリングを実施している。具体的には、三河港や尾道糸崎港等において、整備後のモニタリングを実施している。
6. 予算・税制等項目	当初予算（百万円）
	H15年度 H16年度
港湾整備事業費の内数	503,056 474,547
7. 今後の課題	沿岸域全体の環境保全について、多様な関係者と連携しながら、総合的により一層の環境保全が必要。

国土交通省港湾局環境・技術課環境整備計画室

1. 第4部における事項番号と施策名	1章5節1(2) 生物多様性を高める具体的施策		
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	3, 4		
3. 本施策を展開する必要性とその目的			
沿岸部に産業が集中し沿岸域に環境負荷が集中する国土構造の中で、多様な生物の生息・生育環境である沿岸域の干潟・藻場等が消失してきた。このような中で、良好な自然環境を維持し、失われた自然環境についてはその回復に努め、さらに新たな環境の創造を進めていく必要があり、干潟・藻場の保全・再生など良好な環境の保全に積極的に取り組んでいくことが重要である。			
4. 施策の概要		5. 施策の進捗状況	
ア. 汚泥浚渫、覆砂事業等による水質等海域環境の改善		回復可能な4,000haの干潟の内、28港3湾における52箇所(内24箇所が整備済み)において1,280haを再生。	
イ. 干潟、浅場、藻場及び臨海部の大規模緑地の保全・再生・創出		大規模緑地として尼崎西宮芦屋港(約10ha)、北九州港(約60ha)を整備中。また、東京港(約88ha)の事業化を計画。	
ウ. 研究の推進		実際の干潟の観察現地観測や世界最大規模の干潟実験施設での調査・研究を推進。	
エ. 地域やNPOとの連携		地域住民、NPO、専門家等多様な主体との連携を図りながら、協働によるきめ細やかな取組を推進。	
専門家や地域の住民、NPOなど多様な主体の参画を得る。			
6. 予算・税制等項目	当初予算(百万円)		7. 今後の課題
	H15年度	H16年度	科学的・技術的な知見を蓄積しながらそれを事業に反映させていくことが必要。
港湾整備事業費の内数	503,056	474,547	

国土交通省港湾局環境・技術課環境整備計画室

1. 第4部における事項番号と施策名	1章5節2(1)	海域の特性を踏まえた環境保全の推進
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	5	
3. 本施策を展開する必要性とその目的		
海生生物、海洋生態系や干潟藻場等の多様な場の保全については、海域や地域によって分布する生物が異なることから、沿岸域、沖合域、広域というそれぞれの特性に応じた保全を行う必要がある。		
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況	
ア. 沿岸域の海洋環境保全	「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」が平成14年11月に成立、公布・施行され、平成15年2月には「有明海及び八代海の再生に関する基本方針」が定められた。また、有明海及び八代海の再生に係る評価等を行う「有明海・八代海総合調査評価委員会」が設置されこれまでに計10回開催。 東京湾及び大阪湾において、常時監視及び広域総合水質調査により水質モニタリングを実施。	
①「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」に基づき、有明海及び八代海の海域の環境保全及び改善等の施策を推進する。 東京湾については、「東京湾再生のための行動計画」に基づき、大阪湾については「大阪湾再生行動計画」に基づき、それぞれ関係省庁及び関係都府県市が連携して、陸域負荷削減対策、海域環境改善対策、モニタリング等、総合的な水質改善施策を実施する。		
②バラスト水条約基礎調査 港湾における海洋生物の実態調査やバラスト水に起因する環境影響の調査を行う。		
6. 予算・税制等項目	当初予算（百万円）	7. 今後の課題
	H15年度	H16年度
①有明海・八代海水環境調査	92	92
浅海域環境定量評価手法検討調査	19	19
貧酸素水塊発生機構解明調査		30
有明海・八代海再生方策検討調査		70
②バラスト水条約対応基礎調査		15
有明海及び八代海では、水質の富栄養化、底質の泥化や有機物の堆積等海域の環境が悪化し、赤潮の増加や貧酸素水塊の発生等が見られる中で、二枚貝をはじめとする漁業資源の悪化が進み、海面漁業生産は減少を続けている。これらの状況にかんがみ、環境保全及び改善等を総合的かつ計画的に推進することが必要。 東京湾及び大阪湾の再生については、関係省庁及び関係都府県市の連携を強化するとともに、行動計画の進捗状況を的確に把握し、その着実な実現に努めることが必要。 バラスト水管理条約の締結に向けた準備をすることが必要。		

環境省地球環境局環境保全対策課
環境省環境管理局水環境部水環境管理課閉鎖性海域対策室

（６）漁業

漁場環境の保全を強力に推進し、海洋環境の維持・回復に大きく寄与しました。具体的には平成15年より都道府県レベルで水産資源の生息場となる水域の適正な保全と持続的な利用を図るための漁場環境保全方針の策定のための調査を開始し、既に３県において計画策定中です。特にユニークな事業として、沿岸漁場の保全には山林等の整備が重要との認識の下、「漁民の森づくり」事業を強力に推進し、平成15年度には１万３千人の参加により、約６万本の植樹活動を実施しました。

【数値から見る具体的施策の展開】

保護増殖事業においては、ミヤコタナゴ、イタセンパラ、アユモドキの３種について保全方法及び増殖技術が開発され、着実な成果を挙げているところですが、新たにゼニタナゴを追加しています。

数値の意味	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
水産生物の内希少種として採捕、所持、販売の制限・禁止を行った種数	H14.3	6種	H16.3	6種	0
保護水面の設定数	H14.3	120箇所	H16.3	120箇所	0
保護増殖事業を実施している希少種の数	H14.3	3種	H16.3	4種	1種

1. 第4部における事項番号と施策名	1章6節2 国際的な海洋生物資源の保全及び持続可能な利用 (1)海洋生物資源の保全 (2)海洋生物資源の持続可能な利用の推進 (3)鯨類資源への対応		
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	5, 6, 7		
3. 本施策を展開する必要性とその目的	海洋生物資源は再生可能な資源であり、科学的根拠に基づき、適切な保全と持続的利用を図ることが重要。大部分の海域で漁業関係国際機関等により、科学的根拠に基づいた資源管理措置が実施。今後とも適切な国際機関等の場を通じ、諸外国に対しこのような基本的考え方の理解を求め、海洋生物資源の適切な保全と持続的利用が図られるよう努める。		
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況		
(1)海洋生物資源の保全 イ. 漁獲非対象生物の偶発的捕獲等の対策	「はえ縄漁業によって偶発的に捕獲される海鳥の削減に関する国際行動計画」に基づく国内行動計画を策定・実施。		
(2)持続可能な利用の推進 イ. 国際的な海洋生物資源に関する資源調査等の科学研究の推進	・カツオ・マグロ類、サケ・マス類等についての資源調査研究を推進。		
ウ. 市場国としての役割・責任 国際的な合意に基づき、適切な資源管理を図るための市場関連措置を導入。	・メバチ・メカジキ統計証明制度を実施（平成14年度）。 ・ボリビアからの大西洋メバチの輸入を禁止（平成15年度） ・シエラ・レオネからの大西洋メバチ・クロマグロ・メカジキの輸入を禁止（平成15年度）。 ・マグロ類についてポジティブリスト対策を実施（平成15年度）。		
エ. 規制遵守のための監視及び取締活動	平成15年度は、公海及び外国周辺水域において取締船4隻により、788隻日の指導監督及び取締活動を実施。		
カ. 海洋生物資源の潜在能力の開発	新漁場の開発や漁獲物の付加価値向上、新たな漁業生産システムの構築を目指す事業等を実施。		
(3)鯨類資源への対応 科学的調査・研究に基づく鯨類資源の保存と持続的利用を国際的に確立させる。	毎年、捕獲調査と目視調査を南極海（これまで17回）、北西太平洋（これまで10回）で行い、鯨類資源の把握、海洋生態系の解明に貢献。		
6. 予算・税制等項目	当初予算（百万円） H15年度 H16年度		7. 今後の課題
(2)ア. サメ・海鳥の保全管理プログラム作成等調査費	13,873	11,104	実施状況を定期的にレビューし、混獲の削減に努めるとともに、まぐろはえ縄漁業における混獲問題等、多様化する国際資源調査に対するニーズに 대응していくことが必要。 また、持続的利用の原則を国際的に確立させ、商業捕鯨の早期再開を図る。
イ. 国際資源調査等推進対策事業	1,258	1,269	
エ. 公海及び外国周辺水域の指導監督及び取締費	1,073	1,118	
オ. 海洋水産資源開発費補助金	1,677		
海洋水産資源開発勘定運営費交付金	1,577	3,077	
カ. 鯨類資源への対応	1,011	997	

農林水産省水産庁管理課、遠洋課、国際課、漁場資源課

1. 第4部における事項番号と施策名	1章6節3 国内の海洋生物資源等の保全及び持続的利用	
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	5, 6, 7	
3. 本施策を展開する必要性とその目的		
科学的根拠に基づく漁獲能力、漁獲量、漁獲努力量の管理により、再生可能な資源である海洋生物資源の適切な保全と持続的利用を図る。		
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況	
(2)資源回復計画等の推進	・8計画(14魚種)を実施中。 ・10魚種で具体的な計画の策定に着手。	
(3)資源管理のための各種規制、再編整備の推進	平成14年に、農林水産大臣の許可を要する漁業の種類を見直すとともに、従来の許可隻数を約2割削減。	
(4)規制遵守のための監視及び取締活動	・平成15年度は、わが国周辺水域において取締船35隻により7,882日間、取締航空機4機により1,368時間の取締活動を実施。 ・沿岸域における密漁防止に関しては、2地区で関係機関との合同取締模擬訓練を実施。	
(5)生物多様性に配慮したつくり育てる漁業の推進	生態系、遺伝子の多様性等に配慮し、重要な海産魚介類84種について種苗生産(H14.3)。	
ア. 栽培漁業の推進	多様性の保全等のためのふ化放流を5河川で実施。資源の動態把握、野生種との共存や河川生態系に配慮した増殖のための調査研究を実施。	
イ. さけ・ます増殖事業の推進	漁場改善計画のカバー率36.0%(H16.1)。	
ウ. 養殖漁業の推進	生態系、遺伝子の多様性等に配慮した増殖方法等の調査研究を実施。	
エ. 内水面漁業・養殖業の推進	底質の改善、藻場・干潟の造成により水産資源の生息場の環境の修復を図るため、平成14年度53地区、平成15年度62地区で実施。	
オ. 漁場の造成と改良による生産力の向上	生息状況等の生態調査を行うとともに、保全・増殖手法の検討を実施。	
(6)希少水生生物の保護・管理の推進		
6. 予算・税制等項目	当初予算(百万円)	
	H15年度	H16年度
(2)資源管理体制・機能強化総合対策事業	178	178
資源回復等推進支援事業		1,996
(4)わが国200海里内の指導監督及び取締費	8,439	8,623
漁場秩序管理モデル化推進事業	9	8
(5)ア. 水産資源増殖ブランド・ニッポン推進対策事業(サケ・マス・ブランド推進型を除く)(前年度は栽培資源ブランド・ニッポン推進事業:660)		603
イ. さけ・ます増殖事業の推進	215	224
ウ. 漁場改善計画の推進等	360	289
エ. 健全な内水面生態系復元等推進事業費	318	333
オ. 漁場環境保全創造事業	3,208	3,121
(6)野生水産生物多様性保全対策事業	12,541	10,000
	7. 今後の課題	
	資源回復計画を着実に推進するとともに、広域・組織化した密漁に対する抑止体制を確立することが必要。 また、生態系等に配慮した培養殖を引き続き推進することが必要。	

農林水産省水産庁管理課、沿岸沖合課、栽培養殖課、漁場資源課

1. 第4部における事項番号と施策名	1章6節4 海洋環境等の保全		
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	3, 4, 5, 6, 7		
3. 本施策を展開する必要性とその目的			
近年、社会経済活動の活発化に伴い、沿岸域の環境汚染が進行していることから、こうした状況に対して、海洋環境を保全し、良好な漁場を維持するために、漁場環境の保全・修復、環境に配慮した漁港漁村の整備を推進。			
4. 施策の概要		5. 施策の進捗状況	
(1)漁場環境の保全 ア. 漁場環境保全方針の策定		広域的な水域において、漁場環境保全方針策定の具体化の検討及び各都道府県における漁場環境保全方針 策定の推進	
イ. 廃棄物処理技術の開発・処理体制づくり		漁業用発泡スチロール・フロート等の漁 業系廃棄物について、リサイクルシステム開発のための調査・開発試験を実施。	
ウ. 漁民の森づくり		全国各地の山林等において、漁業者やボランティア等約13,000人の参加により、約60,000本の植樹活動を実施。	
(2)漁場環境修復の推進 ア. 底質改善、藻場・干潟の造成		底質の改善、藻場・干潟の造成により水産資源の生息場の環境の修復を図るため、平成14年度53地区、平成15年度62地区で実施。	
イ. 漁業集落排水施設、浄化施設の整備		漁業集落排水施設による污水处理人口比率27%（平成14年度末）。	
(3)環境に配慮した漁港漁村の整備 ア. 自然環境に調和した漁港づくり		自然環境に調和した漁港づくりを推進するため、平成14年度9地区、平成15年度19地区で実施。	
イ. 漁港周辺水域の水質保全対策		汚泥やヘドロの除去等を行うことにより 漁港周辺水域の水質保全対策を図るため、平成14年度5地区、平成15年度6地区で実施。	
ウ. 自然条件・景観に配慮した漁村の整備		自然環境や景観等に配慮した漁村の整備を10地区で実施。	
エ. 都市と漁村間の交流促進		都市と漁村の共生・対流を進めるための施設整備を13都道府県の地域で実施。	
6. 予算・税制等項目		当初予算（百万円）	
		H15年度	H16年度
(1)漁場環境保全方針策定推進事業 川上から川下に至る豊かで多様性のある海づくり（事業費の内数）		55	706
(2)ア. 漁場環境保全創造事業		3,208	3,121
イ. 漁業集落環境整備事業		13,497	12,593
		の内数	の内数
漁村づくり総合整備事業		2,580	2,064
		の内数	の内数
(3)ア. 地域水産物供給基盤整備事業		62,788	59,511
		の内数	の内数
広域漁港整備事業		54,276	53,086
		の内数	の内数
イ. 漁港水域環境保全対策事業		259	295
ウ. 水産基盤整備事業		187,578	177,026
		の内数	の内数
エ. 新漁村コミュニティ基盤整備事業		1,600	2,052

農林水産省水産庁計画課、防災漁村課、漁場資源課

(7) 自然環境保全地域・自然公園

自然公園法が改正され、生物多様性の確保の視点が盛り込まれたことが特筆できます。その内容は、特別地域において環境大臣の指定した動物の捕獲規制を可能にしたこと、人間の利用をコントロールするため、立入り規制地区や利用調整地区などの制度を設けたことなどが挙げられます。また、NPO等の民間団体による風景地の保護を促進するために風景地保護協定の制度が設けられました。この他、新国家戦略を受けて、自然公園等事業により、失われた自然環境を取り戻す自然再生事業に着手しています。

【数値から見る具体的施策の展開】

利尻礼文サロベツ国立公園等、国立公園特別保護地区の面積が、3,546ha増加しました。

都道府県における自然環境保全地域の指定箇所が6箇所増加しました。都道府県レベルの取組も進みつつあります。

〔都道府県自然環境保全地域の指定箇所及び面積〕

528地域73,864ha(H14.3)→534地域76,333ha(H16.3)

数値の意味	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
原生自然環境保全地域の指定箇所数及び面積	H14.3	5地域 (5,631ha)	H16.3	5地域 (5,631ha)	0
自然環境保全地域の指定箇所数及び面積	H13.3	10地域 (21,593ha)	H15.3	10地域 (21,593ha)	0
都道府県自然環境保全地域の指定箇所数及び面積	H14.3	528地域 (73,864ha)	H16.3	534地域 (76,333ha)	6地域 (2,469ha)
国立公園の指定箇所数、指定面積及び国土面積に対する割合	H14.3	28公園 (2,056,556ha,5.4%)	H16.3	28公園 (2,061,040ha,5.5%)	0 (4,484ha,0.1%)
国立公園の指定箇所数、指定面積及び国土面積に対する割合	H14.3	55公園 (1,343,255ha,3.6%)	H16.3	55公園 (1,343,882ha,3.6%)	0 (627ha,0%)
都道府県立自然公園の指定箇所数、指定面積及び国土面積に対する割合	H14.3	308公園 (1,961,928ha,5.2%)	H16.3	308公園 (1,962,220ha,5.2%)	0 (292ha,0%)
都道府県立自然公園を指定している都道府県数	H14.3	46	H16.3	46	0
国立公園の指定面積の内、特別地域に指定されている割合及び面積	H14.3	58.2% (1,196,075ha)	H16.3	58.1% (1,196,833ha)	▲0.1% (758ha)
国立公園の指定面積の内、特別地域に指定されている割合及び面積	H14.3	88.1% (1,183,553ha)	H16.3	88.1% (1,184,159ha)	0% (606ha)
国立公園の指定面積の内、特別保護地区に指定されている割合及び面積	H14.3	13.1% (270,307ha)	H16.3	13.3% (273,853ha)	0.2% (3,546ha)
国立公園の指定面積の内、特別保護地区に指定されている割合及び面積	H14.3	4.9% (66,487ha)	H16.3	4.9% (66,488ha)	0% (1ha)
国立公園の指定面積の内、海中公園地区に指定されている地区数及び面積	H13.3	33地区 (1,279ha)	H16.3	33地区 (1,279ha)	0
国立公園の指定面積の内、海中公園地区に指定されている地区数及び面積	H13.3	31地区 (1,385ha)	H15.3	31地区 (1,385ha)	0
都道府県立自然公園の指定面積のうち、特別地域に指定されている割合及び面積	H14.3	35.9% (703,356ha)	H16.3	36.0% (705,495ha)	0.1% (2,139ha)
自然再生推進法に基づく自然再生協議会の設置件数	H14.3	0件	H16.8	8件	8件
国が自然再生の調査を実施中の箇所	H14.3	0箇所	H16.3	47箇所	47箇所
国が自然再生事業を実施中の箇所（補助を含む）	H14.3	69箇所	H16.3	75箇所	6箇所

1. 第4部における事項番号と施策名	1章7節1 自然環境保全法に基づく各種制度
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	1, 3, 5
3. 本施策を展開する必要性とその目的 自然環境保全法に基づき、原生状態を保持している地域や優れた自然環境を維持している地域について保護地域の指定を行い、適正な保安全管理に努める。これらの自然性の高い地域は、わが国の生物多様性の保全の核となる重要地域であり、他の諸制度とも連携しながら、今後一層の保全強化を図ることとする。	
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況
①自然環境保全地域等における適正な管理	原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域については、許可届出事務や保全施設の整備等を通じ、適正な保安全管理を行った。また、指定地域及びその周辺の自然環境等に関する調査を実施。
②都道府県自然環境保全地域の指定・拡張に関する支援	都道府県自然環境保全地域の指定、管理に対する支援を引き続き実施し、平成15年度には4箇所が新規指定された。
6. 予算・税制等項目	当初予算(百万円) 7. 今後の課題
	H15年度 H16年度
自然環境保全地域等保全対策費	9 9 原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域について、生態系の現況と変化の状況に関するモニタリング調査を実施し、その結果に基づいて新規指定及び拡張に関する検討を進めるとともに、適正な保安全管理を推進することが必要。

環境省自然環境局自然環境計画課

1. 第4部における事項番号と施策名	1章7節3 自然公園法に基づく各種制度
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	1, 2, 4
3. 本施策を展開する必要性とその目的 「自然公園法」に基づき指定される国立・国定公園等は自然環境の保全等を直接的に目的とする保護地域制度であり、わが国における生物多様性保全の骨格をなすものと言えるため、これらの地域では生物多様性の保全に向け、より一層の施策の強化を図る。	
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況
①改正自然公園法の運用 平成14年の自然公園法改正により創設された各種制度の運用。	平成15年度に公園管理団体を国立公園及び国定公園において各1団体を指定、また風景地保護協定については国立公園において1件締結。捕獲を禁止する指定動物、利用調整地区等については指定に向けて検討中。
②自然公園のあり方の検討 今後の自然公園制度のあり方を検討するため、学識経験者らによる懇談会を開催。	平成15年度に4回開催。
③自然再生事業の実施 環境省直轄又は都道府県への補助にて調査・事業を実施。	釧路湿原国立公園で自然再生事業を実施した他、利尻礼文サロベツ国立公園(サロベツ)、小笠原国立公園、吉野熊野国立公園(大台ヶ原)、足摺宇和海国立公園(竜串)、阿蘇くじゅう国立公園(阿蘇)、西表国立公園(石西礁湖)において、自然再生推進計画調査を実施した。国定公園では、琵琶湖国定公園、西中国山地国定公園(臥竜山麓湿原)、室戸阿南海岸国定公園(竹ヶ島)、奄美群島国定公園において、自然再生推進計画調査について県に補助を行った。
④グリーンワーカー事業の実施 環境保全のための活動を行う地域の人材を雇用して実施。	全国のべ70地区において、登山道整備、利用集中地区の清掃等の環境保全事業を実施し、のべ約6,000人を雇用。
6. 予算・税制等項目	当初予算(百万円) 7. 今後の課題
	H15年度 H16年度
③自然再生事業	1,002 1,214
④グリーンワーカー事業	150 300
	法改正により設けられた捕獲を禁止する指定動物、利用調整地区等の指定に向けた検討が必要。

環境省自然環境局自然環境計画課、国立公園課

（８）名勝・天然記念物

地域の生物多様性保全の拠点となるような、多様な国土美を代表する名勝と、貴重な自然を記念する天然記念物を継続的に指定しています。既に指定されているものについても、新国家戦略を受けて、より一層の維持・管理が行われるように事業を実施し、生物多様性の保全を図っています。

【数値から見る具体的施策の展開】

自然的名勝・天然記念物の指定地が４地域増加しました。

指標	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
自然的名勝・天然記念物の指定箇所数	H14.4.1	1102地域	H16.4.1	1106地域	4 地域

1. 第４部における事項番号と施策名	1 章 8 節 名勝・天然記念物		
2. 第３部第２章の各テーマとの関係	1, 2, 3, 4, 5		
3. 本施策を展開する必要性とその目的	文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づき、わが国の多様な国土美を代表する名勝と、貴重な自然を記念する天然記念物を文化財として指定している。これらについては、地域での生物多様性保全の拠点、生態的ネットワークの要素として、より一層の保全・管理を図るとともに、他の諸制度とも連携しながら、生物多様性の保全を図る。		
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況		
①自然的名勝・天然記念物の指定	平成15年度に１箇所を新規指定、２箇所を追加指定。指定件数1,106件（H16.4.1）		
②保存管理計画策定のための事業	平成15年度に１件の補助事業を実施。		
③現況把握等のための対策事業	平成15年度に６件の補助事業を実施。		
④野生生物の保護管理・再生事業	平成15年度に10件の補助事業を実施。		
⑤維持管理のための事業	平成15年度に５件の補助事業を実施。		
6. 予算・税制等項目	当初予算（百万円）		7. 今後の課題
	H15年度	H16年度	
保存管理計画策定（※）	14.8	13.4	今後も引き続き、地域の生物多様性の維持・保全に貢献すると考えられる名勝・天然記念物の指定を行うとともに、適正な保護管理を実施することが必要。
現況把握・緊急調査	16.2	14.6	
動植物の保護増殖	67.9	64.5	
環境整備・維持管理（※）	2,777	2,825	
※：名勝・天然記念物を含む記念物全般の予算			

文部科学省文化庁文化財部記念物課

2. 横断的施策

(1) 野生生物の保護と管理

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」が平成16年6月に成立しました。この法律により、生態系等への被害を及ぼすおそれのある外来生物等の飼養や輸入を規制することが可能です。

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」が平成15年4月から施行されるとともに、個体数管理や生息環境の整備等を定める特定鳥獣保護管理計画の策定を推進しました。

【数値から見る具体的施策の展開】

国内希少野生動植物種を新たに5種指定しました。生息地等保護区を新たに1箇所指定しました。国指定鳥獣保護区を新たに5箇所指定し19,928ha増加しました。都道府県指定鳥獣保護区も50,549ha増加するなど取組が進んでいます。

数値の意味	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
国内希少野生動植物種	H14.3	57種（動物49種、植物8種）	H16.3	62種（動物51種、植物11種）	5種（動物2種、植物3種）
国内希少野生動植物生息地等保護区面積	H14.3	7地区 (863ha)	H16.3	8地区 (872ha)	1地区 (9ha)
保護増殖事業計画	H14.3	21種	H16.3	21種	0
保護増殖事業を実施している希少種の数	H12年度	4種	H15.3	8種	4種
国指定鳥獣保護区指定箇所数及び面積	H14.3	54箇所 (494,047ha)	H16.3	59箇所 (513,975ha)	5箇所 (19,928ha)
都道府県指定鳥獣保護区指定箇所数及び面積	H14.3	3,835箇所 (3,085,278ha)	H16.3	3,882箇所 (3,118,389ha)	47箇所 (33,111ha)
狩猟鳥獣種数	H13.3	47種（鳥類29種、獣類18種）	H16.3	48種（鳥類28種、獣類20種）	0 ※分類を整理したことによる形式的変更
外来魚移植禁止を行った都道府県数	H14.3	46都道府県	H16.3	46都道府県	0

1. 第4部における事項番号と施策名		2章1節1 絶滅のおそれのある種の保存	
2. 第3部第2章の各テーマとの関係		5	
3. 本施策を展開する必要性とその目的			
野生生物の種は、生物多様性を構成する重要な要素であり、種の絶滅のおそれを防ぐことは、生物多様性確保のために重要である。絶滅のおそれのある種の保存は、種そのものに着目した取組と、生態系・生息環境に着目した取組の両面から、予防的措置を含め、種の絶滅を防止することが重要。			
4. 施策の概要		5. 施策の進捗状況	
(1)希少野生動植物種の指定、捕獲・譲渡し等の規制 絶滅のおそれのある種について、国内希少野生動植物種、国際希少野生動植物種の指定を行い、捕獲、譲渡しについての規制を行う。		希少野生動植物種について捕獲・譲渡の規制を行うとともに、国内希少野生動植物種の新規指定に向けて検討を行った。また、適切な譲渡規制が行えるように種の保存法の一部改正を行った。	
(2)生息地等保護区の指定と管理 国内希少野生動植物について、必要な地域を生息地等保護区に指定し、その保護を図る。		平成14年に国内希少野生動植物種に指定したイシガキニイニイについて、生息地保護区を指定。	
(3)保護増殖事業の実施 国内希少野生動植物種の内、その種を回復等を図るために、生物学的知見に基づき、その繁殖の促進や生息環境の整備を図る必要のある種を対象に実施。		ツシマヤマネコなどの国内希少野生動植物種について、保護増殖事業を実施している。中でも、トキについては、保護増殖事業計画の変更を行うとともに、将来の野生復帰に向け、トキの順化施設の整備に向け作業を進めた。	
(4)種の保存に係る調査研究の推進 わが国の絶滅のおそれのある種を選定し、レッドデータブックにまとめる。レッドデータブックはの改訂、概ね5～10年ごとに改訂に向けた作業を進める。また、レッドデータブックの掲載種のモニタリング調査を行う。		絶滅のおそれのある種を選定したレッドリストの見直しに向けた検討を行った。絶滅のおそれのある種について生息状況の調査を実施。	
6. 予算・税制等項目		7. 今後の課題	
	当初予算 (百万円)		
	H15年度	H16年度	
(1)希少野生動植物種等保存対策費	52	42	希少野生動植物の保護をさらにすすめるために、希少野生動植物種の指定、生息地保護区の指定等を進めること、保護増殖事業を進めること等が課題。 また、希少野生動植物のリストアップ作業の適切な運用のため、レッドリストの見直しを行うこと、及びそのために必要な適切な情報収集を行うことが今後必要。
(3)特定野生生物保護対策費	236	237	
トキ野生順化施設整備費	71	399	
(4)絶滅のおそれのある野生生物種のモニタリング等調査費	20	20	

環境省自然環境局野生生物課

1. 第4部における事項番号と施策名		2章1節2 野生鳥獣の保護管理	
2. 第3部第2章の各テーマとの関係		5	
3. 本施策を展開する必要性とその目的			
自然環境を構成する重要な要素である鳥獣を後世に伝えていくため、生息環境の保全・整備や捕獲の規制、調査研究等を総合的に推進し、鳥獣の保護管理の充実強化を通じて、生物多様性の確保を図る。生息数が著しく増加又は減少している個体群について、人との軋轢を回避するための調整や、生息環境を改善するなどの措置を講じ、計画的な保護管理を推進する。。			
4. 施策の概要		5. 施策の進捗状況	
(2)鳥獣保護区の設定と管理 鳥獣の保護上重要な地域については、国が国指定鳥獣保護区とし積極的に指定の推進を図る。		新たに白神山地、和白干潟、名蔵アンパルを国指定鳥獣保護区として指定を実施。	
(3)野生鳥獣の捕獲の規制 鳥獣保護法を改正し、捕獲個体の放置の規制、違法に捕獲・輸入された鳥獣の飼養禁止や一定の鳥獣の販売を制限等。		平成15年4月に「鳥獣保護法」を施行し、生態系の攪乱など悪影響がある捕獲個体の放置を規制するとともに、違法に捕獲・輸入された鳥獣の飼養禁止を行った。 くくりわな等の猟法について、野生鳥獣保護管理検討会の議論に含めた。	
(4)野生鳥獣の保護管理 特定鳥獣保護管理計画制度に基づく科学的・計画的な保護管理を進める。国会附帯決議を踏まえ鳥獣保護と狩猟に関する主要な課題についての検討と対応の促進。		特定鳥獣保護管理計画制度の推進のため、都道府県の計画策定に対し補助を引き続き行うとともに、特定計画の行政担当者等を対象に技術研修を行った。また、野生鳥獣保護管理検討会において、鳥獣保護と狩猟に関する主な課題について議論を実施。	
(5)野生鳥獣の生息状況等の調査・研究 鳥獣の科学的・計画的保護管理のため鳥獣の捕獲情報の測地的なデータベース化を図る。渡り鳥保護のために、標識調査等を引き続き実施。		鳥獣の捕獲情報について、WISシステムによりデータベース化し、ホームページ上で閲覧できるように整備した。 また、鳥インフルエンザの感染経路究明等のために渡り鳥等の生息状況調査等を実施。	
6. 予算・税制等項目		7. 今後の課題	
		当初予算（百万円）	
		H15年度 H16年度	
(2)国設鳥獣保護区管理強化費		79の内数	58の内数
(4)特定鳥獣保護管理対策費補助		138	106
・野生鳥獣管理技術育成事業費		11	11
(5)野生鳥獣情報整備事業費		83	83
・高病原性鳥インフルエンザ対策に係る緊急調査		8	
		わが国の社会の変化に対応して、鳥獣保護及び狩猟のあり方の検討を行うことが必要。また、深刻な農林水産業被害等を踏まえ、特定鳥獣保護管理計画等による科学的・計画的な鳥獣の保護管理の推進を強化することが必要。 野生の鳥獣に係る感染症に関して、情報収集、知見の集積を図ることが必要。	

環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室

1. 第4部における事項番号と施策名		2章1節3(1) 移入種(外来種)対策
2. 第3部第2章の各テーマとの関係		5
3. 本施策を展開する必要性とその目的		
マングース、アライグマ、ブラックバスなど、人為によって意図的・非意図的に移入された外来生物が増加しており、地域固有の生物相や生態系に対する大きな脅威となっている。外来生物が及ぼす影響に関する科学的知見の収集を基礎としながら、侵入の予防、侵入の初期段階での発見と対応、定着した外来生物の駆除・管理の各段階に応じた対策を進める必要がある。		
4. 施策の概要		5. 施策の進捗状況
ア. 外来生物による影響の予防措置 影響の予測とそれに応じた管理を行うための効果的な措置を検討		生態系等への被害を及ぼすおそれがある生物を特定外来生物とし、飼養・輸入等を規制することなどを内容とする「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」が第159回国会で成立。
イ. 固有の生物相を有する地域等の対策 固有な生物相を有する島嶼等における外来生物の計画的な排除・管理の実施。		奄美大島及び沖縄やんばる地域において、在来の希少動物を補食し生物多様性への影響を生じさせているマングース等の駆除事業を実施。
ウ. 外来生物に係る調査 定着状況の調査などのモニタリングの実施。		西表島にて、侵略的な外来生物と考えられるオオヒキガエルの定着状況や移入経路等に関するモニタリング調査を平成13年度から継続して実施した。
エ. 普及啓発 適切な飼養、管理の普及啓発、定着した外来生物の駆除における住民の理解と協力体制の確立。		外来生物対策に関する政府広報番組やホームページの作成を行った。マングースやオオヒキガエル等の外来生物対策事業の一環として、地元説明会やポスター作成等の普及啓発活動を実施。
キ. ① 外来魚の移植の禁止措置 ② 生息状況調査、密放流防止の啓発、資源抑制のための駆除、生態系の復元等の事業に対する支援 ③ ブラックバスの生態的特性の解明と効果的な繁殖抑制技術の研究開発		46都道府県において「内水面漁業調整規則」でブラックバス等外来魚の移植を禁止。
④ 移入種全般について、		36都道府県において外来魚の駆除や生息状況調査等を実施。
ケ. 低環境負荷型外航船の開発におけるノンバラスト船型等の研究開発の推進		ブラックバス、ブルーギルの生態特性及び繁殖抑制技術の研究開発を実施。
7. 今後の課題		外来魚が在来魚に与える影響調査等を実施。
6. 予算・税制等項目		平成15年度はノンバラスト船型の基本性能確認等を実施。
当初予算	(百万円)	
H15年度	H16年度	
ア. 移入種対策制度基盤整備事業	30	89
イ, ウ, エ. 移入種駆除・管理対策事業	50	43
キ. 健全な内水面生態系復元等推進事業費	318の内数	333の内数
ケ. 低環境負荷型外航船の開発	91	67

環境省自然環境局野生生物課

国土交通省海事局造船課

農林水産省水産庁沿岸沖合課、栽培養殖課、漁場資源課

1. 第4部における事項番号と施策名	2章1節3(2) 移入種（外来種）等生態系への攪乱要因への対策（化学物質対策）	
2. 第3部第2章の各テーマとの関係		
3. 本施策を展開する必要性とその目的	化学物質による人及び生態系に対する影響の適切な評価と管理を視野に入れた化学物質対策を推進するとともに、化学物質による内分泌攪乱作用等の解明に資する調査を推進する。また、農業による環境リスクを管理し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。	
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況	
①改正化学物質審査規制法の施行	動植物への毒性を新規化学物質の審査項目に加えるとともに、一定要件を満たす化学物質には監視措置、製造・輸入数量の制限などを行う。	
②化学物質の内分泌攪乱作用の調査 調査研究の対象化学物質である SPEED'98掲載物質の野生生物への蓄積量を調査する。	野生生物への化学物質の蓄積状況を把握するため、平成15年度はカワウ、タヌキ等について、アルキルフェノール類等の蓄積濃度の分析を実施。	
③農薬の環境リスク対策 農薬による環境リスクを管理するため、農薬取締法に基づき必要な規制等の実施。	平成15年3月に改正した水産動植物に対する毒性に係る農薬登録保留基準について、平成17年4月からの円滑な施行に向け、試験法等について調査及び検討を実施。	
④水生生物の保全に配慮した水質目標の設定（再掲） 水生生物の保全に係る水質環境基準の設定。	平成15年度に全亜鉛を環境基準に設定。	
6. 予算・税制等項目	7. 今後の課題	
	当初予算(百万円)	
	H15年度	H16年度
①化学物質の審査・規制手法の改善調査	40	70
②環境汚染等健康影響基礎調査費の内数	36	33
③		
・農薬生態影響評価システム確立事業	10	
・農薬による水生生物影響実態把握調査	45	45
・農薬による陸域生態系影響評価技術開発調査	20	20
④水生生物保全のための水質目標の検討	68	108

環境省総合政策局環境保健部企画課化学物質審査室、環境保健部環境安全課
環境省環境管理局水環境部土壌農薬課農薬環境管理室
環境省環境管理局水環境部企画課
経済産業省製造産業局化学物質管理課

1. 第4部における事項番号と施策名		2章1節4 飼養栽培下における種の保存	
2. 第3部第2章の各テーマとの関係		5	
3. 本施策を展開する必要性とその目的			
絶滅のおそれのある動植物について、野外での個体群維持が危惧される水準まで減少するなどその生息状況に応じて必要な場合には、将来的に生息地等への再導入を前提として緊急避難的に飼育管理下に移す、いわゆる生息域外での人工繁殖が必要。			
4. 施策の概要		5. 施策の進捗状況	
希少野生動植物種等保存 飼育栽培下における種の保存は、野生下での取組との連携を確保しつつ、全体として効果的な種の保存対策が講じられるよう国、地方公共団体、動物園、水族館、植物園、試験研究機関、研究者等の連携・協力の下に事業を進める。		トキ、ツシマヤマネコなどについて、野生復帰に向けて、飼育下での人工増殖等を引き続き実施した。また、ツシマヤマネコ及びイリオモテヤマネコについては、共生と循環の地域づくりモデル事業により今後の野生復帰に向けた自然的・社会的検討を行った。トキについては、野生復帰に向けて順化施設の整備の具体的な内容の検討を進めた。また、コウノトリについて、平成17年度の試験放鳥に向けて、人工増殖を行うとともに、周辺環境整備等を計画・実施している。	
6. 予算・税制等項目		7. 今後の課題	
	当初予算（百万円）		
	H15年度	H16年度	
希少野生動植物種等保存対策費	52の内数	42の内数	トキについて、野生復帰に向けた順化施設の整備など具体的取組を行う必要がある。ツシマヤマネコについても、将来的な野生復帰に向けた取組の強化が必要。
共生と循環の地域づくりモデル事業	21	21	
トキ野生順化施設整備費	71	399	
コウノトリ関係補助金	31	49	

環境省自然環境局野生生物課
文部科学省文化庁文化財部記念物課

(2) 生物資源の持続可能な利用

イネ・ゲノム研究では、日本が中心となって解読したイネの全塩基配列情報等を活かしつつ、産官学の研究者を結集し、農業及びその他産業場面での利活用を念頭に特に重要となる5つの形質（品質、光合成能力、機能性物質の生産、病害抵抗性、不良環境抵抗性）をターゲットとして、これに関わる一連の遺伝子群の機能解明を重点的に実施しています。

また、遺伝子組換え生物の安全性の確保の分野では、カルタヘナ法が平成16年2月に施行されました。

【数値から見る具体的施策の展開】

イネの全塩基配列解読が終了しました。

数値の意味	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
イネの塩基配列解読	H13.12末	48%（2億700万塩基対 / 4億3,000万塩基対）	H14.12	解読終了	（解読終了）
イネの有用遺伝子単離・機能解明		31個（遺伝子特許化）	H16.3	56件（特許出願中のものを含む）	25件
ヒトゲノム塩基配列解析	H13.2	6%	H15.4（精密解読終了時）	6%	（目標達成）
遺伝組換え農作物等の環境安全性確認数	H13.11	植物61件（15作物）	H15.6	植物71件（16作物）	植物10件（1作物）
「組換えDNA工業化指針」による安全性の確認申請数	H13.10	50社376件	H15.5まで	53社395件	3社19件

1. 第4部における事項番号と施策名	2章2節1 生物資源の持続可能な利用 (2) 農林水産分野での利用 (3) 医療分野での利用 (4) 研究基盤としての遺伝資源の利用 (5) 産業分野での利用
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	
3. 本施策を展開する必要性とその目的	バイオテクノロジーによる遺伝資源の利用に当たっては、生命の設計図であるゲノムを解析し、生物の持つ情報・機能を活用することにより、機能性作物、環境ストレス作物等の開発による食料・農業問題の解決や有用物質生産技術の確立による新産業の創出を促進し、生物多様性の構成要素たる遺伝資源の持続的な利用を図る。
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況
(2) 農林水産分野での利用 イネ（植物）ゲノム研究 農業、産業の役立つ遺伝子の効率的な機能を解明し、特許化を加速	・平成14年12月にイネゲノム塩基配列の内重要部分の高精度解読を終了。平成16年12月には完全解読する予定。 ・有用遺伝子の単離・機能解明では、平成16年3月時点において、遺伝子機能特許を56件出願中。
(3) 医療分野での利用 ア. ヒト遺伝子解析研究 ① 国際ヒトゲノム計画への貢献（平成15年4月に解読完了が宣言） ② 戦略的な遺伝子解析研究の推進	国際ヒトゲノム計画において、わが国は21番及び11番染色体の解析において中心的な役割を果たした他、遺伝子数の推定などに貢献。 複雑な生命機能の解明等が期待される「ゲノムネットワーク研究」を平成16年度より開始する他、理化学研究所において遺伝子に関する体系的な構造・機能研究を推進中。
(4) 研究基盤としての遺伝資源の利用 ナショナルバイオリソースプロジェクト	戦略的・体系的な生物遺伝資源の整備に向けた「ナショナルバイオリソースプロジェクト」を平成14年度より着手。現在24リソースについて、体系的な収集・保存・提供等を行うための体制整備を実施。

(5) 産業分野での利用 ア. 植物機能利用工業原料生産技術開発 植物に目的工業原料を高効率に生産させる基盤技術の開発。	cDNAライブラリーの作成、物質生産系の生成物や経路、関与する酵素や遺伝子の機能の解析を進めるとともに、有用酵素遺伝子の取得等を推進。	
イ. 生物機能活用生産プロセス技術開発 微生物機能を活用して有用物質を生産する技術の開発。	微生物を用いた宿主細胞創製技術開発、大腸菌等の主要代謝経路シミュレーション開発、有用物質を生成する活性を持つ微生物の取得を推進。	
ウ. 生分解・処理の解析と制御技術開発 分解・処理に係る嫌気性菌群の構成や機能を解析し制御技術の効率化。	メタン発酵プロセスの高効率・安定化技術開発、難分解性物質等の生分解・処理技術開発、嫌気性微生物の機能解明及び育種等技術開発を推進。	
6. 予算・税制等項目	当初予算(百万円)	7. 今後の課題
	H15年度	H16年度
(2)イネ(植物)ゲノム研究	3,197	3,125
(3)ゲノムネットワーク研究の戦略的推進(理化学研究所運営費交付金中の推計額を含む)		3,000
ゲノム科学研究の推進(理化学研究所運営費交付金中の推計額)	7,126	8,109
遺伝子多型研究の推進(理化学研究所運営費交付金中の推計額)	2,179	2,137
(4)ナショナルバイオリソースプロジェクト(理化学研究所運営費交付金中の推計額を含む)	4,000	3,721
(5)ア. 植物機能利用工業原料生産技術開発	862	819
イ. 生物機能活用生産プロセス技術開発	1,482	1,234
ウ. 生分解・処理の解析と制御技術開発	642	610

農林水産省農林水産技術会議事務局先端産業技術研究課
文部科学省研究振興局ライフサイエンス課
経済産業省製造産業局生物化学産業課

1. 第4部における事項番号と施策名	2章2節2 遺伝資源の保存と提供 (2)農林水産分野における取組 (5)産業分野等における取組
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	5, 7
3. 本施策を展開する必要性とその目的	熱帯林の開発等における生物遺伝資源消失の危険性が増大する中、貴重な遺伝資源を収集・保存しこれを積極的に活用していくことにより生物の多様性を保全する。主要作物の在来種及び近縁野生種及び難培養微生物等の生物遺伝資源の探索・収集、保存、提供及び機能解析を行うとともにその実用化開発を促進し、それらを含む有用生物遺伝資源をライブラリー化し、永続的に保存・供給していく体制を充実させる。また、生物多様性条約を踏まえ、海外の国々と生物の移転に係る包括的な覚書(MOU)等により、わが国の企業等が海外の生物遺伝資源を活用できる体制を順次整備する。
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況
(2)農林水産分野における取組	平成15年度に植物23万点、微生物2万点、動物9百点、DNA24万5千点を保存。植物8,157点、微生物540点、動物43点、DNA816点を独立行政法人、国立試験研究機関、都道府県、大学、民間企業等研究者へ提供。
①農業生物遺伝資源の保存と提供	
②林木遺伝資源の保存と提供	平成15年度に2万9千点の林木を保存。378点を独立行政法人、大学、民間企業等研究者へ提供。
③水産生物遺伝資源の保存と提供	平成15年度に大型藻類及び微細藻類289点、水産微生物1,138点を保存。41点を共同研究材料として試験研究機関、漁業者へ提供。
(5)産業分野等における取組	(独)製品評価技術基盤機構(NITE)に生物遺伝資源保存供給施設を整備。微生物を約2万4千株、微生物由来のDNAクローンを約1万6千点保存。約6千5百の生物遺伝資源を提供。
①生物遺伝資源の探索・収集保存及び提供	

②難培養微生物等の生物遺伝資源の収集等によるゲノム情報に基づいた未知微生物遺伝資源ライブラリーを構築	今まで収集、培養等が困難であった未知微生物を海洋生物、植物、昆虫体内等から分離・収集。また、未知微生物遺伝資源ライブラリー構築に係る技術開発及び取得した遺伝資源の機能解析を実施。	
③海外生物遺伝資源の活用体制の整備	インドネシア共和国に加え、平成15年度新たにNITEとベトナム及びミャンマー等との間でMOU、PA(共同研究契約書)を締結するとともにMTA(素材移転協定)について合意し、海外生物遺伝資源の活用体制を充実させた。	
6. 予算・税制等項目	当初予算(百万円) H15年度 H16年度	
(2) ①農業生物資源ジーンバンク事業	870	870
②林木のジーンバンク事業	17	30
③水産生物のジーンバンク事業	16	16
(5) (独)製品評価技術基盤機構運営費交付金の内数	7,832	7,722
②ゲノム情報に基づいた未知微生物遺伝資源ライブラリー構築	430	410
	7. 今後の課題 ジーンバンクの利用性の向上を図るため遺伝的情報を付加した遺伝資源の提供システムの構築、長期に渡り安全かつ効率的に保存する超低温保存等の技術開発等を実施していくことが必要。 また、生物多様性条約を踏まえ、覚書や共同研究などにより海外の国との協調関係を築きながら、未開拓生物遺伝資源の開発を行うことを、今後も継続して実施していくことが必要。	

農林水産省農林水産技術会議事務局先端産業技術研究課
農林水産省林野庁森林整備部研究普及課
農林水産省水産庁増殖推進部研究指導課
経済産業省製造産業局生物化学産業課

1. 第4部における事項番号と施策名	2章2節3 遺伝子組換え生物の利用における安全性の確保 (1)実験段階における安全性の確保 (2)産業利用段階における安全性の確保 (3)安全性の確保に関する研究開発等
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	
3. 本施策を展開する必要性とその目的	遺伝子組換え技術等の進展により、生物に新たな形質を付与することが容易となったため、形質によっては、生物の多様性に影響を与える可能性が危惧されている。このため、遺伝子組換え生物の安全な利用、取扱に関する国際的枠組である「生物の多様性に関する条約のバイオセーフティーに関するカルタヘナ議定書」を早期に締結するため、国内担保措置の構築に取り組む。 また、研究開発の分野並びに鉱工業、医薬品及び農業分野における遺伝子組換え生物の使用の安全性確保と遺伝子組換え生物の健全な利用等の促進を図る。
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況
国内担保法の策定 カルタヘナ議定書の早期締結を行うため、環境省が中心となって、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省の6省で国内法を検討。	国内担保法である「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」(カルタヘナ法)を平成15年6月18日に公布。法施行及び議定書締結に必要な省令等の準備を進め、平成15年11月21日に議定書を締結。平成16年2月19日にわが国について発効。法についても同日施行。
(1)実験段階における安全性の確保 ①組換えDNA実験指針等の運用	「組換えDNA実験指針」(平成16年2月18日廃止)及びカルタヘナ法に基づき、遺伝子組換え実験計画の審査等を実施。平成15年度においては、79件について妥当性を確認。
②ライフサイエンス安全研究プログラムによる研究課題の実施	遺伝子組換え生物等の環境への放出を伴う研究のリスク評価及び管理の知見収集等を目的とした研究課題を実施。

(2)産業利用段階における安全性の確保 ア．農林水産分野の取組		遺伝子組換え農作物等の環境に対する安全性の確保については、「農林水産分野等における組換え体の利用のための指針」（平成16年2月18日廃止）に基づき安全性を確認してきたところ。今後は、カルタヘナ法に基づく安全性の評価・水際検査等を的確に実施し、生物の多様性の保全を図る。	
イ．医薬品分野の取組		医薬品等の分野においては、「組換えDNA技術応用医薬品の製造のための指針」（平成16年2月18日廃止）により、遺伝子組換え生物の使用の規制を行ってきたところ。今後は、カルタヘナ法に基づき規制を行うことにより、生物多様性の保全を図る。	
ウ．鉱工業分野の取組		鉱工業分野においては、「組換えDNA技術工業化指針」により、遺伝子組換え技術の利用に係る自主的な安全確保を行ってきたところ。今後は、カルタヘナ法に基づき規制を行うことにより、生物多様性の保全を図る。	
(3)安全性の確保に関する研究開発等 ア．遺伝子組換え生物の産業利用に関する安全性の確保に関する研究		遺伝子組換え生物の安全性に関するデータベースを開発するためにデータの収集及びシステムの検討を実施。	
イ．遺伝子組換え生物の生態系への影響評価に関する研究		新規に開発が進められている遺伝子組換え生物の情報、最新の科学的な知見、各国の評価手法の情報を収集し、遺伝子組換え生物のリスク評価手法について検討を実施。	
6．予算・税制等項目		7．今後の課題	
		当初予算（百万円）	
		H15年度 H16年度	
研究の効率的推進と成果情報の整備・提供に要する経費の内 生物多様性影響評価推進経費（H15まで「組換え体利用指針運用経費」） 遺伝子組換え農作物等環境リスク管理対策事務費 遺伝子組換え生物対策事業 ライフサイエンス安全研究プログラムによる研究 バイオインダストリー安全対策調査		(18) 15 5 31 70 2,845の 2,394の 内数 内数 58 55	
		カルタヘナ法に基づき、遺伝子組換え生物を環境中で使用する場合の生物多様性への影響の評価の的確な実施等、法の的確な運用が必要。	

環境省自然環境局野生生物課
 文部科学省研究振興局ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室
 農林水産省農林水産技術会議事務局技術安全課、消費・安全局農産安全管理課
 厚生労働省医薬食品局審査管理課
 経済産業省製造産業局生物化学産業課

(3) 自然とのふれあい

林水産物などの素材、田んぼ、水路などの水辺環境や森林・海辺を遊びや学びの場としての活用すること、水辺空間や都市の緑地等の多様な自然環境の保全・再生・創造を通じた人と自然とのふれあいの場の整備について記載した「農林水産環境施策の基本方針」や「国土交通省環境行動計画」を策定しました。

また、平成16年6月開催の第3回エコツーリズム推進会議において推進方策を決定しました。

【数値から見る具体的施策の展開】

北海道自然歩道が計画決定し、全国における長距離自然歩道の路線距離が4,613km延長されました。

【長距離自然歩道整備距離】

21,319km(H15.3) → 25,932km (H16.3)

数値の意味	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
自然解説指導者研修受講者数	H14.3	104人	H16.3	131人	27人
自然公園指導員数	H14.3	2,943人	H16.3	2,979人	36人
国立公園パークボランティア数	H13年度	1,689人	H15年度	1,607人	▲82人
長距離自然歩道整備距離	H14.3	21,319km	H16.3	25,932km	4,613km
長距離自然歩道利用者数	H13	4,846万人	H14	5,252万人	406万人
水生生物調査の参加者数	H13年度	87,450人	H15年度	85,907人	1,543人
水生生物調査の参加団体数	H13年度	2,642団体	H15年度	2,479団体	▲163団体
水生生物調査の調査地点数	H13年度	5,520地点	H15年度	5,042地点	▲478地点

1. 第4部における事項番号と施策名	2章3節 自然とのふれあい
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7
3. 本施策を展開する必要性とその目的 人が自然生態系の構成要素の一つであることを認識し、自然との共生への理解を深めることが可能となるよう、自然にふれあう機会を増やす。	
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況
エコツーリズム 全国的な普及・定着を図るため、エコツアー総覧やエコツーリズム推進マニュアル等5つの推進方策を検討	平成16年6月開催の第3回エコツーリズム推進会議において推進方策を決定。
(2)森林 体験活動を通じた森林とのふれあい	森林体験活動や里山林等における多様な利用活動、森林ボランティア活動など国民が行う森林づくり活動への支援等を実施中。
(3)海岸 ①自然豊かな海と森の整備対策事業（白砂青松の創出） ②海と緑の健康地域づくり（健康海岸事業）	平成15年度までに25箇所を実施地区として選定。 平成15年度までに17箇所を実施地区として選定。
(4)港湾 ①広報活動の展開 NPO等による海辺の自然体験活動のイベント情報などの提供。	海辺の自然体験活動や環境教育の必要性・有効性についてホームページの開設、情報誌の作成。
②地域やNPOとの連携 地域住民、NPOなど多彩な主体の参画を得る。	地域住民、NPO等と連携を図りながら、海辺でふれあうための実施体制の整備。
③「海辺の自然学校」の展開 自治体、NPOなどと連携しながら有意義な体験プログラムを提供できる実施体制を整備し、全国で展開	館山（千葉県）、奈半利（高知県）など全国20箇所実施。

④「海辺の達人養成講座」の開催 海辺の自然学校における指導者を養成する セミナーとして、18歳以上の男女を対象とし て実施。		三浦半島、知多半島、大隅半島で実施。	
(6)都市・農村 ①都市農村の交流の促進 グリーン・ツーリズムの推進や市民農園の 整備などを促進。		谷津田などにおいて、都市住民との交流を図るた め21地区において、滞在交流拠点や体験交流空間を 整備し、平成14年度までに全国で150,555区画の市 民農園を開設し、都市と農村の交流を図った。	
6. 予算・税制等項目	当初予算 (百万円)		7. 今後の課題
	H15年度	H16年度	
国立公園等エコツーリズム 推進モデル事業費	10,756	114,000	引き続き適正な事業を実施することが必要。
(2)森林環境教育活動の条件 整備促進対策事業	112	87	森林の整備・保全を社会全体で支えるという 国民意識の醸成を一層図るため、より広範な主 体による森林づくり活動への参加策を構ずるこ とが必要。
教育のもり整備事業	264	238	
共生林の多様な利用活動推進事業		6	今後さらに、既存の事業を重点的かつ効果的 に推進していくことが必要。 さらなる海辺でふれあう体験活動のネットワ ークの拡大が必要。
国民参加の緑づくり活動推進事業	475	369	
青年森林協力隊活動推進事業	36	17	都市住民の農業・農村に対する理解の増進と 農村地域の活性化や棚田地域の美しい景観の保 全など多面的機能の発揮等に向け、都市と農山 漁村の交流のための施策及び地域の特性に応じ た整備等の施策を講ずることが必要。
学校林整備・活用推進事業	69	57	
(3)海岸事業費の内数	83,697	78,515	
(4)港湾整備事業費の内数	503,056	474,547	
(6)やすらぎ空間整備事業	628	615	

環境省自然環境局総務課自然ふれあい推進室

農林水産省林野庁森林保全課、計画課

農林水産省農村振興局整備部防災課、地域振興課

水産庁漁港漁場整備部防災漁村課

国土交通省河川局砂防部保全課海岸室

国土交通省港湾局海岸・防災課、環境・技術課環境整備計画室

(4) 動物愛護・管理

動物を適切に飼養・保管するため、ペット販売店や動物園等の動物を対象とした飼養保管方法のガイドラインである「展示動物の飼養及び保管に関する基準」の改正を行い、平成16年4月に施行しました。この改正基準では、新たに展示動物の逸走時の対策やマイクロチップ等による個体識別措置の実施及び記録台帳の整備、販売動物の販売時における飼養保管方法、感染性の疾病等に関する情報の提供等の購入者に対する説明責任等、自然環境保全上の配慮に関する事項を盛り込んでいます。

1. 第4部における事項番号と施策名		2章4節 動物の愛護・管理	
2. 第3部第2章の各テーマとの関係		5	
3. 本施策を展開する必要性とその目的			
飼養動物等の取扱いについては、自然生態系への影響等の生物多様性保全上の問題を生じさせないよう、適正に管理することが必要なため、関係機関等と連携をとりながら、動物愛護管理法に基づき、飼養動物の管理の適正化を推進すること及び普及啓発の徹底を図る。			
4. 施策の概要		5. 施策の進捗状況	
(1)飼養管理の適正化 飼養動物の適正な管理を普及啓発するための施策等を実施。		飼養動物の管理徹底等を図るために、「展示動物の飼養及び保管に関する基準」の改正を行い、平成16年4月に施行。また、沖縄県やんばる地域において、ペットの適正飼養推進モデル事業を実施。	
(3)適正な取扱いに関する普及啓発 適正な取扱いを普及啓発するためのリーフレット作成や行事等を実施。		9月20～26日の動物愛護週間で、毎年上野恩賜公園で中央行事を実施。	
6. 予算・税制等項目		7. 今後の課題	
	当初予算（千円）		
	H15年度	H16年度	
動物愛護週間事業費	14,222	14,237	今後も引き続き動物の愛護と適正な飼養の普及啓発を図るとともに、官民連携した地域における体制づくりへの支援等が必要。また、家庭動物の終生飼養の徹底のための各種ガイドラインやデータベースの整備、あるいは外来動物や危険動物の飼養のあり方等についての検討が必要。
飼養動物との共生推進	11,157	11,713	
総合モデル事業費用			
動物の適正飼養推進事業費	11,416	11,602	
家庭動物の終生飼養推進事業費		20,011	

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

3. 基盤的施策

(1) 生物多様性に関する調査研究・情報整備

生態系や生物相について情報が不足している藻場・干潟等浅海域における生態系調査を自然環境保全基礎調査の一環として開始するとともに、国土レベルで生物多様性の劣化を早期に把握し、対策を講じるため、モニタリングサイト1000調査事業を開始しています。またこれらの調査データの整備とともに、各情報整備主体が保有する生物多様性に関する情報に容易にアクセスできるよう、情報交換の仕組み（クリアリングハウスメカニズム）を構築し、試験的に運用を開始しました。

その他、地球環境研究総合推進費等を用いて生物多様性の減少に関する各種調査研究活動も進められました。

【数値から見る具体的施策の展開】

数値の意味	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
モニタリングサイト1000のサイト設定数	H14.3	0サイト	H16.3	120サイト (事前調査中)	120
植生図の更新状況	H14.3	0%	H16.3	27%	27%
CHMメタデータ数	H14.3	0件	H16.3	79件	79件

1. 第4部における事項番号と施策名	3章1節1(1) 調査研究の推進（自然環境保全基礎調査の推進）		
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	5, 6		
3. 本施策を展開する必要性とその目的			
生物多様性の保全に関する諸課題を抽出するとともに、保全対象を特定し、適切な保全対策を立案するなど各種施策の検討を行なうに当たり、全国的観点から自然環境の現状と時系列的变化を的確に捉えるため、科学的かつ客観的な自然環境データを収集・整備する。また、生態系の機構や構成要素間の相互関係が未解明な点について知見を集積するため、生態学、分類学を中心とした基礎的研究や関連する応用的研究の推進を図る。			
絶滅のおそれが懸念される種あるいは分布の拡大・縮小傾向が顕著な種など保護管理上重要な種及び分類群については、経年変化の把握や量的把握を含め調査研究を進める必要がある。			
極めて重要性の高い地球環境問題の一つとして生物多様性の減少について、調査研究を進める必要がある。			
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況		
①自然環境保全基礎調査の推進	・2万5千分の1植生図を1,198面（約27 %）作成。 ・藻場及び干潟を対象に全国的に浅海域調査の実施。 ・動物分布調査を実施し、全国分布図を作成するとともに、データの整理及び解析を実施。		
②モニタリングサイト1000	平成15年度よりモニタリングサイトを設定し、継続的な調査の実施を開始。 モニタリングサイト数 120箇所（H15.3）		
③生物多様性の現状把握 絶滅のおそれのある種、分布の拡大・縮小傾向が顕著な種など保護管理上重要な種等については、経年変化の把握や量的把握を含めた重点的取組を進める。	絶滅のおそれが懸念される種についてモニタリングを実施。 知見の集積の少ないアザラシ、ジュゴンなどの海棲哺乳類について生息状況等調査を実施。		
④地球環境研究総合推進費による研究の推進 「移入種による生物多様性への影響機構」「渡り鳥の移動経路解析による生息環境評価」などの研究が実施されており、今後も生物多様性保全に関する調査を推進。	「侵入生物による生物多様性影響機構」「渡り鳥の移動経路解析による生息環境評価」を実施。		
6. 予算・税制等項目	当初予算（百万円）		7. 今後の課題
	H15年度	H16年度	
①自然環境保全基礎調査 ・植生図作成 ・浅海域調査 ・動物分布調査	101 50 100	119 55 130	自然環境保全基礎調査の各調査データの解析を行ない、とりまとめを実施。 モニタリングサイトを全国1
②重要生態系監視地域モニタリング推進事業費（モニタリングサイト1000）		400	000箇所程度を、平成15年度から5年間で順次設定するとともに、各調査を実施予定。
③絶滅のおそれのある野生生物種のモニタリング等調査費 ・アザラシ類生息状況調査費	10,240	10,240	今後も他の絶滅のおそれのある種等についてモニタリングを行う必要がある。地球環境研究推進費による調査についても、引続き必要な研究を推進することが必要。
④ ・移入種による生物多様性への影響機構 ・渡り鳥の移動経路解析による生息環境評価	10	10	

環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室、生物多様性センター

1. 第4部における事項番号と施策名	3章1節1(4) 調査研究の推進（地球環境研究総合推進費による研究の促進）		
2. 第3部第2章の各テーマとの関係			
3. 本施策を展開する必要性とその目的	地球環境研究総合推進費では、極めて重要性の高い地球環境問題として生物多様性の減少を位置付け、この解決に資する研究を産官学の様々な研究者・研究機関の連携の下推進しています。平成16年度には、「侵入種生態リスクの評価手法と対策に関する研究」、「野生生物の生息適地からみた生物多様性の評価手法に関する研究」など、生物多様性の減少に関する研究を推進していきます。		
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況		
①地球環境研究総合推進費科学的知見に基づいて、地球環境保全の施策を着実に進めること。	生物多様性に関する分野では、国内のみならず地球規模での生物多様性の現象に関する研究が行われ、各研究課題で成果を得ている。		
6. 予算・税制等項目	当初予算（百万円）		7. 今後の課題
	H15年度	H16年度	
地球環境研究総合推進費 ※生物多様性分野以外を含む。	2,965	3,015	政策貢献の観点から、生物多様性に関わる政策決定の場への研究者の参加をより積極的に促し、成果の反映を促す効果的な研究成果の提示方法について、一層の整備を図っていくことが考えられる。

環境省地球環境局総務課研究調査室

1. 第4部における事項番号と施策名	3章1節1(7) 調査研究の推進（農地における調査）		
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	2, 6		
3. 本施策を展開する必要性とその目的	水田周辺水域に生息する魚類やカエル類を主体とした生物の生息状況を確認し、里地里山における生物多様性の重要性を認識するとともに、生息環境条件を明らかにして、生物保全のためのより良い施設整備のあり方について検討を行う。また農地や水路等における生態系等の自然環境情報について、現地調査結果及び既存資料を併せてデータベース化、GIS化を行うことにより、環境との調和に配慮した事業計画のための調査の効率化を図る。		
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況		
①田んぼの生きもの調査 環境省と連携し、水田域における魚類・カエル類の生息状況を調査。	全国の農業水路やため池などの2,353地点において実施。		
②農業農村環境情報整備調査 生態系等の自然環境情報についての現地調査及び既存情報を併せたデータベース化。	142地点で現地調査を行い、データベース化、GIS化。		
6. 予算・税制等項目	当初予算（百万円）		7. 今後の課題
	H15年度	H16年度	
①田んぼの生きもの調査	30	26	調査の実施によって確認された生物の生息環境について今後分析を進め、さらに環境に配慮した農業農村整備事業のあり方の検討が必要。
②農業農村環境情報整備調査	60	60	

農林水産省農村振興局計画部土地改良企画課、資源課

1. 第4部における事項番号と施策名		3章1節2(7) 情報整備の推進（地球規模生物多様性情報機構（GBIF）への取組）	
2. 第3部第2章の各テーマとの関係		6、7	
3. 本施策を展開する必要性とその目的			
地球規模生物多様性情報機構（GBIF）とは、OECDの科学技術政策委員会（CSTP）における議論を踏まえて設立された、生物多様性に関するデータを各国で分散的に集積し、ネットワークを通じて全世界的に利用することを目的とする国際協力による科学プロジェクトである。その活動により、動物、植物、微生物、菌類等広範な生物種、生物標本データから生態系データ、タンパク質データ、遺伝子配列情報等の相互運用、利用が可能になることが期待されている。			
4. 施策の概要		5. 施策の進捗状況	
① GBIFへの貢献 わが国は文部科学省が科学技術振興機構を通して、GBIFに対して米国と並び活動資金の最大の拠出を行っているとともに、関係省庁連絡会議を設けて各省連携により国内対応について検討。		平成15年10月には、わが国でGBIF理事会を開催すると共に、生物多様性情報の国内普及活動として、科学技術振興調整費による「生物多様性情報学基盤の先導的構築」（独立行政法人国立環境研究所）の研究と連携し、世界分類学イニシアティブ（GTI）、国内学会等の各種機関による科学イベント（ワークショップ等）を併せて開催。	
6. 予算・税制等項目		7. 今後の課題	
	当初予算		
	H15年度	H16年度	
拠出金（科学技術振興機構の運営費交付金中の推計額）	70万ドル	70万ドル	GBIFの設置に関するMOU（覚書）で定められている、国内データベース拠点の設置と運用について本格的な検討を行うとともに、本活動が多数の省庁、機関の業務に関わることをかんがみて、関係省庁連絡会での活動をさらに活性化し、活動への参加を呼びかけていく必要がある。 また今後とも着実に国内の標本データベースの構築を推進することが必要。
国内資料のデータベース化等の検討のための調査費（科学技術振興機構の運営費交付金中の推計額）	22百万円	17百万円	

文部科学省研究振興局ライフサイエンス課

（２）教育・学習、普及啓発及び人材育成

環境教育・環境学習を推進し、環境保全についての国民一人一人の意欲を高めていくことなどを目的に、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が平成15年７月に制定され、同年10月に一部施行されました。

【数値から見る具体的施策の展開】

数値の意味	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
「こどもエコクラブ事業」参加クラブ、参加者数	H14.3	約4,200クラブ 約75,200人	H16.3	約4,300クラブ 約82,300人	100クラブ 7,100人
環境カウンセラー登録者数	H14.3	2,565名（市民部門 941名、事業者部門 1,624名）	H16.3	3,398名（市民部門 1,448名、事業者部門 2,163名、両部門登録者213名）	833名（市民部門507名、事業者部門539名）

1. 第4部における事項番号と施策名	3章2節1 環境教育・環境学習
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	
3. 本施策を展開する必要性とその目的	生物多様性の保全及び持続可能な利用を実現する上では、国民一人一人が自然の美しさや不思議さに対する感性を育み、科学的な知見に基づき自然の仕組みと大切さを理解し、環境保全のために行動していくことが必要であり、そのためには、環境教育・環境学習を積極的に推進していくことが極めて重要である。具体的には、人材育成、プログラムの整備、情報提供、場や機会の拡大などの各種施策を行う。
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況
ア. 学校における環境教育推進のための施策	
①新学習指導要領の実施	平成14年度から小・中学校において、平成15年度から高等学校において順次実施。
②環境のための地球学習観測プログラム（GLOBE）モデル校の指定	平成15年度に20校を指定。2年間指定。
③教員向けの環境教育指導資料の作成	現在作成中（国立教育政策研究所教育課程研究センターにおいて実施。）
④環境教育リーダー研修基礎講座の開催	平成15年度に全国4会場で各2日間開催。
⑤環境教育担当教員講習会の開催	平成15年度に全国2会場で各4日間開催。（独立行政法人教員研修センターにおいて実施。）
⑥環境教育実践モデル地域の指定	平成15年度に12地域13市町村を指定。2年間指定。
⑦全国環境学習フェアの開催	平成15年度に群馬県にて開催。
⑧体験活動推進地域・推進校及び地域間交流推進校の指定	平成15年度には94地域805校を指定。 平成16年度から長期宿泊体験推進校を新たに指定。
⑨環境教育に関する総合的な情報体制の整備	平成15年度に情報体制の基本的な整備に着手した。平成16年度に整備完了予定。
⑩環境教育推進のための教材開発	平成16年度より実施。
⑪エコスクールの整備	エコスクールパイロット・モデル事業において、平成15年度に97校を認定。
⑫屋外教育環境整備事業	校庭の芝生化や学校ビオトープ整備などを引き続き実施。
イ. 社会教育	
①環境パートナーシップの促進 地球環境パートナーシッププラザ及び環境パートナーシップオフィスを活用して各主体間の交流ネットワークを促進するもの。	地球環境パートナーシッププラザのホームページでの情報提供（アクセス数180万件）、環境らしんばんへの登録（588団体）、メールマガジンの配信（2,178人）。
②社会教育活性化のための支援 社会教育施設を中核として、地域における	平成16年度新規事業であり、現在委託先等について検討中。

様々な課題に対応するための事業や事業終了後の評価の実施。	
③地域と学校が連携協力した奉仕活動・体験活動推進事業 推進体制の計画的な整備充実、社会的気運の醸成に向けた取組を展開。	平成15年度は、国・都道府県、全国の約4割の市町村で奉仕活動・体験活動の推進体制を整備し、全国フォーラム等の啓発活動を実施した。
④「科学系博物館教育機能活用推進事業」により自然史系博物館を支援	平成15年度に自然史系博物館等全国30箇所へ委託。
⑤「社会教育活性化21世紀プラン」により博物館資料を活用した環境教育プログラムの開発を支援	平成16年度より実施。
⑥「誰にもやさしい博物館づくり」をテーマに、誰にとっても利用しやすい施設となるよう調査研究を行う	平成16年度より実施。
⑦ こどもエコクラブ事業 小中学生が数人から30人程度の仲間を集め、こどもエコクラブを結成し、自主的に環境活動への取組。	平成15年度末で約4,300クラブ、約82,000人が登録し、地域等での環境保全活動を実施。
⑧体験的環境学習推進事業 環境学習プログラムを構築するため、テーマを設定し、地方自治体にモデル事業として委託するもの。	「都市環境」及び「自然環境」をテーマにしたモデル事業を6つの地方自治体に対して委託して実施し、また、過去にモデル事業を実施した地方自治体(1団体)に対して事業効果の検証。
⑨環境科学に関する環境教育推進事業 環境科学の普及啓発及び環境学習の促進のため、環境科学の具体的な普及方策を検討するもの。	科学館及び学校現場で実施可能な水をテーマにしたモデル授業プランを作成し、その普及方策の検討や科学技術館・学校現場・企業等のネットワーク構築のための検討を行った。平成15年度で事業終了。
⑩環境教育リーダー研修基礎講座の開催(再掲)	平成15年度に全国4会場で各2日間開催。
⑪環境カウンセラー登録制度 環境保全に取り組む市民や事業者等に対して知識の付与や助言・指導を行う人材を登録する制度の実施。	平成15年度は、新たに397名の環境カウンセラーを登録。登録者数は3,611名(事業者部門2,163名、市民部門1,448名、内両部門登録者23名)となった。
⑫環境学習支援事業 「総合的な学習の時間」で活用できるよう、具体的な行動に結びつく平易な環境学習プログラムの開発・整備を行い、CD-ROMにとりまとめ、全国の自治体、学校へ配布するもの。	平成14年度までに開発した環境学習プログラム及び実践事例を総合的にとりまとめ、総合的環境学習プログラム事例集として集大成し、全国の自治体・小中学校等に配布した。平成15年度で事業終了。
⑬環境教育に関する総合的な情報体制の整備(再掲)	平成15年度に情報体制の基本的な整備に着手した。平成16年度に整備完了予定。
⑭自然公園等における環境教育・環境学習・自然公園等(国指定鳥獣保護区を含む)において、環境教育・環境学習を推進する。	国指定鳥獣保護区における環境学習・保全調査拠点整備事業(藤前干潟)を実施した。
⑮都市の自然における環境教育・環境学習 都市に残された貴重な自然にふれあえる場である公園緑地を、地域の環境活動や指導者育成、環境学習プログラムの実施の場として活用することで、自然と人の関わり、自然や環境の大切さについての啓発を行う。	1) 平成15年度末現在 56箇所(集計中) 2) 平成15年度末現在 198公園(集計中) 3) 平成15年度国営木曽三川公園等において実施。
⑯森林における環境教育・環境学習	「森の子くらぶ推進プロジェクト」や「緑の少年団」など森林における体験学習やボランティア活動等を通じた環境教育・環境学習を促進。
ウ. 青少年教育における環境教育・環境学習	
①体験型環境学習の推進	平成15年度に全国42箇所において実施。
②自然体験活動の推進	平成15年度に全国26箇所において実施。
③国立青少年教育施設における自然体験活動	平成15年度に25施設において環境学習の事業を27

の機会の提供	事業実施。
キ．水辺における環境教育・環境学習	平成15年度の水生生物調査の参加者は、約86,000人であった。
①水生生物調査（再掲） 川にすむ水生生物からその川の「きれいさ」等の程度を調査。	
②「海辺の自然学校」の展開 自治体、NPOなどと連携しながら有意義な体験プログラムを提供できる実施体制を整備し、全国で展開。	館山（千葉県）、奈半利（高知県）など全国20箇所を実施。
③「海辺の達人養成講座」の開催 海辺の自然学校における指導者を養成するセミナーとして、18歳以上の男女を対象として実施	三浦半島、知多半島、大隅半島で実施。

6．予算・税制等項目	当初予算（百万円）		7．今後の課題
	H15年度	H16年度	
ア．②④⑥⑦⑨⑩ 学校教育振興費（文部科学省）	94	101	平成15年7月に成立した「環境保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」の規定に基づき、人材育成、プログラムの整備、情報提供場や機会の拡大などの各種施策のさらなる充実を図る。
⑧教育方法等実践研究委託費	381	391	
⑫屋外教育環境整備事業費	444	356	
④環境教育指導者育成事業（環境省）	12	13	
⑨環境教育・環境学習データベース総合整備事業（環境省）	20	19	
イ．①地球環境パートナーシッププラザ運営費	119	118	
②社会教育活性化21世紀プラン		147	
②地域と学校が連携協力した奉仕活動・体験活動推進事業	1,113	1,000	
④科学系博物館教育機能活用推進事業	83		
⑥誰にもやさしい博物館づくり事業			
⑦こどもエコクラブ事業費		15	
⑧体験的環境学習推進事業	96	98	
⑨環境科学に関する環境教育推進事業	41	51	
⑪環境カウンセラー活用推進事業	8		
⑫環境学習支援事業	19	29	
⑭国指定鳥獣保護区における環境学習・保全調査拠点整備事業（藤前干潟）	304	270	
⑯			
・森林環境教育活動の条件整備促進対策事業	112	87	
・教育のもり整備事業	264	238	
・国民参加の緑づくり活動推進事業	475	369	
・青年森林協力隊活動推進事業	36	17	
・学校林整備・活用推進事業	69	57	
ウ．省庁連携子ども体験型環境学習推進事業	129	126	
青少年長期自然体験活動推進事業	62	61	
キ．①簡易水質診断手法推進	2	2	
②③港湾整備事業費の内数	503,056	474,547	

環境省総合環境政策局環境教育推進室
 環境省自然環境局野生生物課
 環境省環境管理局水環境部企画課
 農林水産省林野庁森林保全課、計画課
 国土交通省港湾局環境・技術課環境整備計画室
 国土交通省都市・地域整備局公園緑地課
 文部科学省初等中等教育局教育課程課
 文部科学省生涯学習政策局社会教育課
 文部科学省スポーツ・青少年局青少年課

1. 第4部における事項番号と施策名		3章2節2 普及啓発	
2. 第3部第2章の各テーマとの関係		2, 4	
3. 本施策を展開する必要性とその目的			
国民一人一人が環境問題に深い理解と認識を持ち、それぞれのライフスタイルや社会経済活動を環境への負荷の少ないものに変えていく必要があることから、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する環境教育と環境学習、これらの普及啓発を促進する。			
4. 施策の概要		5. 施策の進捗状況	
(1)生物多様性条約及び生物多様性国家戦略に関する普及啓発		条約や国家戦略についてどの程度認識があるかを把握するためのアンケート調査を実施。	
(2)各種記念日の活用		「みどりの日」(4月29日)、みどりの週間(4月23日～4月29日)を中心に、国民各層が参加する自然とのふれあい保全活動、緑化活動や緑の募金運動等を全国的に展開。	
6. 予算・税制等項目		7. 今後の課題	
	当初予算(百万円)		
	H15年度	H16年度	
国民参加の緑づくり活動推進事業	475	369	条約や国家戦略について、効率的な普及啓発のあり方を検討し、実施していくことが必要。 その他、引き続き適正な事業を実施することが必要。

環境省自然環境局自然環境計画課
農林水産省林野庁森林保全課

(3) 経済的措置等

鳥獣の保護管理の担い手の確保等を目的として、狩猟税制の一本化等を内容とした税制改正を行い、狩猟税を創設しました。

1. 第4部における事項番号と施策名	3章3節 経済的措置等 1 経済的助成 3 その他の経済的措置等
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	2, 4, 5, 7
3. 本施策を展開する必要性とその目的 補助金は、地方公共団体等による生物多様性の保全に資する施策の奨励め重要な手法であり、経済的措置は、生物多様性の保全に資する活動を行う者を支援する手法として重要。また、政府が出資している各種基金による助成を通じて、これら民間団体の活動の支援に努める。	
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況
1 経済的助成 (1) 補助金 ウ. 都市公園事業に対する国庫補助 都市公園法及び同施行令に基づき、都市公園の新設又は改築に要する費用の内、用地の取得、施設の新設、増設又は改築に要する費用の一部について、国から補助を行っている。	都市公園等整備面積 100,968ha (H15.3現在)
エ. 古都及び緑地保全事業に対する国庫補助 歴史的風土特別保存地区等において、緑地を適切に保全するために必要な土地の買入れ及び施設の整備に要する費用の一部について、国から補助を行っている。	近郊緑地保全区域決定状況 96,905ha " 特別保全地区決定状況 3,442ha " 特別保全地区土地買入実績 199ha 緑地保全地区決定状況 1,652ha " 土地買入実績 155ha 歴史的風土保存地区指定状況 17,929ha " 特別保存地区指定状況 8,324ha " 特別保存地区土地買入実績 498ha (H15.3現在)
① 地方公共団体等による生物多様性の保全に資する施策	都道府県による特定鳥獣保護管理計画の策定等に対して予算補助を行った。
② 緑化推進対策事業等に対する国庫補助	森林ボランティア活動など国民が行う森林づくり活動への支援等を実施中。
(2) 基金等による助成	平成15年度に、自然保護・保全・復元の分野で、14件、38.6百万円の助成を実施した。また、研修事業として「地球環境市民大学校」を全国で29講座開催した。
① 地球環境基金 国内の民間団体等による国内における環境保全活動を支援するため、活動費の助成や研修等を通じた人材育成を行う。	
② 環境らしんばん 民間団体自らが実施する環境保全活動を支援するデータベース「環境らしんばん」を通じ、民間の助成金制度の募集情報の提供を行う。	平成15年度に、11団体の助成金制度の募集情報を掲載した。
(3) 税制上の措置 生物多様性の保全に資する活動を行う者を支援するため、税制上の措置を行う。	鳥獣の保護管理の担い手の確保等を目的として、狩猟税制の一本化等を内容として税制改正を行い、狩猟税を創設した。
3 その他の経済的措置等	【買入れ実績】
(2) 緑地保全地区等における民有地の買入れ等	近郊緑地特別保全地区土地買入実績 199ha 緑地保全地区土地買入実績 155ha 歴史的風土特別保存地区土地買入実績 498ha

地区等においては、建築物、工作物の新築、改築、増築等の一定の行為に対する規制を行うことにより、緑地の適正な保全等を図っているが、都道府県等においては行為規制に伴って生じる土地の買い入れ申出等に応じて土地の買い入れを行っている。国土交通省においては、これらに要する費用の一部を補助することにより、民有地の公有地化による緑地の適正な保全等を支援している。

(H15.3現在)

6. 予算・税制等項	当初予算(百万円)		7. 今後の課題
	H15年度	H16年度	
(1) ウ. 都市公園事業費補助 エ. 古都及び緑地保全事業費補助 ① 特定鳥獣等保護管理対策費補助 ② 国民参加の緑づくり活動推進事業 青年森林協力隊活動推進事業 学校林整備・活用推進事業 (2) ① 独立行政法人環境保全再生機構基金勘定運営費交付金の一部 ② 地球環境パートナーシッププラザ運営費の一部	90,416 6,789 137 475 36 69 802の内数 119の内数	84,339 6,419 106 369 17 57 1,074の内数 118の内数	都市公園の整備、緑地の保全等により自治体の環境保全に対する取組みを支援していくため所要の予算額の確保や、引き続き、特定鳥獣等の保護管理に対して必要な財政的支援を行っていくことが必要。 また、森林の整備・保全を社会全体で支えるという国民意識の醸成を一層図るため、より広範な主体による森林づくり活動への参加策を構ることが必要。 さらに、第三者による評価を実施するとともに、助成の重点化を図ることが必要。

環境省自然環境局鳥獣保護業務室
環境省総合環境政策局環境教育推進室
農林水産省林野庁森林保全課
国土交通省都市・地域整備局公園緑地課

(4) 国際的取組

平成16年2月に開催された第7回生物多様性条約締約国会議（COP7）では、COP6やWSSDにて採択された「2010年までに生物多様性の損失速度を減少させること（2010年目標）」に向けて、保護地域や技術移転などについて、より具体的な方策が合意されました。また、わが国は「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」（以下「カルタヘナ法」）を制定し、平成15年11月にカルタヘナ議定書を締結しました。平成16年2月、この議定書がわが国について発効し、カルタヘナ法も施行されました。わが国はCOP7に引き続き開催されたカルタヘナ議定書第1回締約国会議に締約国として参加しました。

1. 第4部における事項番号と施策名		3章4節1 生物多様性条約の下での取組 (1) 締約国会議等での取組 (2) 条約実施のための取組
2. 第3部第2章の各テーマとの関係		5, 7
3. 本施策を展開する必要性とその目的		
生物多様性条約の運営や条約の詳細なルール、予算について決定するための重要な会議にわが国が主体的に参加し、ルール作りに貢献する。 また、遺伝子組換え生物の生物多様性への悪影響を防止するための措置を規定するカルタヘナ議定書を締結することにより、他の締約国から事前に提供される情報に基づき危険性の評価を行うことが容易となる。さらに、遺伝子組換え生物に関する情報交換の仕組みを利用し、さらにその仕組みを発展させるための作業を締約国として行うことによって遺伝子組換え生物の安全な利用に貢献する。		
4. 施策の概要		5. 施策の進捗状況
(1) 締約国会議等での取組		第7回締約国会議において、山地生物多様性、保護地域、技術移転と技術協力、平成17、18年事務局予算等に関する決議が採択。
ア. 第7回締約国会議、第9回補助機関会合等への参加		第7回締約国会議への途上国参加支援費として6万ドルを、第9回補助機関会合への途上国参加支援費として2万ドルを拠出。
イ. 締約国会議等への途上国参加支援		
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律		外来種対策に関する措置のあり方については、中央環境審議会における検討結果を踏まえ、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律案が第159回国会において成立。
締約国会議において決議された「外来種の影響の予防、導入、影響緩和のための指針原則」を踏まえた国内対策の充実。		
(2) 条約実施のための取組		・平成15年9月11日にカルタヘナ議定書が発効。わが国は同11月21日に締結し、平成16年2月19日、わが国について発効。
ア. カルタヘナ議定書の発効と締結		・カルタヘナ議定書の国内担保措置について関係省共同で検討をはじめ、第156回通常国会に法案を提出し、平成15年6月に公布され、平成16年2月に施行。
・バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の効果的実施に向けた取組		
・カルタヘナ議定書の効果的実施のための様々な措置を検討・実施。		
イ. 第1回締約国会議（H16年2月）への締約国としての参加		遺伝子組換え生物等の取扱、輸送、包装、表示の詳細な要件、遵守制度、責任と救済、平成17、18年事務局予算等に係る決議が採択。
6. 予算・税制等項目		7. 今後の課題
	当初予算（百万円） H15年度 H16年度	
生物多様性条約締約国 拠出金	209	194
		条約の効果的な実施及び予算の効率的執行の観点から、条約の活動計画の対象を優先順位に絞り込むことが引き続き必要。能力開発等途上国支援も重要。また、締約国会合等における議論の重複の排除や効率化も課題。 さらに、遺伝子組換え生物の主要な輸出国である米国、豪に同議定書の締結を引き続き働きかけていくこと、他、能力開発等途上国支援が重要。

外務省国際社会協力部地球環境課
環境省自然環境局野生生物課

1. 第4部における事項番号と施策名	3章4節2 生物多様性関連条約との連携強化	
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	5, 7	
3. 本施策を展開する必要性とその目的	国際的に「生物多様性条約」と関連する諸条約との連携を強化し、わが国の自然環境だけでなく、地球環境全体の保全に向けて取り組むことが必要。	
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況	
(1)ラムサール条約 国内条約湿地数の増加を促進する。アジア地域を中心に条約への加入、湿地の保全に協力。	・アジア地域の代表として第29回及び第30回常設委員会に参加し、条約の運営に引き続き貢献。 ・アジア湿地目録の枠組作りを行った。東南アジア地域における湿地の保全及び管理に関するワークショップを開催。	
(2)ワシントン条約 「種の保存法」に基づく、国内での譲渡し等の規制を実施するとともに、違法行為の防止、摘発に努める。	・第49回及び第50回常設委員会へ出席。MIKEプロジェクトに対する4万ドルの支援。 ・国際希少野生動植物種について種の保存法に基づき国内での取引規制を行った。また、これらの国内での譲渡規制が適切に行えるように種の保存法を一部改正。	
(4)二国間渡り鳥条約・協定 二国間渡り鳥条約に基づき、二国間の渡り鳥等やその生息環境の保護のための施策を実施する。他のアジア地域の諸国と協力し、二国間の枠組の必要性について検討をすすめる。	平成15年10月から12月にかけて、ロシア、オーストラリア、中国及び韓国との間で二国間渡り鳥等保護条約等に基づく会議を実施し、渡り鳥の保護に関する情報交換を行った。また、条約等に基づく共同調査として、日中韓ズグロカモメ・日米ハマシギ共同調査、日中クロツラヘラサギ共同調査並びに日米アホウドリ人工衛星追跡共同事業を実施した。 鳥インフルエンザの感染経路究明に資するために韓国の渡り鳥等の生息状況について調査を実施。	
(6)食糧及び農業に用いられる植物遺伝資源に関する国際条約（仮称） 各条文の明確化、具体的運用、関係省庁等との調整、既存の国際条約との関係整理や国内実施に必要な措置等に照らし対応を検討。	平成16年3月31日に40カ国以上が批准したため、本条約は同6月29日に発効する。平成16年5月10日現在50カ国（先進国はカナダ、ドイツ、英国）が批准。	
6. 予算・税制等項目	当初予算（百万円） H15年度 H16年度	
(1)アジア地域湿地保全推進事業（アジア地域における生物多様性保全推進費の一部） ラムサール条約締約国拠出金	65の内数	65の内数
(2) ・ワシントン条約締約国拠出金	45	57
・ワシントン条約対策費	97	101
(4)アジア地域渡り鳥等国際共同研究推進費	10	10
	24	24
7. 今後の課題	生物多様性関連諸条約に基づく取組と連携強化を一層促進することが必要。また、条約運営効率化への継続的関与が必要。 特に、ラムサール条約については、平成17年までにわが国のラムサール条約湿地数を22箇所以上に増加させる方針であり、取組を進める必要がある。	

環境省自然環境局野生生物課
外務省国際社会協力部地球環境課
農林水産省農林水産技術会議事務局先端産業技術研究課

1. 第4部における事項番号と施策名	3章4節3 国際的プログラムの推進
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	5, 6, 7
3. 本施策を展開する必要性とその目的 生物多様性の保全と持続可能な利用を効果的に進めていくためには、二国間、多国間等の様々な形態の国際協力が必要である。	
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況
(1)GBIFを通じての協力 科学技術振興事業団を通して、GBIFに対して米国と並び活動資金の最大の拠出。関係省庁連絡会議を設けて各省連携により国内対応について検討。	平成15年10月には、わが国でGBIF理事会を開催すると共に、生物多様性情報の国内普及活動として、科学技術振興調整費による「生物多様性情報学基盤の先導的構築」（独立行政法人国立環境研究所）の研究と連携し、世界分類学イニシアティブ（GTI）、国内学会等の各種機関による科学イベント（ワークショップ等）を併せて開催。
(2)地球生態系診断、MA APEIS（アジア太平洋環境イノベーションプロジェクト）を通じたMAとの協力。	アジア地域の流域生態系における環境管理について、APEISとMAの合同ワークショップ開催（H15.11）。
(5)地球圏・生物圏国際協同研究計画（IGBP） ①地球規模海洋生態系変動研究計画（GLOBEC） 地球規模での気候変化等が多様性に富む海洋生態系に与える影響の解明と、それを予測するモデルを開発する。	関連する国内シンポジウムを2回、日韓合同GLOBECシンポジウム（韓国・釜山）を開催し、平成16年1月より、第2期日本GLOBEC小委員会を再編。
②土地利用・被覆変化研究計画（LUCC） 人間活動に起因する土地利用・被覆変化によって、物質循環や生態系の多様性が損なわれる過程の動態を解明することを目的とする。	LUCC・Focus2オフィス（東京大学）を中心にALOS（陸域観測技術衛星）を利用するためのアルゴリズム開発を進めた。同時に日本におけるGLPグループと共同で新たな国際プログラムを立ち上げる準備をした。
(6)UNESCOを通じての取組 ① ECOTONE（沿岸域及び陸水域の生態移行帯の管理に関するセミナー）の開催。	平成4年以降「破壊された沿岸生態系の管理と修復」をテーマに沿岸生態系及びエコトーンを主な対象とするセミナーを実施。
② ASPACO（生物圏保存地域等の持続可能な利用のためのアジア・太平洋地域協力会議）の開催。	アジアと太平洋地域の沿岸生態系の保全とそのための人材育成を目指したプロジェクトで、平成13年から会合等を実施。
(8)OECDを通じての協力 今後とも、OECDを通じてのバイオテクノロジーと生物多様性の保全に関する取り組みを積極的に行う。	これまでに13作物種についての合意文書の作成に協力。
(10)アジア太平洋地域における渡り性水鳥の保護 第Ⅱ期戦略期間の履行を推進するため、渡り性水鳥の重要生息地ネットワークの拡充を図る。絶滅のおそれのある種について保全行動計画の策定を進める。	アジア・太平洋地域渡り性水鳥保全戦略を推進するため、国際事務局及び国内事務局の支援を行った。シギ・チドリ類重要生息地ネットワークへ大阪南港野鳥園（大阪市）が参加。
(11)国際サンゴ礁イニシアティブ（ICRI）の推進	平成15年度にアジア諸国を集め、マレーシアにおいてサンゴ礁モニタリング及びデータベースに関するワークショップを開催した。平成15年度にカンボジアにおいて、サンゴ礁データベースのトレーニングを実施。
(12)南極地域観測事業 ①海洋生産モニタリング 南極海域における環境変動を低次生産者群集の変化により把握する。	南極・昭和基地への「しらせ」往復航路上において、表面海水から植物プランクトンを採取し、現存量の連続観測を行い、データベースを作成。
②海洋大型動物モニタリング 大型捕食者の個体数調査から海水変動による個体群変動を把握する。	南極・昭和基地周辺のアデリーペンギンの個体数変動データをまとめている。

③陸上生態系長期変動モニタリング 土壌微生物の変化から温暖化に対応した植 生変化の基礎データを取得する。		南極・雪鳥沢地域を中心とする蘚苔類の検索マ ニュアルのweb版を発行し、関連データレポートを 発行。	
(13) 東アジア酸性雨モニタリングネッ トワーク (EANET)			
① EANET拠出金		EANET事務局の信託基金に拠出。	
② 酸性雨対策国際協力事業		東アジア諸国に対し、酸性雨のモニタリン グ計画策定、技術指導、研修活動等の支援事 業を実施。	
6. 予算・税制等項目	当初予算(百万円)		7. 今後の課題
	H15年度	H16年度	
(1) GBIFを通じての協力 国内資料のデータベース化 等の検討のための調査費 (科学技術振興機構の運 営費交付金中の推計額)	22	17	GBIFの設置に関する覚書で定められてい る、国内ノードの設置と運用について本格的 な検討を行うとともに、本活動が多数の省庁、 機関の業務に関わることをかんがみて、関係 省庁連絡会での活動をさらに活性化し、活動 への参加を呼びかけていく必要がある。また 今後とも着実に国内の標本データベースの構 築を推進することが必要。 生態系変動の予測のための数値モデルに必 要な野外実験によるパラメータ値の推定と、 長期モニタリングデータの取得、及びそれら の品質を向上させて管理することが必要。 土地利用変化やその環境影響に関する多数 の事例データについてクリアリングハウスの 構築などにより長期的な土地利用変化を再現 するためのデータの収集や共有化を進めるこ とが必要。 人材育成、ネットワーク作りに大きな 効果を挙げてきたが、今後本事業をどの ように収束させていくか検討することが 必要。また両施策の連携をどのように図 るか検討し、密接な連携を図ることが必 要。 アジア・太平洋地域渡り性水鳥保全戦 略の推進を図るため国際的な協力関係の 強化を図るとともに、重要生息地ネッ トワークの拡充を図ることが必要。 EANETを円滑に推進するため、東アジ ア諸国のモニタリング能力向上のための 国際協力の継続、財政面を含むEANETの 基盤強化、国際協調に基づく酸性雨対策 (特に発生源対策に結びつく施策)の枠 組づくりを目指すことが必要。 観測手法は年々進歩しているが、長期観測 を通じた観測データの品質管理、観測手法間 での相互検定が必要。 また、毎年観測者が同一ではなく、特に 現場での目視観測をベースとする領域ではデ ータ品質保持が重要な課題。
(2) アジア太平洋地域環境 イノベーション戦略推進	489	300	
(5) 地球圏・生物圏国際協同 研究計画 (IGBP) 地球圏・生物圏国際協同研 究計画 (IGBP) 拠出金	18	17	
(6) UNESCOを通じての取組 ユネスコ持続可能な開発 のための科学振興事業 信託基金の内数	18	18	
(10) 第Ⅱ期アジア太平洋 地域渡り性水鳥保全戦略 の推進 (アジア地域にお ける生物多様性保全推進 費の一部)	65の内 数	65の内 数	
(11) 浅海域の重要生態系 の保全	17,421	22,745	
① 東アジア酸性雨モニタ リングネットワーク拠出 金	165	165	
② 酸性雨対策国際協力事 業費	40	30	
(12) 南極地域観測事業	20	18	
① 海洋生産モニタリング	12	11	
② 海洋大型動物モニタリング	3	3	
③ 陸上生態系長期変動モニ タリング			

文部科学省研究振興局ライフサイエンス課

文部科学省研究開発局海洋地球課

環境省地球環境局総務課研究調査室、環境保全対策課

環境省自然環境局自然環境計画課、野生生物課

1. 第4部における事項番号と施策名	3章4節4 開発途上国への協力
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	7
3. 本施策を展開する必要性とその目的	
開発途上国に対して、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する計画立案・策定・実施、人材育成、施設の整備等の様々な側面で積極的に支援するとともに、開発途上国と協力しつつ、生物多様性の保全と持続可能な利用の促進を図り、世界レベルの生物多様性の保全に寄与する。	
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況
(1) ア. 環境意識向上に向けた支援 生物多様性の保全と持続可能な利用についての積極的な取組の促進にかかる政策対話の努力の継続・強化と、環境教育プログラムの推進。	メキシコにおける開発福祉支援事業「シエラゴルダ生物保護区半乾燥地帯における環境教育及びコミュニティ開発」などを実施。
イ. 戦略的な研究の促進と技術・ノウハウ等の移転	「マレーシア・ボルネオ生物多様性・生態系保全プログラム協力」(技プロ)、「生物多様性情報システム」(集団研修)などを実施。
ウ. 国際機関、他の先進国の援助機関等との連携・協調	地球環境ファシリティ(GEF)に積極的に参加、貢献。財源補充交渉でも積極的なイニシアティブを発揮。GEF3(平成14年7月～18年6月)に対する拠出額は488億円で米国に次ぐ2位。
エ. 民間団体等の活動の支援 独立行政法人環境再生保全機構の地球環境基金等による開発途上国における民間団体等による取組の支援。	・平成15年度のNGO事業補助金実績は10事業、約3,880万円。 ・平成15年度の日本NGO支援無償資金協力実績(生物多様性関連)は、2事業、約1,087万円。 ・平成15年度に、開発途上地域における自然保護・保全・復元の分野で、12件、49.8百万円の助成を実施。
オ. 国内基盤の整備(国内専門家の活用・育成、情報・技術・経験の収集・整理等)	中国江西省、湖北省を対象とした円借款の調査ミッションに岐阜県立森林文化アカデミーの学長をアドバイザーとして同行させるなど、国内専門家を活用。
カ. 援助の実施に際しての生物多様性への配慮 各機関における環境配慮に関するガイドラインの的確な運用と、環境配慮実施のための基盤の強化。	・国際協力銀行(JBIC)において、平成15年10月より新環境ガイドライン(環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン)を完全施行。 ・国際協力機構(JICA)において、平成16年3月にJICA環境社会配慮ガイドラインの改定作業を終了。同年4月より同ガイドラインを施行。
(2) ア. 自然環境の保全 自然環境データ整備、渡り鳥・湿地保全、希少種保護、国立公園の各項目に重点を置いた協力の推進。	インドネシア「グヌンハリムンサラク国立公園管理計画」、「マレーシア・ボルネオ生物多様性・生態系保全プログラム協力」(以上、技プロ)、「湿地における生態系・生物多様性とその修復・再生及び賢明な利用」、「自然公園の管理・運営と利用(エコツアー)」(以上、集団研修)、イラン「アンザリ湿原生態系保全計画調査」(開発調査)などを実施。
イ. サンゴ礁の保護 貴重なサンゴ礁の環境・生態系の保護・自然資源の持続的な利用と、サンゴ礁及び関連する生態系についての研究、保全及び普及啓発。	フィリピン「北部パラワン持続可能型環境保全事業」(円借款)、「パラオ国際サンゴ礁センター強化プロジェクト」(技プロ)、「サンゴ礁保全」(集団研修)などを実施。
ウ. 熱帯生物資源の保護及び利用 開発途上国における熱帯生態系に関する生物多様性の保全及び持続可能な利用のための能力構築への協力。	タイ、インドネシア及びマレーシアにおける「生物多様性保全と持続的利用等に関する研究協力事業」、ブラジル「セラード生態コリドー保全計画」(技プロ)、「熱帯・亜熱帯地域におけるエコツーリズム人材育成研修」(集団研修)などを実施。
エ. 農業分野における国際協力 途上国の農業及び食糧増産に寄与できる遺伝資源の保全問題の解決及び持	「GIS(地理情報システム)による天然資源・農業生産物の管理」(集団研修)、「タイ北部持続的農業農村開発計画調査」(開発調査)などを実施。

続可能な利用の促進に関する協力の推進。 オ．林業分野における国際協力 環境保全のための森林の保全・造成に関する技術協力、資金協力の推進。			・平成15年度の植林事業は、地球環境無償では4事業、約16億円。円借款では3事業、約213億円。 ・ブラジル「東北部半乾燥地における荒廃地域の再植生技術開発計画」（技プロ）、オマーン「マングローブ林再生・保全・管理計画調査」（開発調査）、「持続可能なマングローブ生態系管理技術」、「森林保護地域等の管理・経営」（以上、集団研修）などを実施。 ・ITTO（国際熱帯木材機関）を通じたわが国の支援として、プロジェクト実施のために総額約10億円の拠出を表明。
カ．漁業分野における国際協力 開発途上地域における水産業の振興と魚類生態系の保全に関する技術協力 その他国際協力の推進。			・コスタリカ「ニコヤ湾持続的漁業管理計画」（技プロ）、太平洋諸島諸国「熱帯海洋生物多様性の保全と持続的利用技術」（集団研修）、セネガル「漁業資源評価・管理計画調査」（開発調査）などを実施。 ・東南アジア漁業開発センター（SEAFDEC）を通じた協力として「マングローブに優しいエビ養殖（フィリピン）」「漁業管理及び持続的な開発のための指標の設定」などの活動を実施。 ・湿地帯における水生生物の生態系の保存のためのJICA技術プロジェクト事業をメキシコユカタン半島において実施。
キ．遺伝子組換え生物の利用等の安全性の確保 遺伝子組換え生物の環境安全性に関する国内制度づくりに関する支援と、アジア地域を対象にした遺伝子組換え農作物の環境影響評価確立のための能力向上に関する協力の推進。			FAOを通じた協力として、バイオテクノロジー関連体制整備事業「遺伝子組み換え農作物の環境影響評価体制の確立（期間：平成14.5～平成17.4、平成15年度拠出額：354,626米ドル、対象：アジア地域）」を実施。
6．予算・税制等項目		当初予算（百万円）	7．今後の課題
		H15年度 H16年度	
(1)エ． NGO事業補助金予算		541 180	今後も引き続き開発途上国への協力を推進することが必要。
日本NGO支援無償資金協力予算		2,200 2,700	
地球環境基金		802の内数 1,074の内数	
(2)オ．地球環境無償（平成13年度より、「クリーン・エネルギー無償」と「植林無償」とを統合したもの。なお、平成16年度からは、「水資源無償」との統合により「水資源・環境無償」となっている。）		5,500 23,000	

外務省経済協力局開発計画課
外務省国際社会協力部地球環境課
環境省総合環境政策局環境教育推進室
農林水産省水産庁国際課